

銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下「自己資本比率基準」という。）を次のように定める。

目次

第一章 定義（第一条）

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）（第二条―第十二条）

第三章 国際統一基準（単体自己資本比率）（第十三条―第二十二條）

第四章 国内基準（連結自己資本比率）（第二十三条―第三十三条）

第五章 国内基準（単体自己資本比率）（第三十四条―第四十三条）

第六章 標準的手法

第一節 適格格付機関（第四十四条―第五十一条）

第二節 リスク・ウェイト（第五十二条―第七十七条）

第三節 オフ・バランス取引（第七十八条）

第四節 派生商品取引（第七十九条）

第五節 信用リスク削減手法

第一款 総則（第八十条―第八十三条）

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項（第八十四条―第九十三条）

第三款 包括的手法

第一目 総則（第九十四条―第九十六条）

第二目 標準的ボラティリティ調整率（第九十七条）

第三目 自行推計ボラティリティ調整率（第九十八条―第一百二条）

第四目 保有期間の前提及びボラティリティ調整率の調整（第百三条・第百四条）

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外（第百五条―第百七条）

第六目 法的に有効な相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引（その一：ボラティリティ調整率による計算）（第百八条―第百十条）

第七目 相対ネッティング契約下にあるレポ形式の取引（その二：エクスポージャー変動額推計モデルによる計算）（第百十一条―第百十七条）

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引（第百十八条）

第四款 簡便手法（第百十九条―第百二十一条）

第五款 貸出金と自行預金の相殺（第百二十二条）

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件（第百二十三条―第百二十八条）

- 第二目 所要自己資本の計算（第二百二十九条―第二百三十四条）
 - 第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い（第二百三十五条―第二百三十七条）
 - 第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項
 - 第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い（第二百三十八条・第二百三十九条）
 - 第二目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ（第二百四十条・第二百四十一条）
 - 第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等（第二百四十二条―第二百四十四条）
- 第七章 信用リスクの内部格付手法
- 第一節 総則
 - 第一款 承認手続等（第二百四十五条―第二百五十条）
 - 第二款 段階的適用等（第二百五十一条―第二百五十五条）
 - 第二節 期待損失の取扱い（第二百五十六条―第二百五十九条）
 - 第三節 信用リスク・アセットの額の算出
 - 第一款 事業法人等向けエクスポージャー（第二百六十条―第二百六十五条）
 - 第二款 リテール向けエクスポージャー（第二百六十六条―第二百七十二条）
 - 第三款 株式等エクスポージャー（第二百七十三条）
 - 第四款 ファンド（第二百七十四条）
 - 第五款 購入債権（第二百七十五条―第二百八十条）
 - 第六款 リース取引（第二百八十一条―第二百八十四条）
 - 第七款 その他資産（第二百八十五条）
 - 第四節 最低要件
 - 第一款 内部格付制度の設計
 - 第一目 内部格付制度（第二百八十六条―第二百八十八条）
 - 第二目 格付の構造（第二百八十九条・第二百九十条）
 - 第三目 格付の基準（第二百九十一条―第二百九十四条）
 - 第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間（第二百九十五条）
 - 第五目 モデルの利用（第二百九十六条）
 - 第六目 内部格付制度に関する書類（第二百九十七条・第二百九十八条）
 - 第二款 内部格付制度の運用
 - 第一目 格付の対象（第二百九十九条・第二百条）
 - 第二目 格付付与手続の健全性の維持（第二百一条・第二百二条）
 - 第三目 格付の書換え（第二百三条）
 - 第四目 データの維持管理（第二百四条・第二百五条）
 - 第五目 ストレス・テスト（第二百六条・第二百七条）
 - 第三款 内部統制（第二百八条―第二百十条）

第四款 格付の利用（第二百十一条）

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト（第二百十二条―第二百十四条）

第二目 推計の対象と共通要件等（第二百十五条―第二百十九条）

第三目 PD の推計（第二百二十条・第二百二十一条）

第四目 LGD の推計（第二百二十二条―第二百二十五条）

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件（第二百二十六条―第二百三十条）

第六目 EAD の推計（第二百三十一条―第二百三十四条）

第七目 購入債権の PD、LGD 及び EL_{dilution} の推計（第二百三十五条―第二百三十九条）

第六款 推計値の検証（第二百四十条―第二百四十三条）

第七款 開示（第二百四十四条）

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率（第二百四十五条）

第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件（第二百四十六条―第二百五十二条）

第八章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則（第二百五十三条―第二百五十五条）

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット

第一款 標準的手法の取扱い（第二百五十六条―第二百五十九条）

第二款 内部格付手法の取扱い（第二百六十条―第二百七十九条）

第九章 マーケット・リスク

第一節 算出方式の選択（第二百八十条）

第二節 内部モデル方式（第二百八十一条―第二百八十八条）

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額（第二百八十九条）

第二款 金利リスク・カテゴリー（第二百九十条―第二百九十六条）

第三款 株式リスク・カテゴリー（第二百九十七条―第二百九十九条）

第四款 外国為替リスク・カテゴリー（第三百条・第三百一条）

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー（第三百二条）

第六款 オプション取引（第三百三条―第三百十条）

第十章 オペレーショナル・リスク（第三百十一条―第三百二十八条）

附則

第一章 定義

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める

ところによる。

一 標準的手法 第四十四条から第百四十四条まで及び第二百五十三條から第二百五十九條までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

二 内部格付手法 第百四十五条から第二百五十五条まで及び第二百六十條から第二百七十九條までに定める方法により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

三 内部格付手法採用行 先進的内部格付手法採用行と基礎的内部格付手法採用行を総称していう。

四 オペレーショナル・リスク 銀行の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失が発生しうる危険をいう。

五 オペレーショナル・リスク損失 別表第二に定めるオペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失をいう。

六 証券化エクスポージャー 資産譲渡型証券化取引及び合成型証券化取引に係るエクスポージャーの他、資産担保証券、信用補完、流動性補完、金利スワップ、通貨スワップ、クレジット・デリバティブ、留保金その他証券化取引に係るエクスポージャーをいう。

七 資本勘定に含まれている期待将来収益 オリジネーターである銀行が原資産を証券化目的導管体に譲渡した日において、当該資産のキャッシュ・フローをリスクフリー・レートで割り引くことによって算定された額と、将来キャッシュ・フローを当該エクスポージャーの債務者がデフォルトするリスクを勘案した金利で割り引くことによって算定された額の差額のうち、資本勘定に含まれているものをいう。

八 金融機関 次に掲げるものをいう。

イ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

ロ 農林中央金庫

ハ 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

ニ 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

ホ 商工組合中央金庫

九 子会社 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条第八項に規定する子会社をいう。

十 レポ形式の取引 担保付きで行う証券の貸借取引及び証券の買戻又は売戻条件付売買をいう。

十一 クレジット・デリバティブ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号。以下「規則」という。）第十三条の二第六号に定めるクレジット・デリバティブをいう。

十二 プロテクション提供者 クレジット・デリバティブにより信用リスク削減効果を

提供する者をいう。

十三 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、それらについて最初に発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

十四 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、あらかじめ複数の法人又は資産を指定し、それらについて二番目に発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう。

十五 適格金融資産担保 簡便手法を用いる場合にあっては第九十二条に掲げるものを、包括的手法を用いる場合にあっては第九十三条に掲げるものをいう。

十六 包括的手法 第六章第五節第三款に定める計算手法をいう。

十七 簡便手法 第六章第五節第四款に定める計算手法をいう。

十八 取引所有価証券市場 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に定めるものをいう。

十九 店頭売買有価証券市場 証券取引法第六十七条第二項に定めるものをいう。

二十 外国有価証券市場 証券取引法第二条第八項第三号ロに定めるものをいう。

二十一 上場株式 取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されている株式をいう。

二十二 ポートフォリオ 一又は二以上の取引及び資産の集合をいう。

二十三 ヒストリカル・データ 過去に実際に発生した価格変動を表す数値をいう。

二十四 ポジション 取引及び資産の持ち高をいう。

二十五 ネット・ポジション 対当するポジション同士を相殺した結果として残るポジションをいう。

二十六 対当する あるポジションと他のポジションが、相互に他方のポジションから生じうる損失を減少させる状態にあることをいう。

二十七 原債権 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の対象となるエクスポージャーをいう。

二十八 決済のための参照債務 信用事由の発生に基づく支払額の算定に用いられる債務及び原債権の債務者の債務で決済を行う場合に決済のために引渡すことが認められる債務を総称していう。

二十九 信用事由判断のための参照債務 クレジット・デリバティブで定める信用事由の発生の有無を判断するための参照債務をいう。

三十 その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブ クレジット・デリバティブのうち、複数の法人又は資産を指定し、それらについてあらかじめ特定された順位で発生した信用事由のみに基づいて信用リスク削減効果を提供し、契約が終了するものをいう（ただし、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカ

ンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)

三十一 先進的内部格付手法採用行 事業法人等向けエクスポージャーについて LGD 及び EAD の自行推計値を用いて内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を受けた銀行をいう。

三十二 基礎的内部格付手法採用行 事業法人等向けエクスポージャーについて LGD 及び EAD の自行推計値を用いないことを条件として、内部格付手法を適用することについて金融庁長官の承認を得ている銀行をいう。

三十三 ソブリン向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。

イ 中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー

ロ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一条の三に規定する地方公共団体向けエクスポージャー（ただし、地方公共団体向けエクスポージャーのうち、特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているエクスポージャーを除く。）

ハ 特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金の受入れを行う法人を除く。）で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものに対するエクスポージャーをいう。

(1) 政府が過半を出資している法人

(2) 政府が出資している法人で、かつ、法律の規定により、当該法人の予算・決算について国会の議決（承認を含む。）を得又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

ニ 土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー

ホ 海外の中央政府以外の公共部門（中央政府以外の公共部門とは、各国が定めたそれぞれの公共部門の定義に従う。以下同様とする。）向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいてソブリン向けエクスポージャーとして扱われているもの

ヘ 国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行協議会向けエクスポージャー

ト 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行及び欧州共同体向けエクスポージャー

チ 信用保証協会（信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）に規定する信用保証協会をいう。以下同じ。）、農業信用基金協会（農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）に規定する農業信用基金協会をいう。以下同じ。）及び漁業

- 信用基金協会（中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律三百四十六号）に規定する漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー
- 三十四 金融機関等向けエクスポージャー 次に掲げるエクスポージャーをいう。
- イ 第八号に規定する金融機関に対するエクスポージャー
 - ロ 日本郵政公社（日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）に規定する日本郵政公社をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー
 - ハ 海外の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャーであって、当該公共部門が設立された国内における取扱いにおいて金融機関向けエクスポージャーとして扱われているもの
 - ニ 国際開発銀行（前号へに掲げるものを除く。）向けエクスポージャー
 - ホ 法第四十七条第一項に規定する外国銀行（以下「外国銀行」という。）
 - ヘ 法第二条第十三項に規定する銀行持株会社
 - ト 外国の銀行持株会社（バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準に準ずる基準の適用を受けるものに限る。以下同じ。）
 - チ 第六十五条において金融機関向けエクスポージャーの取扱いを認められた証券会社向けエクスポージャー
- 三十五 事業法人向けエクスポージャー 法人、信託、事業者たる個人その他これに準ずるもの（以下「事業法人」という。）に対するエクスポージャーをいう。
- 三十六 事業法人等向けエクスポージャー 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーを総称していう。
- 三十七 PD 一年間に債務者がデフォルトする確率をいう。
- 三十八 LGD EAD に対するデフォルトしたエクスポージャーに生じる損失額の割合をいう。
- 三十九 EAD デフォルト時におけるエクスポージャーの額をいう。
- 四十 リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーを総称していう。
- 四十一 居住用不動産向けエクスポージャー 不動産を所有し、当該不動産に居住する個人向けの不動産担保付貸付けであって、かつ、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。
- 四十二 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー 同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属するエクスポージャーであって、当該プール単位で管理されており、かつ、次に掲げるすべての性質を有するものをいう。
- イ 契約上定められた上限の範囲内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動するエクスポージャー（以下「リボルビング型エクスポージャー」という。）であって、無担保で、かつ、信用供与枠の維持について契約が締結されておらず、銀行が無条件に取消しうるものであること。

- ロ 個人向けのエクスポージャーであること。
- ハ 一個人に対する残高の上限が一千万円以下であること。
- ニ 当該エクスポージャーの属するポートフォリオにおける PD の低いエクスポージャーの損失率のボラティリティが低いこと。
- ホ 当該エクスポージャーの損失率のデータが損失のボラティリティを検証することが可能な形式で保存されていること。

四十三 株式等エクスポージャー 次に掲げるものをいう。

- イ 株式又は次に掲げるすべての性質を有するもの
 - (1) 償還されないこと。
 - (2) 発行体の債務を構成するものではないこと。
 - (3) 発行体に対する残余財産分配請求権又は利益配当請求権を付与するものであること。
- ロ 金融機関の基本的項目に算入される資本調達手段と同様の仕組みの金融商品
- ハ 発行体の債務を構成する金融商品であって、次に掲げるいずれかの性質を有するもの
 - (1) 発行体が当該債務の支払を繰延べることができること。
 - (2) 発行体による一定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により、債務を支払うことが条件とされていること又は発行体が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること。
 - (3) 発行体による不特定数のイ又はロに掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、(他の条件が同じであれば) 債務額の変動が一定数のイ及びロに掲げる金融商品の額に連動するものであること又は発行体の裁量で当該支払方法を選択できること。
 - (4) 当該金融商品の所有者がイ又はロに掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、当該金融商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合又は債務として扱うことが適当であると認められる場合を除く。

- ニ 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、金融派生商品その他一切の金融商品

四十四 その他リテール向けエクスポージャー 居住用不動産向けエクスポージャー及び適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーを除く個人向け（事業性のものを除く。）のエクスポージャー及び一億円未満のエクスポージャーであって、同様のリスク特性を有するエクスポージャーで構成されるプールに属し、当該プール単位で管理されているものをいう。

四十五 プロジェクト・ファイナンス 事業法人向けエクスポージャーのうち、発電プラント、化学プラント、鉱山事業、交通インフラ、環境インフラ、通信インフラその他の特定の事業を目的として設立された事業法人に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を主として当該プロジェクトからの収益に限定し、当該プロジェクトの

有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十六 オブジェクト・ファイナンス 船舶、航空機、衛星、鉄道、車両その他の有形資産の取得のための資金調達又はその運用を目的として設立された事業法人に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該有形資産からの収益に限定し、当該有形資産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該有形資産及び当該有形資産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十七 コモディティ・ファイナンス 原油、金属、穀物その他の商品取引所の上場商品の支払準備金、在庫又は売掛債権の資金調達のために設立された事業法人に対する短期の信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該商品の売却代金に限定し、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与を行った者が当該商品及び当該商品からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十八 事業用不動産向け貸付け 賃貸用オフィスビル、商業ビル、居住用不動産、ホテル、工場、倉庫その他の不動産の取得のための資金調達又はその運用を目的として設立された事業法人に対する信用供与のうち、利払い及び返済の原資を当該不動産からの収益に限定し、当該不動産を担保の目的とするものであって、かつ、信用供与の条件を通じて信用供与者が当該不動産及び当該不動産からの収益について相当程度の支配権を有しているものをいう。

四十九 適格引当金 内部格付手法により算出される信用リスク（証券化エクスポージャー及び株式等エクスポージャーを除く。）に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、部分直接償却額及び特定海外債権引当勘定に相当する額をいう。

五十 特定貸付債権 プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。

五十一 ボラティリティの高い事業用不動産貸付け 事業用不動産向け貸付けのうち、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 他の特定貸付債権に比べ損失のボラティリティが高い事業用不動産の取得に対する信用供与

ロ 土地の取得、開発及び建物の建築のための信用供与であって、信用供与の実行日において当該信用供与の返済原資が当該不動産の不確実な売却又は相当程度不確実なキャッシュ・フローに基づいているもの（当該不動産の所在地における当該不動産と同様の不動産の使用率に満たない場合を含むが、これに限られない。）。ただし、債務者が信用供与者以外の第三者から相当程度の株式等エクスポージャーを通じた資金の提供を受けている場合を除く。

ハ 外国の銀行監督においてボラティリティの高い事業用不動産貸付けとして扱われている事業用不動産向けの信用供与

五十二 中堅中小企業向けエクスポージャー 事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の売上高（当該事業法人が連結財務諸表を作成している場合及び内部格付手法採用行が同一のグループに属するものとして管理している場合は連結の売上高をいう。以下この号、第百六十条第二項及び第百八十二条において同じ。）が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをいう。ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合は、事業法人向けエクスポージャーのうち、当該事業法人の総資産が五十億円未満の事業法人に対するエクスポージャーをこれに含めることができる。

五十三 適格不動産担保 事業用不動産又は居住用不動産に設定された担保であって、次に掲げる性質をすべて有するものをいう。

イ 被担保債権の債務者のリスクが、当該資産又は当該資産に係るプロジェクト以外を原資とする債務者の返済能力に依存するものであること。

ロ 担保の目的である不動産の価値は、債務者の業績に大きく依存するものではないこと。

ハ 被担保債権が事業用不動産向け貸付けに該当しないこと。

五十四 適格債権担保 次に掲げる性質をすべて有する債権に付された担保をいう。

イ 当初の満期が一年以内であり、当該債権に係る債務者の有する資産に係る商業取引を通じて支払がなされる債権であること。

ロ 証券化、ローン・パーティシペーション又はクレジット・デリバティブに関連する債権ではないこと。

ハ 債務者の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）又は関連法人等（令第四条の二第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）その他債務者とデフォルトの相関関係の高いものに対する債権ではないこと。

五十五 トップ・ダウン・アプローチ 第百七十七条第二項から第九項までに従って、購入債権の PD 又は LGD を推計する方法をいう。

五十六 $EL_{dilution}$ 購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対する希薄化リスク部分に相当する期待損失率をいう。

五十七 購入リテール向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等（銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であって連結の範囲に含まれるものをいう。以下同じ。）が第三者から譲り受けたリテール向けエクスポージャーをいう。

五十八 購入事業法人等向けエクスポージャー 内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人が第三者から譲り受けた事業法人等向けエクスポージャーをいう。

五十九 購入債権 購入リテール向けエクスポージャー及び購入事業法人等向けエクスポージャーを総称していう。

六十 適格購入事業法人等向けエクスポージャープール 次に掲げる性質をすべて有する購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成されたプールをいう。

イ 購入債権の譲渡人が独立した第三者であり、かつ、当該内部格付手法採用行が直接又は間接に信用供与を行ったものでないこと。

ロ 購入債権の譲渡人と購入債権の債務者間における購入債権に関する取引は、独立当事者間取引であること。

ハ 購入事業法人等向けエクスポージャーの譲受人が購入事業法人等向けエクスポージャーのプールからの元利払いの全額又は一部について権利を有すること。ただし、一部の場合は当該購入債権に係る他の権利者とエクスポージャーの額の割合に応じて比例配分する場合に限る。

ニ プールに含まれる購入債権のうち、最大のものが総額に占める割合が三パーセント以内であること。

六十一 適格購入事業法人等向けエクスポージャー 適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに属する購入事業法人等向けエクスポージャーをいう。

六十二 希薄化リスク 購入債権に係る契約の取消若しくは解除、購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、購入債権が減少するリスクをいう。

六十三 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引においてオリジネーターが証券化目的導管体に譲渡する資産

ロ 合成型証券化取引においてクレジット・デリバティブの原債権、被保証債権又は被担保債権等

六十四 裏付資産 証券化エクスポージャーに係る元利金の支払の原資となる資産を総称していう。

六十五 ロング・ポジション 買持ちのポジションをいう。

六十六 ショート・ポジション 売持ちのポジションをいう。

六十七 一般市場リスク 市場全体の価格変動により発生しうる危険をいう。

六十八 信用補完機能を持つ I/O ストリップス オリジネーターである銀行が原資産を証券化目的導管体に譲渡した日において、当該原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、当該銀行が留保又は譲り受けたもののうち、他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいう。

六十九 証券化取引 原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいう。ただし、特定貸付債権に該当するものを除く。

- 七十 資産譲渡型証券化取引 証券化取引であって、原資産の全部又は一部が証券化目的の導管体に譲渡されており、当該取引における投資家に対する支払の原資が当該原資産からのキャッシュ・フローであるものをいう。
- 七十一 オリジネーター 次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。
- イ 直接又は間接に証券化取引の原資産の組成にかかわっている場合
 - ロ 第三者からエクスポージャーを取得する ABCP の導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーである場合
- 七十二 クリーンアップ・コール 証券化エクスポージャーの投資家はその全額について支払を受ける前に、証券化目的の導管体が残存する証券化エクスポージャーの買戻し又は償還を受けることができる権利をいう。
- 七十三 証券化目的の導管体 証券化取引のために組織された法人、信託その他の導管体であり、次に掲げる性質を満たすものをいう。
- イ 定款又は契約において、当該証券化目的の導管体の活動が当該特別の目的の遂行のために必要なものに限定されること。
 - ロ オリジネーター及び原資産の譲渡人の信用リスクから隔離されていること。
- 七十四 契約外の信用補完等 証券化取引において、銀行が当該取引に係る契約上の義務でないにもかかわらず、当該取引に係る信用リスクを引き受けることにより証券化取引に関与する他の契約当事者に信用補完を行うことをいう。
- 七十五 合成型証券化取引 証券化取引であって、原資産の信用リスクの全部又は一部が原資産を参照資産とするクレジット・デリバティブ、原資産に対する保証又は原資産を被担保債権とする質権の設定その他のこれらに類する方法により移転されており、投資家が原資産の信用リスクを負担しているものをいう。
- 七十六 適格流動性補完 証券化目的の導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与（融資枠契約及び債権買取契約を含むが、これに限られない。）であって、かつ、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。
- イ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。
 - ロ 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額の回収が見込まれる額に限定されていること。
 - ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補填に利用されるものではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続的に無条件に実行されるように仕組みられたものでないこと。
 - ニ デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的として実行されることを防止するために、当該証券化取引の裏付資産の信用力の審査を行っていること。
 - ホ 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付機関が格付を付与し

ている場合は、信用供与の実行時において当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。

ヘ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。

ト 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではなく、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。

七十七 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 適格流動性補完のうち、次に掲げる性質をすべて満たすものをいう。

イ 市場が機能不全となっている場合（異なる取引に関係する複数の証券化目的導管体が、満期を迎える ABCP の借換えを行うことができない場合であって、その原因が証券化目的導管体の信用力又は裏付資産の悪化によるものでないときその他これに類するときをいう。以下同じ。）に限り利用可能であること。

ロ 市場が機能不全となっている場合における証券化エクスポージャーの投資家に対する支払のために銀行から支払われる資金は、当該証券化エクスポージャーの裏付資産により担保されており、かつ、その返済順位が当該証券化エクスポージャーと同順位以上であること。

七十八 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー（委託又は再委託に基づき、原債権の管理、原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第百三号において同じ。）が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

イ 実行した信用供与の全額について裏付資産から生じるキャッシュ・フローから最優先で返済を受ける権利を有するものであること。

ロ サービサーが任意に事前の通知なくして取り消すことができること。

七十九 コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。

イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保するための適切な計画が存在すること。

ロ すべての取引期間（早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。）にわたって、毎月の初めにおける銀行及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること。

ハ 早期償還の開始時期は、当該開始時点において債務総額の九十パーセント以上が償還済み又はデフォルトしたものとして認識される日以降に設定されること。

ニ 早期償還の開始前における償還額は、当該期間において均等に償還を行う場合の額を上回ってはならない。

八十 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

- 八十一 購入債権の購入ディスカウント部分 第三者から購入債権を購入した場合の当該債権の名目価額と取得価額との差額をいう。
- 八十二 個別リスク 特定の債券、株式等の価格が、市場全体の価格変動と異なって変動することにより発生しうる危険をいう。
- 八十三 バリュース・アット・リスク 特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、将来の価格変動により一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいう。
- 八十四 マーケット・リスク・ファクター マーケット・リスク相当額の算出の対象となる取引の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。
- 八十五 リスク・カテゴリー マーケット・リスクを発生させる原因の区分をいう。
- 八十六 ベーシス・ポイント 百分の一パーセント・ポイントをいう。
- 八十七 パーティカル・ディスアローアンス 同一期間帯内において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。
- 八十八 ホリゾンタル・ディスアローアンス 期間帯間において対当するポジション同士を相殺する場合において、対当している部分に一定の割合を乗じて得られるものであって、マーケット・リスク相当額に追加する部分をいう。
- 八十九 マチュリティ・ラダー 第二百九十五条に定めるマチュリティ法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引を残存期間又は次の金利更改日までの期間（以下「残存期間等」という。）により分類して計算するための表をいう。
- 九十 デュレーション・ラダー 第二百九十六条に定めるデュレーション法を用いて金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額を算出する際に使用する、対象となる取引のポジションに価格感応度を乗じて得たものを残存期間等により分類して計算するための表をいう。
- 九十一 ストライク・プライス オプション取引においてオプションが行使された場合に成立する売買取引の売買価格をいう。
- 九十二 コール・オプション オプション取引における原資産を買う権利をいう。
- 九十三 プット・オプション オプション取引における原資産を売る権利をいう。
- 九十四 イン・ザ・マネー コール・オプション取引においては、原資産価格がストライク・プライスを上回っている状態をいい、プット・オプション取引においては、原資産価格がストライク・プライスを下回っている状態をいう。
- 九十五 キャップ 支払金利の上限を保証する契約が付されたオプション取引をいう。
- 九十六 フロア 受取金利の下限を保証する契約が付されたオプション取引をいう。
- 九十七 スワップション スワップを行う権利を売買するオプション取引をいう。
- 九十八 業務区分 別表第一に定める業務の区分をいう。
- 九十九 内部損失データ 銀行等の内部で生じたオペレーショナル・リスク損失に係る

情報をいう。

百 外部損失データ 銀行等の外部から収集したオペレーショナル・リスク損失に係る情報であって、銀行等におけるオペレーショナル・リスクの管理に資するものをいう。

百一 シナリオ分析 重大なオペレーショナル・リスク損失について、専門的な知識及び経験に基づいて発生頻度及び当該損失の額を推計する手法をいう。

百二 業務環境及び内部統制要因 オペレーショナル・リスクに影響を与える要因であって、銀行等の業務の環境及び内部統制の状況に関するものをいう。

百三 エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利金の支払額、サービスへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利金の支払に優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

第二章 国際統一基準（連結自己資本比率）

（算式）

第二条 海外営業拠点（外国に所在する支店又は法第十六条の二第一項第五号に掲げる会社（銀行が総株主、総社員又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有しているものに限る。）であって、その所在地において常勤の役員又は従業員を持つものをいう。以下同じ。）を有する銀行の自己資本比率基準（以下「国際統一基準」という。）のうち法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

2 前項の算式における信用リスク・アセットの額とは、資産（派生商品取引によるものを除く。）の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額に、各オフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額をいう。（第十三条第一項、第二十三条第一項及び第三十四条第一項において同じ。）。

3 内部格付手法採用行は、第一項に定める算式に代えて以下の算式を用いるものとする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

内部格付手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額（その他資産（第百八十五条に規定する資産をいう。以下同じ。）を除く。）に[スケール・ファクター]を乗じて得た額＋その他資産の信用リスク・アセットの額＋標準的手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

（連結の範囲）

第三条 前条の連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場

合において、連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づき作成することとする。ただし、銀行が法第十六条の二第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等（第八条第一項、第二十四条第一項及び第二十九条第一項において「金融子法人等」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、銀行が法第十六条の二第一項第四号又は第七号に掲げる会社（以下「保険会社等」という。）を子法人等としている場合における当該子法人等（第八条第一項、第二十四条第二項及び第二十九条第一項において「保険子法人等」という。）については、連結の範囲に含めないものとする。

（マーケット・リスク相当額不算入の特例）

第四条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第二条第一項（内部格付手法採用行にあっては第三項）の算式にマーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額（以下「マーケット・リスク相当額に係る額」という。）を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

- 一 規則第十三条の六の三第一項の規定に基づき特定取引勘定を設けた銀行（以下「特定取引勘定設置銀行」という。） 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末（中間期末を含む。以下同じ。）から自己資本比率の算出を行う日（以下「算出基準日」という。）までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第二条第一項（内部格付手法採用行にあっては同条第三項）の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを満たす場合

イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。

ハ 直近の算出基準日において第二条第一項（内部格付手法採用行にあっては同条第三項）の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

(基本的項目)

第五条 第二条第一項及び第三項の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）、その他有価証券評価差益（連結財務諸表規則第四十二条第四項に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。第二十六条において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（次条第一項第四号及び第六号に掲げるものによるものを除く。）の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限る。）及び第一条第七号に定める資本勘定に含まれている期待将来収益の額の合計額を控除したものである。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額（配当の予定額及び役員賞与の予定額の合計額をいう。以下同じ。）を控除した額とする。

2 あらかじめ定めた期間が経過した後一定の金利又は配当率（以下「ステップ・アップ金利等」という。）を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（専ら当該銀行の資本調達を目的として海外に設立された子法人等（以下「海外特別目的会社」という。）の発行する優先出資証券を含む。以下この項、第十六条第二項、第二十六条第二項及び第三十七条第二項において「株式等」という。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額（当該発行予定株式等及び発行済株式等の合計額を含む。）の十五パーセントを限度とする。

3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。

- 一 非累積的永久優先出資であること。
- 二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- 三 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

4 前項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて同項の適用があるものとする。

- 一 当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると思われるとき。
- 二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

5 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、同項の適用はないものとする。

6 第一項中「その他有価証券」とは、連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するものをいう（以下この章及び第四章において同じ。）。

(補完的項目)

第六条 第二条第一項及び第三項の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二条第一項又は第三項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第二条第一項の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第三項の算式の分母から内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額及びその他資産の信用リスク・アセットの額を合計した額を控除した額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとし、第七号に掲げる額については、第二条第三項の算式の分母のうち内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 その他有価証券（第八条第一項第一号に規定する他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額

二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

三 一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては、第百五十九条の規定に従い配分された標準的手法に係る一般貸倒引当金に限る。第十七条、第二十七条及び第三十八条において同じ。）

四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先株

七 第百五十六条に定める額

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

(準補完的項目)

第七条 第二条第一項及び第三項の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条第一項及び第三項の信用リスク・アセットの総額（内部格付手法を採用しない銀行にあっては信用リスク・アセットの額を、内部格付手法採用行にあっては信用リスク・アセット（その他資産を除く。）の額に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額にその他資産及び標準的手法を適用して算出した信用リスク・アセットの額を加えた額をいう。以下この条、第十八条、第二十八条及び第三十九条において同じ。）の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務（以下この章及び第三章において「短期劣後債務」という。）の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第十一条に定めるマーケット・リスク相当額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二条第一項及び第三項の信用リスク・アセットの総額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。

三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。

四 銀行が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が八パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

(控除項目)

第八条 第二条第一項及び第三項の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合において、銀行はその五十パーセントを基本的項目から、残りの五十パーセントを補完的項目から各々控除しなければならない。ただし、補完的項目から控除すべき額が補完的項目の額を上回る場合には、当該上回る額を基本的項目から控除するものとする。

一 他の金融機関の自己資本比率の向上のため、意図的に当該他の金融機関の株式その他の資本調達手段を保有していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含む。）における、当該保有している他の金融機関の資本調達手段（預金保険法第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等の際に保有することとなった同条第一項に規定する救済金融機関の資本調達手段を除く。以下この条、第十九条、第

二十九条及び第四十条において同じ。)(以下「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」という。)の額

二 銀行又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段(前号に該当するものを除く。)の額を合算した額

イ 法第十六条の二第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる子会社(保険会社等を除く。)であって、連結の対象に含まれないもの

ロ 金融子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの(イに掲げるものを除く。)

ハ 保険子法人等

ニ 当該銀行が金融業務を営む会社を関連法人等としている場合における当該関連法人等(以下次条、第二十九条第一項及び第三十条において「金融業務を営む関連法人等」という。)

三 第百三十条、第百五十七条各号及び第二百五十四条に掲げる額(第百三十二条及び第百四十一条第一項において証券化エクスポージャーの取扱いの準用がなされるものを含む。)

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第六条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第六条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第六条第一項第五号及び第六号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(比例連結)

第九条 金融業務を営む関連法人等(保険会社等を除く。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める要件を満たす場合には、前条第

一項の規定（同項第二号ニに係る部分に限る。）にかかわらず、第二条第一項及び第三項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法（会社の資産、負債、収益及び費用のうち当該会社に投資している銀行及び連結子法人等に帰属する部分を連結の範囲に含める方法をいう。次項及び第三十条において同じ。）により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。第三十条第一項において同じ。）を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

場合	要件
一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権を保有している場合	当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合（法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この章から第六章までにおいて同じ。）の保有する他の法人等の議決権の数が当該他の法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合をいう。以下同じ。）を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。
二 前号に掲げる場合以外の場合	次に掲げるすべての要件 イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。 ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。 ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。 ニ 当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。

- 2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第十条 銀行は、第二条第一項の算式において信用リスク・アセットの額の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、この章の規定に従うものとする。ただし、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第八章の規定に従うものとする。

一 第二条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに第八条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置銀行において第二条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等（規則第十三条の六の三第二項に規定する特定取引その他これに類似する取引をいう。以下同じ。）に係る資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

2 内部格付手法採用行は、第二条第三項の算式における内部格付手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、内部格付手法を用いるものとし、その他資産の信用リスク・アセットの額の算出（前項の各号に掲げる場合について、前項各号に定めるものを除く。）に当たっては、第百八十五条の規定に従うものとする。

一 第二条第三項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び第八条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置銀行において第二条第三項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二条第三項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

(マーケット・リスク相当額)

第十一条 第二条第一項及び第三項の算式においてマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとする。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人

等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産
(オペレーショナル・リスク相当額)

第十二条 第二条第一項及び第三項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

第三章 国際統一基準 (単体自己資本比率)

(算式)

第十三条 国際統一基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準(次条において「単体自己資本比率」という。)は、次の算式により得られる比率について、八パーセント以上とする。

自己資本の額(基本的項目+補完的項目+準補完的項目-控除項目)

信用リスク・アセットの額+マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

- 2 内部格付手法採用行は、前項に定める算式に代えて以下の算式を用いるものとする。

自己資本の額(基本的項目+補完的項目+準補完的項目-控除項目)

内部格付手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額(その他資産を除く。)に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額+その他資産の信用リスク・アセットの額+標準的手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額+マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

(算出の方法等)

第十四条 前条の単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、財務諸表については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第二章に準ずることとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第十五条 次の各号に掲げる銀行について、当該各号に定める場合には、第十三条第一項(内部格付手法採用行にあっては第二項)の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

- 一 特定取引勘定設置銀行 次に掲げる条件のすべてを満たす場合
 - イ 直近の期末から自己資本比率の算出基準日までの間における特定取引勘定の資産及び負債の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
 - ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における特定取引勘定の資産及び負債の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
 - ハ 直近の算出基準日において第十三条第一項（内部格付手法採用行にあっては同条第二項）の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。
- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 次に掲げる条件のすべてを満たす場合
 - イ 直近の期末から算出基準日までの間における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額のうち最も大きい額が、千億円未満であり、かつ、直近の期末の総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
 - ロ 算出基準日が期末である場合には、当該算出基準日における商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額が、千億円未満であり、かつ、当該算出基準日における総資産の十パーセントに相当する額未満であること。
 - ハ 直近の算出基準日において第十三条第一項（内部格付手法採用行にあっては同条第二項）の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入していないこと。

（基本的項目）

第十六条 第十三条各項の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益（財務諸表等規則第六十八条の二の二に規定する資本の部に計上されるその他有価証券の評価差額が正の値である場合の当該評価差額をいう。第三十七条において同じ。）並びに、次条第一項第四号及び第六号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額の合計額を控除したものとす。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

- 2 ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額（当該発行予定株式等及び発行済株式等の合計額を含む。）の十五パーセントを限度とする。
- 3 海外特別目的会社の発行する優先出資証券の基本的項目への算入は、その時点の基本的項目の二十五パーセントを限度とする。
- 4 前項の優先出資証券については、次に掲げる条件のすべてを満たす場合に限り、当該優先出資証券に係る連結子法人等の少数株主持分について基本的項目に算入できる。
 - 一 非累積的永久優先出資であること。
 - 二 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - 三 発行代り金が当該銀行に即時かつ無制限に利用可能であり、業務を継続しながら当

該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

- 5 第三項の優先出資証券について、償還を行う場合に当該証券発行後五年を経過した日以降に海外特別目的会社の任意により実行されるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還を行うことができるものについて第四項の適用があるものとする。

- 一 当該償還を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれるとき。
- 二 当該償還の額以上の額の資本調達を行うとき。

- 6 第三項の優先出資証券について、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である海外特別目的会社が償還を行う蓋然性が高いと認められるときは、第四項の適用はないものとする。

- 7 第一項中「その他有価証券」とは、財務諸表等規則第八条第二十一項に規定するものをいう（以下この章及び第五章において同じ。）。

（補完的項目）

第十七条 第十三条各項の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第十三条各項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合には、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第三号に掲げる一般貸倒引当金については、第十三条第一項の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第二項の算式の分母から内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額及びその他資産の信用リスク・アセットの額を合計した額を控除した額）の一・二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第五号及び第六号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとし、第七号に掲げる額については、第十三条第二項の算式の分母のうち内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・六パーセントを限度として算入することができるものとする。

- 一 その他有価証券（第十九条第一項第一号に規定する他の金融機関の資本調達手段に該当するものを除く。）について貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額）が正の値である場合の当該控除した額の四十五パーセントに相当する額
- 二 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額
- 三 一般貸倒引当金
- 四 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの
 - イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

五 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

六 期限付優先株

七 第百五十六条に定める額

2 前項第四号から第六号までに掲げるものについて、同項第四号に掲げるものの償還又は同項第五号若しくは第六号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものにより、同項第四号から第六号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると思込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第四号から第六号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

（準補完的項目）

第十八条 第十三条各項の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条各項の信用リスク・アセットの総額の四パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第二十一条に定めるマーケット・リスク相当額の七分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第十三条各項の信用リスク・アセットの総額の四パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

（控除項目）

第十九条 第十三条各項の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

この場合において、銀行はその五十パーセントを基本的項目から、残りの五十パーセントを補完的項目から各々控除しなければならない。ただし、補完的項目から控除すべき額が補完的項目の額を上回る場合には、当該上回る額を基本的項目から控除するものとする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 第百三十条、第百五十七条各号及び第二百五十四条に掲げる額（第百三十二条及び第百四十一条第一項において証券化エクスポージャーの取扱いの準用がなされるものを含む。）

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達

手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第十七条第一項第四号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第十七条第一項第一号から第四号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第十七条第一項第五号及び第六号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第十七条第一項第五号及び第六号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第二十条 銀行は、第十三条第一項の算式において信用リスク・アセットの額の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、この章の規定に従うものとする。ただし、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第八章の規定に従うものとする。

- 一 第十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び支払承諾見返勘定並びに前条第一項に定める控除項目の額
- 二 特定取引勘定設置銀行において第十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産
- 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び特定取引等に係る資産
- 四 劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合 当該劣後保証相当額

- 2 内部格付手法採用行は、第十三条第二項の算式における信用リスク・アセットの額（その他資産及び標準的手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額を除く。）の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、内部格付手法を用いるものとし、その他資産の信用リスク・アセットの額の算出（前項の各号に掲げる場合について、前項各号に定めるものを除く。）に当たっては、第百八十五条の規定に従うものとする。

- 一 第十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 営業権に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額
- 二 特定取引勘定設置銀行において第十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産
- 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産
- 四 劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合 当該劣後保証相当額
(マーケット・リスク相当額)

第二十一条 第十三条各項の算式においてマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとする。

- 一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産
- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産
(オペレーショナル・リスク相当額)

第二十二条 第十三条各項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

第四章 国内基準（連結自己資本比率）

(算式)

第二十三条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に定める基準（次条において「連結自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

- 2 内部格付手法採用行は、前項に定める算式に代えて以下の算式を用いるものとする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

内部格付手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額（その他資産を

除く。)に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額+その他資産の信用リスク・アセットの額+標準的手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額+マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額+オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

(連結の範囲)

第二十四条 前条の連結自己資本比率は、連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとする。ただし、金融子法人等については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、保険子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第二十五条 銀行は、第二十三条各項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

(基本的項目)

第二十六条 第二十三条各項の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）及び連結子法人等の少数株主持分に相当する額（次条第一項第三号及び第五号に掲げるものによるものを除く。）の合計額から営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額（正の値である場合に限り、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものによるものを除く。）及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額の合計額を控除したものとする。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額（当該発行予定株式等及び発行済株式等の合計額を含む。）の十五パーセントを限度とする。

(補完的項目)

第二十七条 第二十三条各項の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第二十三条各項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号に掲げる一般貸倒引当金については、第二十三条第一項の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第二項算式の分母から内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額及びその他資産の信用リスク・アセット

の額を合計した額を控除した額)の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株(残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。)については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとし、第六号に掲げる額については、第二十三条第二項の算式の分母のうち内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 一般貸倒引当金

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務(契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。)

五 期限付優先株

六 第百五十六条に定める額

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還(以下この条において「償還等」という。)の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると思われるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

(準補完的項目)

第二十八条 第二十三条各項の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の信用リスク・アセットの総額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、次の各号に掲げる性質のすべてを有する劣後債務(以下この章及び第五章において「短期劣後債務」という。)の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第三十二条に定めるマーケット・リスク相当額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第二

十三条各項の信用リスク・アセットの額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

- 一 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- 二 契約時における償還期間が二年以上のものであること。
- 三 約定された償還期日以前に償還されないものであること。
- 四 銀行が当該劣後債務の元利払いを行った後においても自己資本比率が四パーセント以上となる場合を除き、元利払いを行わないとの特約が付されていること。

(控除項目)

第二十九条 第二十三条各項の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合において、銀行はその五十パーセントを基本的項目から、残りの五十パーセントを補完的項目から各々控除しなければならない。ただし、補完的項目から控除すべき額が補完的項目の額を上回る場合には、当該上回る額を基本的項目から控除するものとする。

- 一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額
- 二 銀行又は連結子法人等が保有している次に掲げるものの資本調達手段（前号に該当するものを除く。）の額を合算した額
 - イ 法第十六条の二第一項第一号から第八号まで又は第十号に掲げる子会社（保険会社等を除く。）であって、連結の対象に含まれないもの
 - ロ 金融子法人等であって、連結財務諸表規則第五条第一項各号に該当するため、連結の範囲に含まれないもの（イに掲げるものを除く。）
 - ハ 保険子法人等
- ニ 金融業務を営む関連法人等

三 第三百三十条、第百五十七条各号及び第二百五十四条に掲げる額（第三百三十二条及び第百四十一条第一項において証券化エクスポージャーの取扱いの準用がなされるものを含む。）

- 2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第二十七条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第二十七条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第二十七条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第二十七条第一項第四号及び第五号に掲げるもののうち、補完的項目に算入

	されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(比例連結)

第三十条 金融業務を営む関連法人等（保険会社等を除く。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる場合において当該各号に定める要件を満たす場合には、前条第一項の規定（同項第二号二に係る部分に限る。）にかかわらず、第二十三条各項の算式において当該金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出することができる。この場合においては、当該金融業務を営む関連法人等に対する投資については、連結財務諸表規則第十条第一項本文の規定にかかわらず、持分法を適用しないものとし、当該関連法人等は連結子法人等とみなす。

場合	要件
一 当該金融業務を営む関連法人等が、当該金融業務を営む関連法人等を関連法人等とする銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であって、当該銀行持株会社又はその子会社（当該金融業務を営む関連法人等を除く。）が合算して当該金融業務を営む関連法人等の総株主、総社員又は総出資者の議決権を保有している場合	当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を負うべきことを約する契約等がないこと。
二 前号に掲げる場合以外の場合	次に掲げるすべての要件 イ 当該金融業務を営む関連法人等に投資を行う二以上の法人等（以下この号において「共同支配会社」という。）が共同でその事業の支配を行うために投資及び事業に関する契約を締結していること。 ロ 共同支配会社がイに規定する投資及び事業に関する契約に基づき、当該共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合に応じて共同でその事業の支配及び運営を行っていること。 ハ 共同支配会社の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合がいずれも百分の二十以上であること。 ニ 当該銀行が当該銀行の当該金融業務を営む関連法人等に対する保有議決権割合を超えてその事業に関して責任を

	負うべきことを約する契約等がないこと。
--	---------------------

- 2 前項の規定により金融業務を営む関連法人等を比例連結の方法により連結の範囲に含めて自己資本比率を算出したときは、その算出方法の使用を中断する旨をあらかじめ金融庁長官に届け出た場合を除き、これを継続して用いなければならない。

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第三十一条 銀行は、第二十三条第一項の算式において信用リスク・アセットの額の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、この章の規定に従うものとする。ただし、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第八章の規定に従うものとする。

一 第二十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について連結貸借対照表計上額から帳簿価格を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び第二十九条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置銀行において第二十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二十三条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

- 2 内部格付手法採用行は、第二十三条第二項の算式における信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、内部格付手法を用いるものとし、その他資産の信用リスク・アセットの額の算出（前項の各号に掲げる場合について、前項各号に定めるものを除く。）に当たっては、第百八十五条の規定に従うものとする。

一 第二十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
営業権に相当する額、連結調整勘定に相当する額及び第二十九条第一項に定める控除項目の額

二 特定取引勘定設置銀行において第二十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの並びに特定取引勘定の資産及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第二十三条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの並びに当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産

(マーケット・リスク相当額)

第三十二条 第二十三条各項のマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる銀行の区

分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとする。

一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行及び連結子法人等における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産

（オペレーショナル・リスク相当額）

第三十三条 第二十三条各項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

第五章 国内基準（単体自己資本比率）

（算式）

第三十四条 海外営業拠点を有しない銀行の自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に定める基準（次条において「単体自己資本比率」という。）は、次の算式により得られる比率について、四パーセント以上とする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

2 内部格付手法採用行は、前項に定める算式に代えて以下の算式を用いるものとする。

自己資本の額（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）

内部格付手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）に[スケールリング・ファクター]を乗じて得た額＋その他資産の信用リスク・アセットの額＋標準的手法を用いて算出された信用リスク・アセットの額＋マーケット・リスク相当額を八パーセントで除して得た額＋オペレーショナル・リスク相当額を八パーセントで除して得た額

（算出の方法等）

第三十五条 前条の単体自己資本比率は、銀行の財務諸表に基づき算出するものとする。

この場合において、財務諸表については、財務諸表等規則に基づき作成することとする。ただし、海外特別目的会社を有する銀行においては、当該会社を含む連結財務諸表に基づき算出するものとする。この場合において、連結財務諸表については、連結財務諸表規則に基づき作成することとし、連結に伴う自己資本比率算出上の扱いは第四章に準ずることとする。

(マーケット・リスク相当額不算入の特例)

第三十六条 銀行は、第三十四条各項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる。ただし、当該算式にマーケット・リスク相当額を算入しない場合には、準補完的項目を算入してはならない。

(基本的項目)

第三十七条 第三十四条各項の算式において基本的項目の額は、資本勘定（非累積的永久優先株を含み、再評価差額金、その他有価証券評価差益並びに、次条第一項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）から営業権に相当する額及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額の合計額を控除したものである。ただし、資本勘定のうち当期利益は、社外流出予定額を控除した額とする。

2 ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）の発行について、発行予定株式等及び発行済株式等の合計額は発行時の基本的項目の額（当該発行予定株式等及び発行済株式等の合計額を含む。）の十五パーセントを限度とする。

(補完的項目)

第三十八条 第三十四条各項の算式において補完的項目の額は、次の各号に掲げるものの合計額のうち、基本的項目の額（前条に定める基本的項目の額をいう。以下この章において同じ。）から次条に定める準補完的項目の額を控除した額を超えない額（第三十四条各項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、基本的項目の額を超えない額）に相当する額とする。ただし、第二号に掲げる一般貸倒引当金については、第三十四条第一項の算式の分母（内部格付手法採用行にあっては、第二項の算式の分母から内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）に[スケーリング・ファクター]を乗じて得た額及びその他資産の信用リスク・アセットの額を合計した額を控除した額）の〇・六二五パーセントを限度として算入することができるものとし、第四号及び第五号に掲げる期限付劣後債務及び期限付優先株（残存期間が五年以内になったものにあつては、毎年、残存期間が五年になった時点における帳簿価額の二十パーセントに相当する額を累積的に減価するものとする。）については、基本的項目の額の五十パーセントを限度として算入することができるものとし、第六号に掲げる額については、第三十四条第二項の算式の分母のうち内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・三パーセントを限度として算入することができるものとする。

一 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額

二 一般貸倒引当金

三 負債性資本調達手段で、次に掲げる性質のすべてを有するもの

イ 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

ロ 次項に規定する場合を除き、償還されないものであること。

ハ 業務を継続しながら当該銀行内の損失の補てんに充当されるものであること。

ニ 利払いの義務の延期が認められるものであること。

四 期限付劣後債務（契約時における償還期間が五年を超えるものに限る。）

五 期限付優先株

六 第百五十六条に定める額

2 前項第三号から第五号までに掲げるものについて、同項第三号に掲げるものの償還又は同項第四号若しくは第五号に掲げるものの期限前償還（以下この条において「償還等」という。）の特約が付されている場合には、当該償還等が債務者である銀行の任意によるものであり、かつ、次のいずれかのときに限り償還等を行うことができるものに限り、同項第三号から第五号までに掲げるものに該当するものとする。

一 当該償還等を行った後において当該銀行が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれるとき。

二 当該償還等の額以上の額の資本調達を行うとき。

3 第一項第三号から第五号までに掲げるものについて、ステップ・アップ金利等を上乘せする特約を付す場合において、当該ステップ・アップ金利等が過大なものであるために、債務者である銀行が償還等を行う蓋然性が高いと認められるときは、最初に償還等が可能となる日をその償還期日とみなす。

（準補完的項目）

第三十九条 第三十四条各項の算式において準補完的項目の額は、基本的項目の額が同条の信用リスク・アセットの総額の二パーセントに相当する額を上回る場合においては、短期劣後債務の合計額のうち、当該上回る額の二百五十パーセントに相当する額、第四十二条に定めるマーケット・リスク相当額の十四分の五に相当する額及び基本的項目の額のうち最も小さい額を超えない額に相当する額とし、基本的項目の額が第三十四条各項の信用リスク・アセットの総額の二パーセントに相当する額以下である場合においては、算入しないものとする。

（控除項目）

第四十条 第三十四条各項の算式において控除項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。この場合において、銀行はその五十パーセントを基本的項目から、残りの五十パーセントを補完的項目から各々控除しなければならない。ただし、補完的項目から控除すべき額が補完的項目の額を上回る場合には、当該上回る額を基本的項目から控除するものとする。

一 意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段の額

二 第百三十条、第百五十七条各号及び第二百五十四条に掲げる額（第百三十二条及び第百四十一条第一項において証券化エクスポージャーの取扱いの準用がなされるものを含む。）

2 前項第一号に規定する意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段が当該他の金融機関にとって次の表の各号の上欄に掲げるものである場合において、当該資本調達手段を保有している銀行の自己資本比率の算出の際に同表の当該各号の下欄に掲げる額

があるときは、当該各号の下欄に掲げる額を控除項目の額から除くことができる。この場合において、同表の各号の下欄に掲げる額が同表の当該各号の上欄に掲げるものの額を超えるときは、当該除くことができる額は、当該各号の上欄に掲げるものの額とする。

他の金融機関の資本調達手段	自己資本比率の算出の際の額
一 第三十八条第一項第三号に掲げるもの及びこれに準ずるもの	第三十八条第一項第一号から第三号までに掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額
二 第三十八条第一項第四号及び第五号に掲げるもの並びにこれらに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 第三十八条第一項第四号及び第五号に掲げるもののうち、補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額
三 短期劣後債務及びこれに準ずるもの	次に掲げるものの合計額 イ 短期劣後債務のうち、準補完的項目に算入されないものの額 ロ 前号の下欄に掲げる額が同号の上欄に掲げるものの額を上回る場合における当該上回る額

(信用リスク・アセットの額への換算方法等)

第四十一条 銀行は、第三十四条第一項の算式において信用リスク・アセットの額の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、この章の規定に従うものとする。ただし、証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第八章の規定に従うものとする。

- 一 第三十四条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
営業権に相当する額、個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額、支払承諾見返勘定、その他有価証券について貸借対照表計上額から帳簿価額を控除した額が正の値である場合の当該控除した額及び前条第一項に定める控除項目の額
 - 二 特定取引勘定設置銀行において第三十四条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産
 - 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第三十四条第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び特定取引等に係る資産
 - 四 期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合 当該劣後保証相当額
- 2 内部格付手法採用行は、第三十四条第二項の算式における信用リスク・アセットの額（その他資産を除く。）の算出（次の各号に掲げる場合について、当該各号に定めるものを除く。）に当たっては、内部格付手法を用いるものとし、その他資産の信用リスク・アセットの額の算出（前項の各号に掲げる場合について、前項各号に定めるものを除く。）

に当たっては、第百八十五条の規定に従うものとする。

- 一 第三十四条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合
営業権に相当する額及び前条第一項に定める控除項目の額
- 二 特定取引勘定設置銀行において第三十四条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 前号に定めるもの及び特定取引勘定の資産
- 三 特定取引勘定設置銀行以外の銀行において第三十四条第二項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合 第一号に定めるもの及び当該銀行における特定取引等に係る資産
- 四 期限付劣後債務の取り入れについて取り入れ先の資金調達に際して銀行が劣後保証を行っている場合 当該劣後保証相当額
(マーケット・リスク相当額)

第四十二条 第三十四条各項のマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる銀行の区分に応じ当該各号に定めるものを対象とし、第九章に定めるところにより算出するものとする。ただし、現金預け金、預金及びコール資金（本支店間の取引を含む。）のうち、特定取引等を行う部署においてリスク管理上特定取引等と一体のものとして管理及び評価をしているものについては対象に含めることができるものとする。

- 一 特定取引勘定設置銀行 特定取引勘定の資産及び負債並びに特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産
- 二 特定取引勘定設置銀行以外の銀行 当該銀行における特定取引等に係る資産及び負債並びに特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産
(オペレーショナル・リスク相当額)

第四十三条 第三十四条各項の算式においてオペレーショナル・リスク相当額は、第十章に定めるところにより算出するものとする。

第六章 標準的手法

第一節 適格格付機関

(適格格付機関の要件)

第四十四条 適格格付機関とは、次の各号の要件のすべてを満たすものであって、金融庁長官が有効期間を定めて別に定めるものをいう。

- 一 客観性の基準
- 二 独立性の基準
- 三 透明性の基準
- 四 情報開示の基準
- 五 人材及び組織構成の基準
- 六 信頼性の基準

- 2 前項の各号の要件の全部若しくは一部を満たさなくなった場合又は適格格付機関としての地位を濫用していると認められる場合は、当該格付機関は前項に従い別に定めるものから除かれるものとする。
- 3 第一項第一号に掲げる客観性の基準は、格付機関が格付を付与するに当たって厳格かつ体系的な手法を用い、過去の実績に基づき当該手法の検証及び継続的な見直しを行い、かつ、格付を付与する対象者の財務状況の変化に応じて格付の継続的な見直しを行なっていることとする。
- 4 第一項第二号に掲げる独立性の基準は、格付機関が格付を付与する対象者の評価に不当に影響を与えうるいかなる圧力からも自由であり、格付の付与及び変更に当たって、当該格付機関の取締役（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第一条の二第三項に規定する委員会等設置会社（以下「委員会等設置会社」という。）にあっては、取締役及び執行役）の構成、株主の構成、利益の構成、人事権の構成、報酬体系その他の要因により利益相反を生ずるおそれがある場合には、これを防止するための適正な措置を講じていることとする。
- 5 第一項第三号に掲げる透明性の基準は、格付機関が個々の格付の情報について、正当な関心を有する国内外の者に対して同じ条件で提供を行い、格付を付与する手法に関する一般的な情報を公開していることとする。
- 6 第一項第四号に掲げる情報開示の基準は、格付機関が使用するデフォルトの定義、格付の付与に当たっての債券等の発行から満期までの期間又は残存期間の考慮方法、各格付の意味を含む評価方法並びに格付区分ごとの実際のデフォルト率及び格付の推移についての情報を公開していることとする。
- 7 第一項第五号に掲げる人材及び組織構成の基準は、格付機関が格付を付与する対象者の継続的かつ実質的な評価を行うことができ、かつ、定性的及び定量的な評価を統合した手法に基づく質の高い信用評価が可能となるだけの十分な人材と組織を有していることとする。
- 8 第一項第六号に掲げる信頼性の基準は、格付機関が機密情報の不正使用の防止のための内部手続その他の方法により、格付の利用者その他の者からの信頼性を確保していることとする。

（適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応）

第四十五条 第五十四条、第五十九条、第六十四条、第六十七条及び第六十八条に定める表における適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応は、金融庁長官が適格格付機関の格付が各表における信用リスクの評価として適切であると認める場合において別に定めるものとする。

- 2 金融庁長官は、前項における格付の信用リスク区分への対応に当たっては、次の各号に掲げる要因を考慮するものとする。

一 次に掲げる定性的な要因

イ 適格格付機関が評価を行った対象範囲

ロ 格付の区分及びその意味

ハ デフォルトの定義

ニ その他次号に掲げる定量的な要因以外のもので信用リスクの評価に当たり有意と解される定性的な要因

二 各格付の区分ごとの三年累積デフォルト率（デフォルトの定義は各適格格付機関の定義による。以下この条において同じ。）の過去十年間の平均値及び直近の三年累積デフォルト率と次の表に掲げる比率（前者にあっては基準レベル、後者にあってはモニタリング・レベル及びトリガー・レベルをいう。）との比較によって示される定量的な要因

格付	AAA～AA	A	BBB	BB	C
基準レベル (パーセント)	〇・一〇	〇・二五	一・〇〇	七・五〇	二十・〇〇
モニタリング・ レベル (パーセント)	〇・八〇	一・〇〇	二・四〇	十一・〇〇	二十八・六〇
トリガー・ レベル (パーセント)	一・二〇	一・三〇	三・〇〇	十二・四〇	三十五・〇〇

（注１） 表中の格付は例示であり、適格格付機関が例示と異なる表記の格付区分を用いることを排除するものではない。

（注２） 基準レベルは、特定の信用リスク区分についての国際水準の三年累積デフォルト率の長期的な平均値を指す。

（注３） モニタリング・レベルは、特定の信用リスク区分についての直近の三年累積デフォルト率が国際水準に比べ明らかに高いことを示す水準を指す。

（注４） トリガー・レベルは、特定の信用リスク区分についての三年累積デフォルト率が長期における国際水準に比べ極めて高く、適格格付機関の格付を付与する基準が不適当なものとなっている又は格付が基準に従って適切に付与されていないおそれがあることを示す水準を指す。

- 3 直近の三年累積デフォルト率及びその前年の三年累積デフォルト率が共にトリガー・レベルを上回ったときであって、適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を見直さないことが実質的なリスク・ウェイトの軽減となるおそれがある場合には、金融庁長官は、当該適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を見直すものとする。
- 4 前項の規定により対応の見直しを行った場合であって、その後の三年累積デフォルト率が二年連続でモニタリング・レベル以下に低下した場合には、金融庁長官は、当該適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を再度見直すものとする。
- 5 前二項の規定にかかわらず、金融庁長官は、過去十年間の三年累積デフォルト率の直近の平均値が基準レベルに適合するように適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を随時見直すものとする。
- 6 中央政府のデータ等デフォルトの実績がない又はデータの母数が小さい等の理由によ

り、適格格付機関の三年累積デフォルト率が有意でないと判断される場合においては、金融庁長官は、当該適格格付機関が同等と認め、かつ、母数が大きく信頼性の高い債務者グループの三年累積デフォルト率を用いるものとする。

- 7 第一項から前項までの規定にかかわらず、適格格付機関が前条第一項各号の要件の全部又は一部を満たさなくなった場合又は当該適格格付機関の格付が信用リスクを適切に反映していないおそれがある場合、金融庁長官は、当該適格格付機関の格付の信用リスク区分への対応を取り消すことがある。

（国内通貨建て及び外国通貨建てエクスポージャーに対する格付）

第四十六条 外国通貨建てのエクスポージャーに付与された格付は、外国通貨建てのエクスポージャーのリスク・ウェイトに対してのみに適用することができる。また、自国通貨建てのエクスポージャーに付与された格付は、自国通貨建てのエクスポージャー及び国際開発銀行との協調融資に係る外国通貨建てのエクスポージャーのリスク・ウェイトに対してのみ適用することができる。

（非依頼格付の使用禁止）

第四十七条 銀行は、リスク・ウェイトの算出に当たり、中央政府に対して付与されている格付を除き、非依頼格付を使用してはならない。

（内部管理と整合的な格付の使用）

第四十八条 銀行は、リスク・ウェイトの算出に当たり、適格格付機関の格付及び OECD 又は輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを使用するに当たっては、あらかじめ使用の基準を設けるものとする。

- 2 銀行は、前項の基準の設定に当たって、内部管理において特定の適格格付機関の格付又は OECD 若しくは特定の輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを参照している場合にあっては、リスク・ウェイトの算出に当たり当該適格格付機関の格付又は OECD 若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアを使用することを基準として定めることとし、信用リスク・アセットの額を意図的に小さくするような恣意的な格付又はカントリー・リスク・スコアの使用がないようにしなければならない。

（格付が付与されていない場合における格付選択の一般原則）

第四十九条 銀行が、保有するエクスポージャーに対して、選択したそれぞれの適格格付機関ごとに当該格付機関による格付が付与されていない場合であって、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる格付（短期格付を除く。以下この条において同じ。）を使用することができる。

- 一 同一の債務者が負っている他の無担保の債務に付与されている格付に対応するリスク・ウェイトが無格付のエクスポージャーのリスク・ウェイトよりも小さい場合 当該他の無担保の債務に劣後しないエクスポージャーについて、当該他の債務に対して付与されている格付。
- 二 債務者に格付が付与されている場合 当該債務者の他の債務に劣後しないエクスポージャーについて、当該債務者に対して付与されている格付。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、債務者に対して付与されている格付又は銀行が保有するエクスポージャーに劣後しない債務に付与されている格付が百パーセント以上のリスク・ウェイトに対応するものである場合には、当該債務者向けのエクスポージャーで格付が付与されていないものについても、当該百パーセント以上のリスク・ウェイトに対応する格付を使用しなければならない。

（複数の格付の選択）

第五十条 銀行は、選択した複数の適格格付機関の格付又は OECD 若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトが異なる場合には、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを用いるものとする。

（異なる信用リスクに基づく格付の使用の禁止）

第五十一条 銀行は、次の各号に掲げる場合その他格付が信用リスク・アセットの額の算出の対象となるエクスポージャー（以下この条において「算出対象エクスポージャー」という。）の信用リスクと著しく異なるおそれがある場合には、信用リスク・アセットの額の算出において当該格付を用いてはならない。

一 算出対象エクスポージャーが元本と利息を含む場合であって、格付が元本部分又は利息部分のみに対して付与されたものであるとき。

二 算出対象エクスポージャーに担保又は保証等（不動産に対する担保又は保証予約その他第六章第五節に規定する信用リスク削減手法として適格でないものを含む。以下この条において同じ。）が付されていない場合であって、格付が付与されている債券等には担保又は保証等が付されているとき。

三 算出対象エクスポージャーの信用リスクが担保又は保証等により削減されている場合であって、格付が付与されている債券等にこれと異なる担保又は保証等が付され、かつ当該異なる担保又は保証等が格付に反映されているとき。

第二節 リスク・ウェイト

（現金）

第五十二条 現金（外国通貨及び金を含む。）のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（日本国政府及び日本銀行向けのエクスポージャー）

第五十三条 日本国政府及び日本銀行向けのエクスポージャーのうち、円建てで調達された円建てのもののリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

（中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー）

第五十四条 前条の場合を除き、中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	1－1	1－2	1－3	1－4	1－5	1－6	1－7
リスク・ウェイト （パーセント）	零	二十	五十	百	百	百五十	百

(中央政府及び中央銀行等向けエクスポージャーの特例)

第五十五条 前条の規定にかかわらず、中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、OECD 又は輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとしてすることができる。

信用リスク区分 (カントリー・ リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	零	零	二十	五十	百	百	百	百五十

- 2 前項の規定により定められた、カントリー・リスク・スコアに対応するリスク・ウェイトと、前条の規定により定められた、適格格付機関が中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーの格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合には、銀行は、第五十条の規定に従い、リスク・ウェイトが定められるものとする。

(国際決済銀行等向けエクスポージャー)

第五十六条 国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは零パーセントとする。

(地方公共団体向けエクスポージャー)

第五十七条 地方公共団体向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャー（ただし、特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

- 2 前項以外の我が国の地方公共団体向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が日本国政府に付与する格付又は OECD 若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第五十四条又は第五十五条の表の左欄に定めるものとする。

(外国の中央政府以外の公共部門向けエクスポージャー)

第五十八条 外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、第六十四条の表の左欄に定めるものとする。

(国際開発銀行向けエクスポージャー)

第五十九条 国際開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、国際復興開発銀行、国際金融公社、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行及び欧州評議会開発銀行向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、零パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	2－1	2－2	2－3	2－4	2－5
リスク・ウェイト	二十	五十	百	百五十	五十

(パーセント)								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分 (カントリー・ リスク・スコア)	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

(政府関係機関向けエクスポージャー)

第六十条 我が国の政府関係機関（特別の法律に基づき設立された法人（株式会社及び業として預金又は貯金の受入れを行う法人を除く。）であって、次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）向けの円建てで調達された円建てのエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

一 政府が過半を出資している法人

二 政府が出資している法人で、かつ、法律の定めるところにより、当該法人の予算及び決算について国会の議決（承認を含む。）を得、又は主務大臣（内閣総理大臣を含む。）の認可（承認を含む。）を受けなければならない法人

2 我が国の政府関係機関向けのエクスポージャーであって、前項以外のもののリスク・ウェイトは、適格格付機関が日本国政府に付与する格付又は OECD 若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、第六十四条の表の左欄に定めるものとする。

(信用保証協会等向けエクスポージャー)

第六十一条 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の保証付きエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2 前項に規定するエクスポージャーについては、第二百二十九条の規定は適用しないものとする。

(株式会社産業再生機構向けのエクスポージャー)

第六十二条 株式会社産業再生機構（株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）に規定する株式会社産業再生機構をいう。）の保証付きエクスポージャーのリスク・ウェイトは、十パーセントとする。

2 前項に規定するエクスポージャーについては、第二百二十九条の規定は適用しないものとする。

(地方三公社向けエクスポージャー)

第六十三条 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けの円建てで調達された円建てエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

2 土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けのエクスポージャーであって前項以外のもののリスク・ウェイトは、適格格付機関が日本国政府に付与する格付又は OECD 若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、次条の表の左欄に定めるものとする。

(金融機関向けエクスポージャー)

第六十四条 第一条第八号に規定する金融機関、外国銀行、銀行持株会社、バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準に準ずる基準の適用を受ける外国の銀行持株会社及び日本郵政公社向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が、当該金融機関が設立された国の中央政府に対して付与する格付又はOECD若しくは輸出信用機関のカントリー・リスク・スコアに対応する信用リスク区分に応じ、それぞれ次の各号の表の左欄に定めるものとする。ただし、我が国の金融機関向けの円建てで調達された円建てエクスポージャーであって、かつ、債務者が当該エクスポージャーについて信用供与を受けた日から満期までの期間が三月以内のもののリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

一 適格格付機関の付与する格付の場合

信用リスク区分	3－1	3－2	3－3	3－4	3－5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十	百

二 カントリー・リスク・スコアの場合

信用リスク区分	0	1	2	3	4	5	6	7
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	二十	五十	百	百	百	百	百五十

- 2 前項の規定にかかわらず、他の金融機関の資本調達手段に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは百パーセントとする。

(証券会社向けエクスポージャー)

第六十五条 証券会社向けエクスポージャーについては、当該証券会社がバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準（「証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第二十三号）」を含む。）の適用を受ける場合には、前条の金融機関向けエクスポージャーの取扱いに従う。それ以外の証券会社向けエクスポージャーについては、第六十七条の法人等向けエクスポージャーの取扱いに従う。

(取立未済手形)

第六十六条 取立未済手形のリスク・ウェイトは、二十パーセントとする。

(法人等向けエクスポージャー)

第六十七条 法人等（第七十一条に規定する中小企業等を除く。以下この条から第六十九条までにおいて同じ。）向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、適格格付機関が付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。ただし、信用リスク区分が4－5に該当する法人等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該法人等が設立された国の中央政府のリスク・ウェイトが百五十パーセントである場合には、百五十パーセントとする。

信用リスク区分	4－1	4－2	4－3	4－4	4－5
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十	百

(短期格付による例外)

第六十八条 短期の法人等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該エクスポージャーに対して適格格付機関による短期格付が付与されている場合には、前条の規定にかかわらず、当該格付に対応する信用リスク区分に応じ、次の表の左欄に定めるものとする。

信用リスク区分	5－1	5－2	5－3	5－4
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	百五十

2 前項の規定により五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者に対する他の短期のエクスポージャーが無格付である場合には、当該エクスポージャーに対して百パーセント未満のリスク・ウェイトを適用してはならない。

3 第一項の規定により百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの債務者に対しては、他のエクスポージャーについても百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(法人等向けエクスポージャーの特例)

第六十九条 第六十七条の規定にかかわらず、銀行は、法人等向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトを、すべて百パーセントとすることができる。この場合には、銀行は、継続して百パーセントのリスク・ウェイトを用いなければならない。

2 銀行は、前項の規定を利用する場合及び利用を中止する場合にあっては、あらかじめその旨を金融庁長官に届け出なければならない。

(中小企業等・個人向けエクスポージャー)

第七十条 次の各号に掲げるすべての要件を満たす、中小企業等向けエクスポージャー（第七十三条に定める抵当権付住宅ローンに該当するものを除く。）及び個人向けエクスポージャー（中小企業等向けエクスポージャー及び第七十三条に定める抵当権付住宅ローンに該当するものを除く。）（以下「中小企業等・個人向けエクスポージャー」という。）のリスク・ウェイトは、七十五パーセントとする。

一 一の債務者（中小企業等及び個人に限る。）に対するエクスポージャー（第六章第五節に規定する信用リスク削減手法を勘案する前のものとする。次号において同じ。）を合計した額が一億円以下であること。

二 一の債務者に対するエクスポージャーを合計した額が、前号の要件を満たすエクスポージャー（第七十五条に規定する延滞エクスポージャーに該当するものを除く。）を合計した額の〇・二パーセントを超えないこと。

2 前項各号において、銀行が信用の供与に際し、密接不可分な関係と見なしていた場合には、両者を一体として一の債務者とみなす。

(中小企業等の定義)

第七十一条 前条において中小企業等とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百

人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの（中小企業等・個人向けエクスポージャーの特例）

第七十二条 第七十条の規定にかかわらず、中小企業等・個人向けエクスポージャーのリスク・ウェイトは適格格付機関が付与する格付に対応した信用リスク区分に応じ、第六十七条の表の左欄に定めるものとすることができる。

（抵当権付住宅ローン）

第七十三条 次の各号に掲げる要件のすべてを満たす抵当権が設定されている住宅ローンに係るエクスポージャー（以下「抵当権付住宅ローン」という。）のリスク・ウェイトは、三十五パーセントとする。

一 抵当権が設定されている住宅が、債務者による自己居住目的（別荘その他これに類するものを除く。）又は賃貸に供する目的のものであり、抵当権付住宅ローンの資金使途が当該住宅の建設、取得又は増改築に限られていること。

二 抵当権により完全に保全されたものであること。

三 抵当権の順位は第一位であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

イ 住宅金融公庫その他の抵当権付住宅ローンを提供する公的機関が第一順位の抵当権を設定している場合であって、担保余力があり、かつ、銀行の抵当権が次順位である場合。

ロ 抵当権付住宅ローンの保証人である保証会社が当該抵当権付住宅ローンに第一順位の抵当権を設定している場合。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、抵当権付住宅ローンから除く。

一 住宅建設又は宅地開発を主たる業務として行っている事業者に対するエクスポージャー

二 資金使途が社宅等の建設、取得又は増改築であるエクスポージャー

三 返済が専ら抵当権の設定されている住宅からの賃料その他の収入に依存しているものであって、現に賃貸が行われていないもの

（事業用不動産向けエクスポージャーの特例）

第七十四条 第五十三条 から前条、次条及び第七十六条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する当該不動産への抵当権付のエクスポージャー

（抵当権付住宅ローンを除く。）であって、返済が専ら当該抵当権の設定されている不動産からの賃料その他の収入に依存しているもののリスク・ウェイトは、百パーセント以上とする。

（延滞エクスポージャー）

第七十五条 第五十三条から第六十七条及び第七十条に掲げるエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャー（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している者に係るエクスポージャーをいう。以下同じ。）及び各条の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーについては、当該各条の規定にかかわらず、個別貸倒引当金等（個別貸倒引当金に相当する額、特定海外債権引当勘定に相当する額及び部分直接償却の額をいう。以下この条及び次条において同じ。）を控除した額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。

当該エクスポージャーの額（部分直接償却前のもの）に対する個別貸倒引当金等の額の割合	リスク・ウェイト （パーセント）
二十パーセント未満	百五十
二十パーセント以上五十パーセント未満	百
五十パーセント以上	五十

2 前項の規定にかかわらず、抵当権及び売掛債権により完全に保全された三月以上延滞エクスポージャー及び各条の規定に従いリスク・ウェイトが百五十パーセントとなるエクスポージャーであって、当該エクスポージャーの額（部分直接償却前の額をいう。）に対する個別貸倒引当金等の額の割合が十五パーセント以上二十パーセント未満であるもののリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

3 前二項において、銀行は延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（抵当権付住宅ローンに係る延滞エクスポージャー）

第七十六条 抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上延滞エクスポージャーについては、個別貸倒引当金等を控除した額に百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、抵当権付住宅ローンに該当するエクスポージャーのうち三月以上の延滞エクスポージャーについては、当該エクスポージャーの額（部分直接償却前の額をいう。）に対する個別貸倒引当金等の割合が二十パーセント以上であるもののリスク・ウェイトは、五十パーセントとすることができる。

3 前二項において、銀行は、延滞に係る基準として三月以上に代えて九十日超を用いることができる。

（右記以外の資産等）

第七十七条 第五十二条から前条までの規定は、令第四条第四項第三号に規定する出資については適用しない。

2 第五十二条から前項までの規定においてリスク・ウェイトの定められていないすべての資産（証券化エクスポージャー及び派生商品取引に係る資産を除く。）については、自己資本から控除されるものを除き、リスク・ウェイトを百パーセントとする。

第三節 オフ・バランス取引

（オフ・バランス取引の与信相当額）

第七十八条 次の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引の与信相当額は、当該取引に係る想定元本額に次の表の上欄に掲げる掛目を乗じて得た額とする。

掛目 (パーセント)	オフ・バランス取引の種類	備考
零	一 任意の時期に無条件で取消可能なコミットメント又は借り手の信用状態が悪化した場合に自動的に取り消されるコミットメント（第五号、第八号又は第九号に該当するものを除く。以下この条において同じ。）	コミットメントとは、スタンバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。
二十	二 原契約期間が一年以下のコミットメント（第一号に規定するコミットメントを除く。） 三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務	短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務とは、船荷により担保された商業信用状の発行をいい、発行銀行及び確認銀行に適用する。
五十	四 特定の取引に係る偶発債務（第三号に該当するものを除く。） 五 NIF（Note Issuance Facilities）又は RUF（Revolving Under-Writing Facilities） 六 原契約期間が一年超であるコミットメント	特定の取引に係る偶発債務とは、契約履行保証（保証には当該保証を行うために行うスタンバイ信用状の発行を含む。）、入札保証、品質保証等をいう。 NIF 又は RUF とは、一定期間一定の枠内で証券を反復的に発行することにより資金を調達する仕組みにおいて、発行された証券が予定された条件の範囲内で消化できない場合、銀行が一定の条件の範囲内で当該証券の買取り又は金銭の貸付け等を行うことを約する取引をいう。

	ト（第一号に規定するコミットメントを除く。）	
百	七 信用供与に直接的に代替する偶発債務 八 買戻条件付又は求償権付の資産売却 九 先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入	信用供与に直接的に代替する偶発債務とは、一般的な債務の保証及び手形の引受け（手形の引受けの性格を持つ裏書きを含む。）等をいう。 買戻条件付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、一定期間後又は一定の条件が発生した場合には売却した資産を買い戻すという特約の付されたものをいう。 求償権付の資産売却とは、金銭債権、証券又は固定資産等の売却のうち、原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき、売却を行った銀行が損失の全部又は一部を負担することとなるものをいう。（ただし、証券化エクスポージャー及びレポ形式の取引に該当するものを除く。） 先物資産購入とは、将来の一定期日において一定の条件により金銭債権又は証券等の購入を行う契約（外国為替関連取引又は金利関連取引に該当するものを除く。）をいう。 先渡預金とは、将来の一定期日において一定の条件により預入を行う契約をいう。 部分払込株式又は部分払込債券の購入とは、株式又は債券の発

		行時に発行価格又は額面金額の一部が払い込まれ、発行後の一定の時期又は発行者の指定する時期において追加的な払込みの行われる株式又は債券の購入をいう。
	十 有価証券の貸付及び、現金又は有価証券による担保の提供	

(注1) コミットメントを提供する約束がある場合には、銀行は、二の適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。

(注2) 第八号及び第九号に掲げるオフ・バランス取引については、第九十条に規定する取引の相手方に対する与信相当額に応じて相手方に対応するリスク・ウェイトを用いて算出された信用リスク・アセットの額に、取引された資産に応じて資産に対応するリスク・ウェイトを用いて算出された信用リスク・アセットの額を加えた額を、当該オフ・バランス取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

(注3) 第八号に規定する求償権付の資産売却について、その他原債務者の債務不履行又は資産価値の低下につき当該銀行が損失の一部を負担することとなる場合であって、当該負担することとなる最大の額が、当該売却資産の与信相当額に信用リスク・ウェイトを乗じて得た額（以下この表において「換算額」という。）の八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。以下注3において同じ。）に相当する額を下回る場合には、当該下回る額を八パーセントで除して得た額を換算額から控除して得た額を当該取引に係る信用リスク・アセットの額とする。

第四節 派生商品取引

(派生商品取引)

第七十九条 先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額は、第二項及び第三項に掲げる額を合計することにより算出する。ただし、日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、与信相当額の算出対象から除くことができる。

2 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二 法的に有効な相對ネットティング契約下にある取引については、ネット再構築コストの額とすることができる。ただし、零を下回らないものとする。

3 次の各号に掲げるいずれかの額

一 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）を次のイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し当該取引の想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額であることを要する。以下同じ。）に同表の下欄に掲げる掛目（ただし、元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額又はクレジット・デリバティブを次のロの表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に掲げる掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ 派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛 目 (パーセント)
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属（金を除く）関連取引	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注１） 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値がゼロになるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。

（注２） 取引の区分欄に掲げられた各取引に当てはまらない派生商品取引（ただし、クレジット・デリバティブを除く。）は、「その他のコモディティ関連取引」として取り扱うこととする。

（注３） 同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、この項に係る額を与信相当額に加えることを要しない。

（注４） 外国為替関連取引とは、異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引（FXA）、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

（注５） 金関連取引とは、金に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

- (注6) 金利関連取引とは、同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物取引及び金利オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注7) 株式関連取引とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注8) 貴金属（金を除く。）関連取引とは、貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。
- (注9) その他のコモディティ関連取引とは、エネルギー取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

ロ クレジット・デリバティブの掛目

取引の種類	原債務者の種類	掛目 (パーセント)
トータル・リターン・スワップ 又はクレジット・デフォルト・スワップ	優良債務者 その他の債務者	五・〇 十・〇

- (注1) 銀行がプロテクション提供者である場合の掛目とプロテクション購入者である場合の掛目は同一とする。ただし、銀行がクレジット・デフォルト・スワップのプロテクションの提供者である場合においては、プロテクション購入者が支払不能となった場合に、原債務者の信用事由（プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。）の発生の有無にかかわらず取引が清算されるものに限り与信相当額を算出するものとする。この場合において、銀行は、この項に基づいて算出される額について、取引の相手先から当該取引の約定に基づいて受け取ることとされていた額を上限とすることができる。
- (注2) 優良債務者とは、次に掲げるものをいう。
- ① 第五十三条から第六十五条までの規定において、当該主体に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトが規定されている主体
 - ② 二以上の適格格付機関が付与した格付が信用リスク区分において4－3以上に該当する主体
 - ③ 一の適格格付機関が付与した格付が信用リスク区分において4－3以上に該当する場合であって、他の適格格付機関が信用リスク区分において4－4以下に該当する格付を付与していない主体
- (注3) ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち最も信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブについては、プロテクションの対象とする複数の資産のうち二番目に信用リスクの高い資産に基づいて原債務者の種類を定めるものとする。これらの規定は、クレジット・デリバティブの

うち、複数の資産をプロテクションの対象とし、当該プロテクションは当該複数の資産のうち、あらかじめ特定された順位において信用事由が発生した資産に対してのみ提供されるとともに契約が終了するものについて準用する。

二 法的に有効な相対ネットリング契約下にある取引については、次の算式により得られた額（ネットのアドオン）とすることができる。

$$\text{ネットのアドオン} = 0.4 \times \text{グロスのアドオン} + 0.6 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グロス再構築コスト}} \times \text{グロスのアドオン}$$

第五節 信用リスク削減手法

第一款 総則

（信用リスク削減手法の適用）

第八十条 この節において、信用リスク削減手法とは、第九十二条又は第九十三条に規定する適格金融資産担保、第二百二十三条、第二百二十四条及び第二百二十八条の条件を満たす保証、第二百二十三条及び第二百二十五条から第二百二十八条までの条件を満たすクレジット・デリバティブ及び第二百二十二条の条件を満たす貸出金と自行預金の相殺を総称していう。

2 銀行は、信用リスク・アセットの額の算出のために信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

3 信用リスク削減手法を適用した場合の信用リスク・アセットの額が、信用リスク削減手法を適用しない場合の信用リスク・アセットの額を上回る場合には、銀行は、当該取引に信用リスク削減手法を適用することを要しない。

（格付の使用）

第八十一条 適格格付機関がエクスポージャーに付与する格付に信用リスク削減手法の利用による効果が既に反映されている場合には、銀行は、当該エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出において信用リスク削減効果を重ねて勘案してはならない。

2 元本のみの償還可能性を評価した格付は、信用リスク削減手法の適用において用いてはならない。

（開示）

第八十二条 海外営業拠点を有する銀行は、信用リスク削減手法を適用するためには、[第三の柱に基づく開示事項]に定める項目を開示しなければならない。

（法的有効性）

第八十三条 信用リスク削減手法の効果を勘案する場合、当該信用リスク削減手法の契約に係る文書は、当該取引に係るすべての当事者を拘束するとともに、当該取引に関連するすべての法律に照らして有効なものでなければならない。

2 銀行は、前項に規定する法的有効性を継続的に検証しなければならない。

第二款 適格金融資産担保付取引に共通する事項

(定義)

第八十四条 適格金融資産担保付取引とは、次の各号に掲げる性質を有する取引をいう。

- 一 銀行が、取引相手（適格金融資産担保付取引の相手方をいう。以下この款から第四款までにおいて同じ。）に対して信用リスクに係るエクスポージャーを有していること。
- 二 エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されていること。

(手法の選択)

第八十五条 適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する場合の信用リスク・アセットの額は、次の各号に従って算出しなければならない。

- 一 マーケット・リスク相当額の算出を行っている銀行は、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引が適格金融資産担保付取引である場合には、当該取引の与信相当額に対する信用リスク削減効果の勘案のために包括的手法を用いなければならない。
- 二 銀行は、前号に規定する適格金融資産担保付取引以外の適格金融資産担保付取引について簡便手法又は包括的手法のいずれかを選択し、これをすべての当該適格金融資産担保付取引に適用しなければならない。

(担保権の保全)

第八十六条 銀行は、適格金融資産担保に係る担保権を維持し、実行するために必要なすべての措置を講じなくてはならない。

- 2 銀行は、取引相手又は適格金融資産担保の管理の受託者について、銀行による担保権の実行を可能とする事由が発生した場合に、適格金融資産担保を適時に処分又は取得する権利を有さなければならない。

(担保処分の体制)

第八十七条 銀行は、適格金融資産担保の適時の処分又は取得が可能となるよう、適切な内部手続を設けなければならない。

(受託者における分別管理)

第八十八条 適格金融資産担保の管理を第三者に委託している場合、銀行は、当該受託者が当該適格金融資産担保と受託者自身の資産を分別管理していることを確認しなければならない。

(担保の相関)

第八十九条 取引相手の信用度と適格金融資産担保の価値は、顕著な正の相関を有してはならない。

(取引相手方への与信相当額)

第九十条 第七十八条第十号に規定する有価証券の貸付及び現金又は有価証券による担保の提供に加えて、有価証券の買戻条件付売却における売却額及び売戻条件付購入における購入代金についても、百パーセントの掛目を適用し、取引相手方への与信相当額を算

出しなければならない。

2 前項の与信相当額に乗ずるリスク・ウェイトは、当該担保の提供先又は資産の売却先若しくは購入先のものとする。

3 第一項の取引において、有価証券の貸付に際して受入れた担保資産、現金若しくは有価証券による担保の提供において担保提供の原因となっている借入資産、買戻条件付資産売却における売却代金又は売戻条件付資産購入における購入資産が適格金融資産担保の要件を満たす場合には、これを担保として扱うことができる。

(レポ形式の取引に係る履行保証)

第九十一条 銀行が顧客と第三者との間のレポ形式の取引において第三者の債務の履行を保証する場合、当該取引は銀行が行ったものとみなす。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第九十二条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は次の各号に掲げるものとする。

一 現金及び自行預金（銀行がエクスポージャーについてクレジット・リンク債を発行している場合を含む。ただし、マーケット・リスク相当額の算出を行っている銀行において、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産についてクレジット・リンク債を発行している場合については、この限りではない。以下同じ。）

二 金

三 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のいずれかに該当するもの

イ 中央政府等（国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行を含む。以下この節において同じ。）、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門が発行した債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－4以上であるもの

ロ イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が2－3、3－3又は4－3以上であるもの

ハ 適格格付機関が5－3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与した短期の債券

四 適格格付機関が格付を付与していない債券であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ 発行者が銀行であること。

ロ 取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場又は外国有価証券市場において売買されていること。

ハ 劣後債権でないこと。

ニ 発行銀行が負っている同順位の債務に対し、適格格付機関が2－3（第五十九条（国際開発銀行向けエクスポージャー）に定める信用リスク区分を銀行に準用する。以下この条において同じ。）又は5－3を下回る格付を付与していないこと。

ホ 銀行が、当該債券の信用度が2－3又は5－3を下回ると信ずるに足る情報を有

しないこと。

ヘ 当該債券に十分な流動性があること。

五 指定国の代表的な株価指数（証券会社の自己資本規制に関する内閣府令別表第六の指定国の代表的な株価指数をいう。以下同じ。）を構成する株式を発行する会社の株式等（株式及び株式に転換する権利を付された社債をいう。以下この節において同じ。）

六 投資信託その他これに類する商品（以下「投資信託等」という。）であって、次に掲げるすべての条件を満たすもの

イ 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第九十三条 包括的手法においては、簡便手法において適格とされるもののほか、次の各号に掲げるものを適格金融資産担保とする。

一 上場株式であって、指定国の代表的な株価指数を構成しない株式を発行している会社の株式等

二 次に掲げるすべての条件を満たす投資信託等

イ 投資対象が簡便手法において担保適格となる資産及び前号の株式等に限定されていること。ただし、当該投資信託等が投資している資産のリスクをヘッジするために派生商品を用いることを妨げない。

ロ 当該投資信託等の市場における取引価格が毎取引日において公表されていること。

2 レポ形式の取引であって、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

第三款 包括的手法

第一目 総則

（所要自己資本の額の計算）

第九十四条 包括的手法においては、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額を、ボラティリティ調整率（エクスポージャー又は適格金融資産担保の価格変動リスクを勘案してエクスポージャー又は適格金融資産担保の額を調整するための値をいう。以下同じ。）を用いて次の算式により算出する。

$$E^* = E \times (1 + H_e) - C \times (1 - H_c - H_{fx})$$

ただし、 E^* は零を下回らない値とする。

E^* は、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額

E は、エクスポージャーの額

H_e は、エクスポージャーが第九十条に掲げる与信相当額である場合において取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

C は、適格金融資産担保の額

Hc は、適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率

Hfx は、エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

(複数の適格金融資産担保に対するボラティリティ調整率)

第九十五条 エクスポージャーに対し複数の適格金融資産担保が差し入れられている場合には、次の算式により算出したボラティリティ調整率を当該複数の適格金融資産担保の総額に対して適用することができる。

$$H = \sum_i a_i H_i$$

H は、複数の適格金融資産担保の総額に対して適用するボラティリティ調整率

a_i は、複数の適格金融資産担保の総額に占める各適格金融資産担保の割合

H_i は、各適格金融資産担保に対応するボラティリティ調整率

2 前項の規定は、銀行が取引相手に対して複数の資産を担保として差し入れている場合に準用する。この場合において、前項中「適格金融資産担保」とあるのは「担保」と読み替えるものとする。

(ボラティリティ調整率の種類)

第九十六条 銀行は、ボラティリティ調整率について、第二目に定める標準的ボラティリティ調整率又は第三目に定める自行推計ボラティリティ調整率を用いて行うものとする。ただし、自行推計ボラティリティ調整率を用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされない限り、重要性のないポートフォリオにおける取引を除き、推計が可能なすべての取引についてこれを継続して使用しなければならない。

第二目 標準的ボラティリティ調整率

(標準的ボラティリティ調整率)

第九十七条 銀行は、包括的手法の計算の対象とする取引について、毎営業日において時価評価又は担保額調整（エクスポージャーと担保の価格変動に伴う信用供与額の変化を担保額によって調整する仕組みをいう。以下同じ。）を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目において同じ。）が十営業日の場合には、包括的手法の計算において次の各号に掲げるボラティリティ調整率を用いることができる。

一 適格金融資産担保が債券である場合、適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に掲げるボラティリティ調整率を用いる。

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等 ^(注1)	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体 ^(注2) の場合 (パーセント)	他の発行体の場合 (パーセント)
1－1、2－1、3－1又は4－1	一年以下	〇・五	一
	一年超五年以下	二	四

	五年超	四	八
1－2、1－3、2－2、2－3、3－2、3－3、4－2、4－3又は5－2 第九十二条第四号の条件を満たす場合	一年以下	一	二
	一年超五年以下	三	六
	五年超	六	十二
1－4	すべての期間	十五	－

(注1) 金融機関又は証券会社（第六十五条において当該証券会社向けエクスポージャーが金融機関向けエクスポージャーの取扱いに従うこととされるものに限る。）の発行する債券に付与された格付に対応する信用リスク区分をこの表の適用のために決定するに当たっては、第五十九条（国際開発銀行）に定める信用リスク区分を準用するものとする。

(注2) 中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体及び外国の中央政府以外の公共部門をいう。

二 適格金融資産担保が次の表に掲げる担保種別等に該当する場合には、その区分に応じて、同表に定めるボラティリティ調整率を用いる。

担保種別等	ボラティリティ調整率
指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等及び金	十五パーセント
上場株式（指定国の代表的な株価指数を構成する株式を発行する会社の株式等を除く。）	二十五パーセント
投資信託等	投資信託等の投資対象のうち最も高いボラティリティ調整率が適用される資産のボラティリティ調整率
現金及び自行預金	零パーセント

三 取引が次の表に掲げる事象に該当する場合には、その区分に応じて、同表に定めるボラティリティ調整率を用いる。

事象	ボラティリティ調整率
エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合のボラティリティ調整率	八パーセント
適格金融資産担保以外の資産に関して第九十条第一項に掲げる与信相当額を算出する場合のボラティリティ調整率及び第九十三条第二項に定めるレポ形式の取引において第九十三条第一項に定めるもの以外の資産を用いる場合に当該資産に適用するボラティリティ調整率	二十五パーセント

第三目 自行推計ボラティリティ調整率

（自行推計ボラティリティ調整率の使用の承認）

第九十八条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、自行推計ボラティリティ調整率を用いることができる。

(承認申請書の提出)

第九十九条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 ボラティリティ調整率について自行推計を行う方法及び当該推計値の利用方法が承認基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(自行推計の承認の基準)

第一百条 金融庁長官は、包括的手法におけるボラティリティ調整率として自行推計ボラティリティ調整率を用いることを承認するときは、当該銀行の推計が次項の定性的基準及び第三項の定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

2 前項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ボラティリティ調整率の推計に用いられるエクスポージャー又は適格金融資産担保のボラティリティ及び保有期間に係るデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

二 リスク管理指針についての文書が作成され、その遵守態勢が確立していること。

三 次の事項が、定期的に内部監査により確認されていること。

イ 第一号に規定するデータが、信用供与枠管理を含む信用リスク管理において利用されていること。

ロ ボラティリティ調整率を推計する過程に関する重要な変更が行われた場合、その変更が妥当なものであること。

ハ ボラティリティ調整率の推計を行うべき対象を確定するために、銀行が行っている適格金融資産担保付取引の状況に関する適切なデータが把握されていること。

ニ ボラティリティ調整率の推計で用いるデータが適時に入手され、一貫性及び信頼性を有すること。

ホ ボラティリティ調整率の推計の前提が適切であること。

3 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格格付機関が債券に2－3、3－3又は4－3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与している場合、債券に関する発行者の種別、格付、残存期間及び修正デュレーションを勘案した債券の区分ごとにボラティリティ調整率を推計することができる。ただし、推計値は、当該銀行が実際に保有する債券又は当該銀行に担保として差し入れられた債券に基づくものでなくてはならない。

二 適格格付機関が2－3、3－3又は4－3以上の信用リスク区分に対応する格付を

下回る格付を付与している債券、株式等若しくは投資信託等に係るボラティリティ調整率、適格金融資産担保以外の証券を貸出す場合のエクスポージャーに係るボラティリティ調整率又はレポ形式の取引について第九十三条第一項に定める以外の適格金融資産担保を用いる場合のボラティリティ調整率については、銀行は、個別の資産について推計しなければならない。

三 担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合には、当該適格金融資産担保の表示通貨建ての価格のボラティリティ調整率及び当該表示通貨とエクスポージャーの通貨の間の為替レートについてのボラティリティ調整率を個別に推計することとし、両者の相関を反映してはならない。

四 ボラティリティ調整率の推計のための信頼区間は片側九十九パーセントとする。

五 銀行は、保有期間の設定に当たって信用リスクの高い資産の流動性を考慮しなければならない。

六 ボラティリティ調整率の推計のための観測期間は一年以上とする。

七 ボラティリティ調整率の推計に用いるヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均が六月以上でなくてはならない。

八 銀行は、三月に一回以上の頻度で、かつ、市場価格に大きな変動がみられた場合には当該変動を反映するために、ボラティリティ調整率の推計に用いるデータを更新し、推計を行わなければならない。

(変更に係る届出)

第百一条 自行推計ボラティリティ調整率の使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書又はその添付書類の記載事項に変更があった場合

二 第百条に規定する承認基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第二号に規定する場合において、銀行は、当該事態を改善する旨の計画を記載した書面又は承認基準を満たさないことが当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面をすみやかに提出しなければならない。

3 第一項第二号に規定する場合において、銀行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は自行推計ボラティリティ調整率に代えて標準的ボラティリティ調整率を用いなければならない。

(承認の取消)

第百二条 金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は銀行が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、自行推計ボラティリティ調整率を継続して適用させることが不適当と判断したときは、当該銀行について第九十八条の承認を取り消すことができる。

第四目 保有期間の前提及びボラティリティ調整率の調整

(最低保有期間)

第百三条 包括的手法におけるボラティリティ調整率の計算において、エクスポージャー又は適格金融資産担保に係る保有期間は、次の各号に定める期間（以下「最低保有期間」という。）を下回ることはできない。

- 一 レポ形式の取引のうち担保額調整に服しているものについては五営業日
- 二 その他資本市場取引（適格金融資産担保付派生商品取引及び信用取引その他これに類する海外の取引をいう。）のうち担保額調整に服しているものについては十営業日
- 三 前二号に該当しない適格金融資産担保付取引については二十営業日

(ボラティリティ調整率の調整)

第百四条 前条第一号及び第二号の取引の担保額調整又は同条第三号の取引の時価評価の頻度が一営業日より長い場合、銀行は、次の式を用いてボラティリティ調整率を調整しなければならない。

$$H = H_M \sqrt{\frac{N_R + (T_M - 1)}{T_M}}$$

H は、当該取引に適用すべきボラティリティ調整率

H_M は、当該取引に適用される最低保有期間の下で、毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っている場合に適用されるボラティリティ調整率

T_M は、当該取引に適用される最低保有期間

N_R は、当該取引における時価評価又は担保額調整の間隔（営業日数）

- 2 銀行が、当該取引に適用される最低保有期間（ T_M ）とは異なる保有期間（ T_N ）に基づいて算出されたボラティリティ調整率（ H_N ）を、最低保有期間の下で用いるボラティリティ調整率（ H_M ）に調整する場合には、次の式を用いる。

$$H_M = H_N \sqrt{\frac{T_M}{T_N}}$$

H_N は、調整対象となるボラティリティ調整率

T_N は、 H_N を算出するために用いた保有期間

第五目 ボラティリティ調整率の適用除外

(適用除外の取引)

第百五条 次の各号に掲げる条件を満たし、次条に定める中核的市場参加者を取引相手とするレポ形式の取引については、包括的手法においてボラティリティ調整率を適用することを要しない。ただし、第三款第七目に定めるエクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合は、この限りではない。

- 一 エクスポージャー及び適格金融資産担保の双方が、現金、自行預金又は中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体若しくは標準的手法で零パーセントのリスク・ウェイ

- トが適用される外国の中央政府以外の公共部門の発行する債券であること。
- 二 エクスポージャー及び適格金融資産担保が、同一の通貨建てであること。
- 三 当該取引が取引実行日の翌営業日に終了すること又は銀行がエクスポージャーと適格金融資産担保の双方につき毎営業日に時価評価を行うとともに担保額調整に服していること。
- 四 取引相手が担保額調整に係る義務を履行せず、担保の処分を行う場合、当該担保額調整のために行った時価評価の日から担保の処分が可能となるまでの日数が四営業日以内であること。
- 五 当該取引の決済を処理するために用いている外部のシステムに関して信頼性が確保されていること。
- 六 当該取引が、中核的市場参加者間で同種の取引のために一般に用いられている約定形態を満たした取引となっていること。
- 七 取引相手が現金又は証券を引き渡す義務、追加担保を提供する義務その他の義務を履行しない場合銀行が当該取引を直ちに終了可能であることが、文書で明示されていること。
- 八 銀行が取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が取引相手について発生した場合に、銀行が、直ちに担保を処分する権利を有していること。

（中核的市場参加者）

第百六条 中核的市場参加者は次に掲げるものとする。

- 一 中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関及び外国の中央政府以外の公共部門
- 二 第一条第八号に規定する金融機関、日本郵政公社、第六十五条において当該証券会社向けエクスポージャーが金融機関向けエクスポージャーの取扱いに従うこととされている証券会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に基づき金融庁長官が指定する短資会社及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用されない国際開発銀行
- 三 法第十六条の二第一項第四号及び第七号に規定するもののうち、二十パーセントのリスク・ウェイトが適用される会社
- 四 自己資本規制若しくは借入れ又は派生商品取引の利用による投資効果の拡大を制限する規制が適用されている投資信託等
- 五 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）に基づいて設立された厚生年金基金及び厚生年金基金連合会
- 六 証券取引法第二条第三十一項に規定する証券取引清算機関

(外国における取引)

第一百七条 外国通貨建ての債券を用いてレポ形式の取引を行う場合、ボラティリティ調整率を適用不要とする範囲については当該通貨の発行国における基準に従う。

第六目 法的に有効な相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引（その一：ボラティリティ調整率による計算）

(適用条件)

第一百八条 レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案する場合、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。
- 二 前号に規定する場合において、当該他方の当事者に担保の速やかな処分が認められること。

(マーケット・リスク相当額の算出の対象である取引を含む場合)

第一百九条 マーケット・リスク相当額の算出を行っている銀行において、前条に規定するネットティングの対象となる取引のうち一以上の取引がマーケット・リスク相当額の算出の対象に含まれる場合、当該取引について当該ネットティングの効果を勘案するためには、次の各号に定める条件を満たさなければならない。

- 一 関連するすべての取引について毎営業日に時価評価を行っていること。
- 二 ネットティングの対象となる取引のうちマーケット・リスク相当額の算出の対象である取引において用いられている担保が、包括的手法における適格金融資産担保であること。

(計算方法)

第一百十条 第一百八条の条件を満たし、法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案するレポ形式の取引については、銀行は、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額を次の算式により算出することができる。

$$E^* = (\sum (E) - \sum (C)) + \sum (Es \times Hs) + \sum (Efx \times Hfx)$$

E*は、リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの額

Cは、受け入れた担保の額

Esは、当該証券のネット・ポジションの絶対額

Hsは、当該証券に適用すべきボラティリティ調整率

Efxは、決済通貨とは異なる通貨のネット・ポジションの絶対額

Hfx は、エクスポージャーと担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率

第七目 相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引（その二：エクスポージャー変動額推計モデルによる計算）

（エクスポージャー変動額推計モデルの使用の承認）

第百十一条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引について、エクスポージャー変動額推計モデル（相対ネットティング契約下にあるレポ形式の取引について、リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額を算出するモデルをいう。以下同じ。）を使用することができる。ただし、当該モデルを用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

（承認申請書の提出）

第百十二条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 エクスポージャー変動額推計モデル及びその運用が承認基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

（エクスポージャー変動額推計モデルの承認の基準）

第百十三条 金融庁長官は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用を承認するときは、第二百八十三条第一号に掲げる定性的基準並びに同条第二号イ及び同号ロに定める定量的基準に適合するかどうかを審査しなければならない。この場合において、「マーケット・リスク」とあるのを「レポ形式の取引に係るエクスポージャー」と、「マーケット・リスク相当額」とあるのを「リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額」と、「リスク計測モデル」とあるのを「エクスポージャー変動額推計モデル」と、「十」とあるのを「五」と、「10」とあるのを「5」と読み替えるものとする。

2 前項の定量的基準のうち、エクスポージャー変動額推計モデルの保有期間は、推計の対象となる取引で用いられる債券の流動性に鑑みて必要と認められる場合には、五営業日より長い期間としなければならない。

（乗数）

第百十四条 エクスポージャー変動額推計モデルを用いる銀行は、レポ形式の取引の取引相手のうち取引量の多い順に選定した十先に不作為に抽出した十先を加えた二十先（以下「バック・テスト対象先」という。）について、算出基準日を含む直近二百五十

営業日（以下「評価日」という。）の日ごとのエクスポージャー変動額（評価日の前営業日に銀行が一の取引相手と行っていたすべてのレポ形式の取引について、評価日の前営業日の時価をもとに計測したエクスポージャー額と、当該取引について評価日の時価をもとに計測したエクスポージャー額の差額をいう。以下同じ。）を取引相手ごとに算出し、これが各評価日についての取引相手ごとのエクスポージャー変動額推計値（評価日の前営業日においてエクスポージャー変動額推計モデルが保有期間を一日として算出したエクスポージャー変動額の推計値をいう。）を上回る回数をバック・テスト対象先について合計した回数（以下「超過回数」という。）を計測しなければならない。

- 2 銀行は、次条に定める算式において、前項に定める超過回数に応じ、次の表に掲げる乗数を用いなければならない。

超過回数	乗数
零以上九十九以下	一・〇
百以上百十九以下	一・一三
百二十以上百三十九以下	一・一七
百四十以上百五十九以下	一・二二
百六十以上百七十九以下	一・二五
百八十以上百九十九以下	一・二八
二百以上	一・三三

（計算方法）

第百十五条 エクスポージャー変動額推計モデルを用いる場合、信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額は次の算式により算出する。

$$E^* = (\sum E - \sum C) + (\text{算出基準日の前営業日におけるエクスポージャー変動額推計モデルによるエクスポージャー変動額の推計値} \times \text{乗数})$$

E*は、リスク削減手法適用後のエクスポージャーの額（ただし、零を下回らない値とする。）

Eは、エクスポージャーの時価

Cは、受け入れた担保の時価

（変更に係る届出）

第百十六条 エクスポージャー変動額推計モデルの使用について承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書又はその添付書類の記載事項に変更があった場合

二 第百十三条に規定する承認基準を満たさない事由が生じた場合

- 2 前項第二号に規定する場合において、銀行は、当該事態を改善する旨の計画を記載した書面又は承認基準を満たさないことが当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面をすみやかに提出しなければならない。

- 3 第一項第二号に規定する場合において、銀行は、前項の書面に記載する事項について金融庁長官の承認を得るまでの間は、エクスポージャー変動額推計モデルに代えて第百

十条の定めるところによりレポ形式の取引に係るエクスポージャーを算出しなければならない。

(承認の取消)

第百十七条 金融庁長官は、前条第一項各号に掲げる場合又は銀行が同条第二項に定める提出義務を怠った場合であって、エクスポージャー変動額推計モデルを継続して使用させることが不適当と判断したときは、当該銀行について第百十一条の承認を取り消すことができる。

第八目 包括的手法における担保付派生商品取引

(計算方法)

第百十八条 包括的手法を適用する場合であって、先渡、スワップ及びオプション等の派生商品取引について適格金融資産担保を用いるときの所要自己資本の額は、次の式により算出する。

$$\text{所要自己資本の額} = [(RC + \text{アドオン}) - C_A] \times r \times 8\%$$

RC は、第七十九条第二項第一号に定める再構築コスト

アドオンは、同条第三項第一号に定めるグロスのアドオン

C_A は、 H_c (適格金融資産担保に適用するボラティリティ調整率) 及び H_{fx} (エクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なる場合に適用するボラティリティ調整率) を適用した後の担保額

r は、取引相手のリスク・ウェイト

- 2 法的に有効な相対ネットティング契約が存在する場合には、前項の RC は第七十九条第二項第二号に定めるネットの再構築コスト、アドオンは同条第三項第二号に定めるネットのアドオンとする。
- 3 エクスポージャー、担保又は決済に係る通貨が同一でない場合には H_{fx} (関係する通貨が三以上ある場合においても同じ値とする。) を適用しなければならない。

第四款 簡便手法

(前提条件)

第百十九条 適格金融資産担保について簡便手法を用いて信用リスク削減効果を勘案する場合、次の条件を満たさなければならない。

- 一 エクスポージャーの残存期間が、当該適格金融資産担保の残存期間を超えていないこと。
- 二 銀行が、当該適格金融資産担保を少なくとも六月に一回以上再評価すること。

(計算方法)

第百二十条 銀行は、適格金融資産担保について簡便手法を用いる場合、信用リスク削減手法の適用対象であるエクスポージャーについて、取引相手に対するリスク・ウェイトに代えて、担保となる資産のリスク・ウェイトを適用する。ただし、次条に掲げるものを除き、リスク・ウェイトは二十パーセントを下回らないものとする。

(二十パーセント・フロアの適用除外)

第二百二十一条 次の各号に掲げる取引については、前条の規定にかかわらず、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用することができる。

- 一 第百五条に該当するレポ形式の取引は、リスク・ウェイトを零パーセントとする。
ただし、取引相手が中核的市場参加者に該当しない場合にはリスク・ウェイトを十パーセントとする。
- 二 派生商品取引に係るエクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、銀行が毎営業日に時価評価を行っている場合において、現金又は自行預金担保のときにはリスク・ウェイトを零パーセントとする。中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体又は外国の中央政府以外の公共部門の発行する零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券が担保である場合には、リスク・ウェイトを十パーセントとする。
- 三 前号の場合を除き、エクスポージャーと担保が同一の通貨建てであり、かつ、次のイ又はロに該当する場合には、リスク・ウェイトを零パーセントとする。
 - イ 担保が現金又は自行預金であること
 - ロ 担保が中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体又は外国の中央政府以外の公共部門の発行する零パーセントのリスク・ウェイトが適用される債券であって、担保価額を時価の八十パーセント以下としていること

第五款 貸出金と自行預金の相殺

(貸出金と自行預金の相殺)

第二百二十二条 銀行は、次に掲げる条件を満たす場合には、相殺契約下にある貸出金と自行預金の相殺後の額をリスク削減手法適用後のエクスポージャーの額とすることができる。ただし、貸出金と自行預金の通貨が同一でない場合には、第九十七条第三号又は第百条第三項第三号に定めるところに従って、担保とエクスポージャーの通貨が異なる場合のボラティリティ調整率を預金の額に適用することを要する。

- 一 取引相手（相殺の対象となる自行預金の預金者をいう。以下この款において同じ。）の債務超過、破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令又は特別清算開始の命令その他これらに類する事由にかかわらず、当該取引に関連する国において貸出金と自行預金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること
 - 二 同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自行預金をいずれの時点においても特定することができること
 - 三 自行預金が継続されないリスクを監視及び管理していること
 - 四 関連するエクスポージャーを貸出金と自行預金の相殺後の額によって監視及び管理していること
- 2 前項に定めるボラティリティ調整率の計算に係る保有期間は十営業日とし、その他の条件は包括的手法におけるものを準用する。

第六款 保証及びクレジット・デリバティブ

第一目 適格要件

(保証及びクレジット・デリバティブに共通の条件)

第二百二十三条 保証又はクレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いる場合には、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 保証又はクレジット・デリバティブが、保証人又はプロテクション提供者に対する直接的な債権となっていること。
- 二 被保証債権若しくは原債権又は保証若しくはクレジット・デリバティブの対象となしう債権の範囲が明らかになっていること。
- 三 保証又はクレジット・デリバティブが、次のイ及びロに掲げる条件を満たすこと。
 - イ 当該銀行が保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の提供を受けるために必要な支払を行わない場合を除いて、信用リスク削減効果の提供が中止されないこと。ただし、第百三十五条第二号イに基づく取扱いを行う場合にはこの限りではない。
 - ロ 被保証債権又は原債権に係る債務者の信用度が悪化した場合に継続して信用リスク削減効果を享受するために、保証人又はプロテクション提供者に対する支払を実質的に追加することが必要とされないこと。
- 四 保証又はクレジット・デリバティブは、保証債務を履行すべき事由が生じた場合又はクレジット・デリバティブの信用事由が生じた場合に、保証人又はプロテクション提供者が適時に支払を行うことを妨げる条項を含まないこと。

(保証に関する条件)

第二百二十四条 保証を信用リスク削減手法として用いる場合には、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一 保証債務を履行すべき事由が生じた場合、銀行は被保証債権の債務者に対して訴訟による請求を行うことなしに、保証人に対して速やかに保証債務の履行（被保証債権の債務者が行うこととしていた支払予定に沿った支払の形態を取るものを含む。）を請求できること。
 - 二 保証契約の文書が作成されていること。
 - 三 被保証債権の債務者が銀行に支払うべき債務のうち、手数料、利息その他の元本以外のもの（以下「元本以外の関連債務」という。）も保証の対象としていること。
- 2 前項第三号の規定にかかわらず、被保証債務が元本のみである場合には、銀行は、元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第百三十一条（比例的な保証又はクレジット・デリバティブ）の規定に従って取り扱うことができる。

(クレジット・デリバティブについての条件)

第二百二十五条 銀行がクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果を勘案するためには、クレジット・デリバティブは、第二百二十三条に定めるもののほか、次の各号に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- 一 クレジット・デリバティブの信用事由に次に掲げる事由を含むこと。
 - イ 原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）。ただし、原債権において支払義務の不履行についての猶予期間が定められている場合であって、当該猶予期間が経過するまで銀行が原債務について期限の利益を喪失させることができないときは、銀行は、当該期限の利益喪失時点においてクレジット・デリバティブに基づく支払を請求できるときに限り、当該クレジット・デリバティブが原債権の残存期間以上の残存期間を有するものとして扱うことができる。
 - ロ 原債権の債務者に係る破産宣告、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令若しくは支払不能又は原債権の弁済期の到来時に債務不履行となる可能性が極めて高いことを認定した文書の存在その他これらに類する事由
 - ハ 原債権の元本、利息又は手数料の支払に関する免除又は猶予の発生。ただし、銀行が当該事象に基づき原債権について償却又は個別引当金の繰入れを行うべき場合を対象とすることで足りるものとする。
- 二 プロテクション提供者が信用事由の発生に基づく支払額を原債権の債務者の特定の債務についての評価額に基づいて算定し、これを現金で支払うことで決済できるクレジット・デリバティブの場合には、信頼性をもって当該評価を行うための手続（当該評価を行うまでの期間の定めを含む。）が確立していること。
- 三 信用事由の発生に基づく決済のために、銀行がプロテクション提供者に対して原債権を譲渡することを義務付けられている場合であって、当該譲渡に際して原債権の債務者の同意を要するときは、当該同意は理由なく留保されないことが原債権に係る文書で定められていること。
- 四 信用事由の発生の有無を判断する者が明確に定められていること。ただし、当該判断はプロテクション提供者のみが行いうるものであってはならない。また、銀行は、プロテクション提供者に信用事由の発生を通知する権利を有していること。
- 五 原債権が決済のための参照債務に含まれていない場合には、決済のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、原債権と決済のための参照債務の債務者が同一であり、かつ、決済のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等（原債権について第一号に掲げる事由が生じた場合に、参照債務について期限の利益を喪失させることを定める条項をいう。）を設けていること。
- 六 原債権が信用事由判断のための参照債務に含まれていない場合には、信用事由判断のための参照債務が原債権と同一又はそれに劣後する支払順位にあり、信用事由判断のための参照債務と原債権の債務者が同一であり、かつ、信用事由判断のための参照債務が法的に有効なクロス・デフォルト条項等を設けていること。
- 七 当該クレジット・デリバティブが、保証と同等の信用リスク削減効果を提供するクレジット・デフォルト・スワップ又はトータル・リターン・スワップであること。ただし、トータル・リターン・スワップによって信用リスクを削減しようとした銀行が、当該ス

ワップにより受領した純受取額を収益として認識する一方で、原債権の価値の減少を、帳簿価額の減額又は引当てを通じて認識していない場合には、この限りではない。

(条件の一部を満たさない場合)

第二百二十六条 クレジット・デリバティブが、前条第一号ハに掲げる事象が発生した場合に信用リスク削減効果を提供しないことを除き前条に掲げるすべての条件を満たす場合、銀行は、前条の規定にかかわらず、当該クレジット・デリバティブの想定元本額の六十パーセントについて信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、想定元本額が原債権の額を上回る場合、信用リスク削減効果を勘案できる額は、原債権の額の六十パーセントを限度とする。

(内部ヘッジの扱い)

第二百二十七条 銀行の保有する資産（マーケット・リスク相当額の算出対象であるものを除く。）に対して信用リスク削減効果を提供するクレジット・デリバティブのプロテクション提供者が当該銀行自身である場合であって、当該クレジット・デリバティブがマーケット・リスク相当額の算出対象とされている取引であるときは、銀行は、次条に定める適格な保証人又はプロテクション提供者である第三者が当該取引に対して信用リスク削減効果を提供している場合に限り、当該資産について当該クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案することができる。この場合において、銀行は、当該資産について第三者から信用リスク削減効果の提供を受けているものとして扱うものとする。

2 前項に規定する場合であって、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案するときは、当該クレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法としてのすべての適格要件を満たさなければならない。

3 第一項に規定する場合において、銀行は、マーケット・リスク相当額を算出する対象となっているクレジット・デリバティブについてマーケット・リスク相当額を算出しなければならない。ただし、マーケット・リスク相当額の計算方法に従ってポジションを相殺することを妨げない。

(適格な保証人及びプロテクション提供者)

第二百二十八条 適格な保証人又はプロテクション提供者は、次に掲げるものに限る。

一 被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、中央銀行、我が国の地方公共団体、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、銀行（零パーセントのリスク・ウェイトが適用されない国際開発銀行を含む。）及び証券会社。

二 前号に掲げる主体以外の主体で適格格付機関が4－2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの（被保証債権又は原債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される親会社、子会社及び関連会社を含む。）

第二目 所要自己資本の計算

(計算方法)

第二百二十九条 保証又はクレジット・デリバティブを用いた場合、銀行は、第二百二十六条の場合を除き、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分について保証人又はプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用することができる。

(免責額の扱い)

第三百十条 被保証債権又は原債権に係る損失又は支払義務の不履行が発生した場合であっても、その額が一定の水準を下回った場合には保証人又はプロテクション提供者が支払を行わないことができる扱いとなっている場合、当該被保証銀行又はプロテクションを取得した銀行は、当該水準に相当する額を自己資本から控除しなければならない。

(比例的な保証又はクレジット・デリバティブ)

第三百十一条 被保証部分又はプロテクションが提供されている部分がエクスポージャーより小さい場合には、銀行と保証人又はプロテクション提供者が被保証債権又は原債権に係る損失をエクスポージャーの額に対する保証又はプロテクションの額の割合に比例する形で負担する場合に限り、銀行は、エクスポージャーのうち被保証部分又はプロテクションが提供されている部分について信用リスク削減効果を認識することができる。

(階層化された保証又はクレジット・デリバティブ)

第三百十二条 銀行がエクスポージャーに係る信用リスクの一部を一又は複数の階層に分割して一又は複数の保証人又はプロテクション提供者に移転し、銀行が当該信用リスクの残部を留保し、かつ、移転されたリスクと留保されたリスクの優先度が異なる場合には、銀行は当該エクスポージャーについて第八章に定める証券化エクスポージャーの取扱いを準用しなければならない。

(エクスポージャーの通貨と保証又はクレジット・デリバティブの通貨の不一致)

第三百十三条 保証又はクレジット・デリバティブの通貨がエクスポージャーの通貨と一致しない場合、被保証部分又はプロテクションが提供されている部分として扱うべきエクスポージャーの額は次の式により算出された額とする。

$$G_a = G \times (1 - H_{fx})$$

G_a は、調整後の信用リスク削減手法の額

G は、保証額又はクレジット・デリバティブの想定元本額

H_{fx} は、保証又はクレジット・デリバティブの通貨とエクスポージャーの通貨が一致しない場合に適用するボラティリティ調整率

- 2 ボラティリティ調整率の計算に係る保有期間は、銀行が毎営業日に為替リスクに関する時価評価を行っている場合には十営業日とし、当該時価評価の間隔が一営業日より長い場合においては第百四条の規定によりボラティリティ調整率を調整しなければならない。
- 3 前項に定める事項を除き、ボラティリティ調整率の計算に係る条件は包括的手法に定

めるものを準用する。

(ソブリンによる保証等の提供)

第百三十四条 中央政府等又は中央銀行が自国通貨建てのエクスポージャーに対して保証を行っている場合、銀行は、当該被保証部分について、自国通貨建ての中央政府等向けエクスポージャーと同じリスク・ウェイトを適用することができる。

2 エクスポージャーが、中央政府等による保証が裏付けとなっている保証の対象となっている場合には、銀行は、次の各号に掲げる条件を満たすときに限り、当該保証を中央政府等によるものとして扱うことができる。

一 中央政府等による保証が、保証の対象である債務のうち元本以外の関連債務もその対象としていること。

二 中央政府等による保証が直接的及び明示的である必要がない点を除き、エクスポージャーに対する保証及び中央政府等による保証が、それぞれ保証の適格要件をすべて満たしていること。

三 中央政府等による保証の履行の確実性に問題がなく、かつ、中央政府等が直接に保証した場合と比べて保証の提供範囲が狭いことを示すような過去の実績がないこと。

3 前二項の規定は、中央政府等が保証以外の形態で行う信用の補完が、保証と同等の効果を提供している場合について準用することができる。

第七款 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合の取扱い

(残存期間の定義)

第百三十五条 エクスポージャーの残存期間及び信用リスク削減手法の残存期間は、次の各号の規定に従い、ともに保守的な値を用いなければならない。

一 エクスポージャーの残存期間は、原則として、取引相手（第八十四条第一号及び第二百二十二条第一項第一号に定める「取引相手」をいう。）又は被保証債権若しくは原債権の債務者が債務の履行をなすべき期日として考えるもののうち最も遅い期日に基づいて計算するものとし、被保証債権又は原債権の債務者による支払義務の不履行が期限の利益を喪失させるまでに必要な猶予期間が定められている場合にはこれを残存期間に含めなければならない。

二 信用リスク削減手法の残存期間は、原則として、次のイ及びロに定めるほか、信用リスク削減手法に組み込まれたオプションがその残存期間を短縮する可能性を考慮に入れたうえで最短の残存期間を用いなければならない。

イ プロテクションを終了させる権利をプロテクション提供者が持っている場合、残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

ロ プロテクションを終了させる権利をプロテクションの取得者である銀行が保有し、終了させない場合に当該プロテクションを維持するための費用が上昇する等、当該銀行がプロテクションの残存期間の終了前に当該取引を終了させる相応の動機を持つ場合には、プロテクションの残存期間は当該終了が可能となる最初の期日までとする。

(当初残存期間の下限)

第百三十六条 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合であって、当該信用リスク削減手法の残存期間が契約当初の時点において一年を下回るときは、銀行は信用リスク削減手法を適用することができない。

(所要自己資本の計算)

第百三十七条 信用リスク削減手法の残存期間がエクスポージャーの残存期間を下回る場合、信用リスク削減手法の効果は、次の算式により調整する。

$$Pa = P \times \{(t - 0.25) / (T - 0.25)\}$$

Pa は、残存期間調整後の信用リスク削減手法の額

P は、ボラティリティ調整率による調整後の信用リスク削減手法の額

t は、信用リスク削減手法の残存期間を年数で表示したもの。ただし、t が T よりも大きい場合には T を用いる。

T は、エクスポージャーの残存期間を年数で表示したもの。ただし、エクスポージャーの残存期間が五年を超える場合には、五を用いる。

第八款 信用リスク削減手法に関するその他の事項

第一目 複数の信用リスク削減手法の取扱い

(複数の信用リスク削減手法)

第百三十八条 一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合には、銀行は、エクスポージャーをそれぞれの信用リスク削減手法を適用する部分に任意に分割するものとする。

(同一提供者による残存期間の異なる保証又はクレジット・デリバティブ)

第百三十九条 一の主体が一のエクスポージャーに対して複数の保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合であって、それらの残存期間が異なる場合、銀行は、エクスポージャーをそれぞれの保証又はクレジット・デリバティブを適用する部分に分割しなければならない。

第二目 ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ

(プロテクション取得の場合)

第百四十条 銀行が信用リスク削減手法としてファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該銀行は、当該クレジット・デリバティブによるプロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち信用リスク・アセットの額が最も小さいエクスポージャーについて信用リスク削減効果を勘案することができる。ただし、信用リスク削減効果を勘案する対象となるエクスポージャーの額が当該クレジット・デリバティブの想定元本額と同額又はこれを下回る場合にのみその効果を認めるものとする。

(プロテクション提供の場合)

第百四十一条 銀行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合において、適格格付機関が当該クレジット・デリバテ

ィブに格付を付与しているときは、銀行は、当該取引に係る与信相当額に対して、第八章に定める証券化エクスポージャーの取扱いを準用することにより定められるリスク・ウェイトを適用しなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、プロテクションの提供対象となりうる複数の資産のリスク・ウェイトを千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする。）を上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第三目 セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ等

（プロテクション取得の場合）

第百四十二条 銀行が信用リスク削減手法としてセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを用いる場合、当該銀行は次の各号に定める場合に限り、当該各号に定める扱いをすることができる。

一 銀行が、当該セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブに加え、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーを同じくするファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを取得している場合 銀行は、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのうち、信用リスク・アセットの額が二番目に小さいエクスポージャーについて信用リスク削減効果を勘案することができる。

二 プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーのいずれか一について既に信用事由が発生している場合 銀行は、プロテクションの提供対象となりうるエクスポージャーであって信用事由の発生していないもののうち、信用リスク・アセットの額が最も小さいエクスポージャーについてのみ信用リスク削減効果を勘案することができる。

（プロテクション提供の場合）

第百四十三条 第百四十一条の規定は、銀行がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、当該複数のエクスポージャーのいずれにも信用事由が発生していない場合には、信用リスク・アセットの額が最も小さいエクスポージャーを計算から除外することができる」と読み替えるものとする。

（その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブの扱い）

第百四十四条 前二条の規定は、その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについて準用する。

第七章 信用リスクの内部格付手法

第一節 総則

第一款 承認手続等

(内部格付手法の承認)

第百四十五条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、内部格付手法を用いて自己資本比率を算出することができる。

(承認申請書の提出)

第百四十六条 内部格付手法の適用について承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 信用リスク管理指針

四 内部格付手法実施計画

五 先進的内部格付手法移行計画（基礎的内部格付手法採用行が新たに先進的内部格付手法採用行としての承認を申請する場合に限る。）

六 第四節第一款から第八款までに掲げる要件を満たしていることを示す書類

七 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる内部格付手法実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、先進的内部格付手法採用行が一部の事業単位又は資産区分について LGD 及び EAD の自行推計値を適用しないことを妨げない。

一 内部格付手法を適用する範囲及び適用を開始する日

二 内部格付手法の適用を除外する予定の事業単位及び資産区分

4 第二項第五号に掲げる先進的内部格付手法移行計画には、事業法人等向けエクスポージャーについて LGD 及び EAD の自行推計値を用いる範囲及び適用を開始する時期に関する事項を記載しなければならない。ただし、一部の事業単位又は資産区分について LGD 及び EAD の自行推計値を適用しないことを妨げない。

(予備計算)

第百四十七条 内部格付手法の適用について承認を受けようとする銀行は、内部格付手法の適用を開始しようとする日の属する営業年度の前営業年度以降において、承認を得ようとする内部格付手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、適用を開始しようとする日の直近の営業年度（適用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該営業年度を含む。）の中間予備計算報告書及び前営業年度の予備計算報告書を作成しなければならない。

2 前項に定める予備的な計算にかかわらず、関連する内部格付手法の利用について承認

を受けるまでは、当該銀行の自己資本比率の算出は、なお従前の手法によらなければならない。

- 3 第一項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする場合は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。
- 4 第一項に掲げる中間予備計算報告書は、当該営業年度の開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の内部格付制度の運用状況及び当該営業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載し、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、承認申請書の提出に先だって、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 5 第一項に掲げる予備計算報告書は、当該営業年度の内部格付制度の運用状況及び当該営業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載し、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、承認申請書の提出に先だって、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(承認の基準)

第四百四十八条 金融庁長官は、内部格付手法の適用に関する承認をしようとする場合は、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 基礎的内部格付手法採用行として承認する場合は、第四節第一款から第八款までに規定する最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先だって三年以上にわたり使用していること及び内部格付手法実施計画が合理的なものであること。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。
- 二 先進的内部格付手法採用行として承認する場合は、第四節第五款第四目から第六目までに規定する LGD 及び EAD の自行推計値を利用するための最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先だって三年以上にわたり使用していること、内部格付手法実施計画及び先進的内部格付手法移行計画が合理的なものであること並びに前号の基準を満たすこと。ただし、内部格付制度の改良を行うことを妨げない。

(届出)

第四百四十九条 内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

- 一 承認申請書の記載事項に変更がある場合
 - 二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
 - 三 第四節第一款から第八款までに規定する最低要件を満たさない事項がある場合
- 2 前項第三号に掲げる事態が発生したとき、内部格付手法採用行は、当該事項について改善する旨の計画を記載した書面又は当該事項が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面をすみやかに提出しなければならない。

(承認の取消)

第四百五十条 金融庁長官は、前条第一項第三号に規定する場合であって、内部格付手法採

用行が内部格付手法を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、当該内部格付手法採用行について第百四十五条の承認を取り消すことができる。

第二款 段階的適用等

(内部格付手法の適用)

第百五十一条 内部格付手法採用行は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は同一の事業単位において保有する事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャー（以下この章において「資産区分」という。）ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、自行の信用リスク・アセットに重大な企業分割その他の特段の事情がある場合は、金融庁長官の承認を得たときに限り、内部格付手法に代えて標準的手法を用いることができる。

(先進的内部格付手法への移行)

第百五十二条 先進的内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に従って、事業法人等向けエクスポージャーについて先進的内部格付手法を適用しなければならない。

(適用除外)

第百五十三条 前二条の規定にかかわらず、内部格付手法採用行は、内部格付手法実施計画又は先進的内部格付手法移行計画に記載がある場合は、信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分に対して、標準的手法を適用することができる。ただし、次の事項に掲げる場合は、この限りではない。

一 標準的手法を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの総額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの総額に占める割合が十パーセントを超える場合又は標準的手法を用いる一の事業単位の信用リスク・アセットの総額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの総額に占める割合が二パーセントを超える場合

二 標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセット総額が内部格付手法採用行の信用リスク・アセット総額に占める割合が二パーセントを超える場合。ただし、当該内部格付手法採用行を子会社とする内部格付手法採用行又は銀行持株会社が存在する場合は、標準的手法を用いる一の事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットがその内部格付手法採用行又は銀行持株会社（他の内部格付手法採用行又は銀行持株会社の子会社であるものを除く。）の信用リスク・アセット総額に占める割合が二パーセントを超える場合をいうものとする。

2 前二条にかかわらず内部格付手法採用行は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計

額の十パーセントを超えない範囲に限り、標準的手法に基づいて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。ただし、株式等エクスポージャーのポートフォリオが十以下の発行体の株式等により構成されている場合は、基本的項目の額と補完的項目の額の合計額の五パーセントを超えない範囲に限る。

（スロットティング・クライテリアの利用）

第百五十四条 内部格付手法採用行は、第百六十条第三項及び第五項に基づきスロットティング・クライテリアを利用する場合は、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス、事業用不動産貸付けの区分ごとに利用しなければならない。

（内部格付手法の適用に伴う所要自己資本の下限）

第百五十五条 基礎的内部格付手法採用行及び先進的内部格付手法採用行は、次の表に定める期間においては、旧所要自己資本の額に次の表に定める割合を乗じた額から新所要自己資本の額を除いた額が正の値となる場合には、当該差額に十二・五を乗じた額をリスク・アセットに加えなければならない。

	適用開始日以後一年間	適用開始日以後一年を経過した日以後一年間
基礎的計測手法を採用する銀行の場合	九十パーセント	八十パーセント
先進的計測手法を採用する銀行の場合	九十パーセント	八十パーセント

2 前項に掲げる「新所要自己資本の額」とは、次に掲げる場合においてそれぞれに定める額をいう。ただし、内部格付手法採用行が信用リスク・アセットの額の一部を第六章に定める標準的手法を用いて算出する場合は、次に掲げる場合においてそれぞれに定める額から、標準的手法に基づき補完的項目に算入される一般貸倒引当金を控除した額をいう。

一 適格引当金の額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額を上回る場合、リスク・アセットの額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。）を乗じて得た額に、第八条、第十九条、第二十九条及び第四十条に定める控除項目並びに資本勘定に含まれている期待将来収益の額を加えて得た額から、当該上回る額（信用リスク・アセットに〇・六パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、〇・三パーセントとする。）を乗じた額を上限とする。）を除いた額

二 適格引当金の額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額を下回る場合、リスク・アセットに八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。）を乗じて得た額に、第八条、第十九条、第二十九条及び第四十条に定める控除項目並びに資本勘定に含まれている期待将来収益の額を合計した額

3 第一項に掲げる「旧所要自己資本の額」とは、標準的手法を用いて算出したリスク・ア

セットに八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。）を乗じて得た額に、第八条、第十九条、第二十九条及び第四十条に定める控除項目の額を加えて得た額から第六条第一項第三号、第十七条第一項第三号、第二十七条第一項第二号及び第三十八条第一項第二号に定める額を除いた額をいう。

第二節 期待損失の取扱い

（補完的項目）

第百五十六条 適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る額は、補完的項目に算入することができる。

（控除項目）

第百五十七条 次に掲げるものに相当する額は、控除項目に算入しなければならない。

- 一 事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る額
- 二 第百七十三条第一項第二号に定める PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額

（期待損失額）

第百五十八条 第百五十五条及び第百五十六条において、事業法人等向けエクスポージャー（第百六十条第三項及び第五項に従って、スロットティング・クライテリアに割当てられた特定貸付債権を除く。）、リテール向けエクスポージャー及び第百七十三条第八項 PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額は、当該エクスポージャーの PD、LGD 及び EAD を乗じた額とする。ただし、デフォルトした場合は、第二百二十三条第六項に定める EL_{default} に EAD を乗じた額とする。

- 2 第百六十条第三項において、スロットティング・クライテリアに割当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に以下の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。ただし、第百六十条第三項ただし書に従って、優に割当てられ、かつ、五十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては零パーセント、良に割当てられ、かつ、七十パーセントのリスク・ウェイトの適用を受けたエクスポージャーについては五パーセントのリスク・ウェイトを適用する。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト (パーセント)	五	十	三十五	百	六百二十五

- 3 第百六十条第五号において、スロットティング・クライテリアに割当てられたボラティリティの高い事業用不動産貸付けの期待損失額は、当該エクスポージャーの EAD に以下の表に掲げるリスク・ウェイト及び八パーセントを乗じた額とする。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト	五	五	三十五	百	六百二十五

(パーセント)					
---------	--	--	--	--	--

4 前三項に定めのないエクスポージャーの期待損失額は零とする。

(一般貸倒引当金の配分)

第百五十九条 内部格付手法採用行は、信用リスク・アセットの額の算出に当たり標準的手法と内部格付手法を併用する場合は、一般貸倒引当金の総額を標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分と内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分に信用リスク・アセットの額の割合で区分しなければならない。ただし、標準的手法のみを用いる標準的手法採用行又は当該標準的手法採用行の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、標準的手法により算出される信用リスクに対応する部分にのみ用いるものとし、内部格付手法のみを用いる内部格付手法採用行又は当該内部格付手法採用行の連結子法人等が計上する一般貸倒引当金は、内部格付手法により算出される信用リスクに対応する部分にのみ用いるものとする。

2 銀行は、前項の規定にかかわらず、信用リスク管理指針に別段の定めがある場合は当該信用リスク管理指針にのっとり、一般貸倒引当金を区分することができる。

第三節 信用リスク・アセットの額の算出

第一款 事業法人等向けエクスポージャー

(事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百六十二条から第百六十五条までに定める PD、LGD、EAD 及び M を用いて、次の第一号に掲げる算式により、第一号に掲げる算式の算出に要する所要自己資本率 (K) は第二号に掲げる算式により、第二号に掲げる算式の算出に要する相関係数 (R) 及びマチュリティ調整 (b) は、それぞれ第三号及び第四号に掲げる算式により算出する。

一 信用リスク・アセットの額 $= K \times 12.5 \times EAD$

$$\text{二 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

$$\times \{1 - 1.5 \times b(PD)\}^{-1} \times \{1 + (M - 2.5) \times b(PD)\}$$

ただし、零を下回る場合は零とする。

$N\{x\}$ は、標準正規分布の累積分布関数 (以下同じ。)

$G(x)$ は、 $N\{x\}$ の逆関数 (以下同じ。)

$$\text{三 相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - EXP(-50 \times PD)}{1 - EXP(-50)} \right\}$$

$EXP(x)$ は、自然対数の底の x 乗を指す (以下同じ。)

$$\text{四 マチュリティ調整}(b) = \{0.11852 - 0.05478 \times \log(PD)\}^2$$

$\log(x)$ は、自然対数を指す (以下同じ。)

- 2 中堅中小企業向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、前項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いることができる。

$$\text{相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - \text{EXP}(-50 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-50)} + 0.24 \times \left\{ 1 - \frac{1 - \text{EXP}(-50 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-50)} \right\} - 0.04 \times \left\{ 1 - \frac{(S - 5)}{45} \right\}$$

S は、当該事業法人の売上高（第一条第五十二号ただし書に定める場合は総資産）（単位：億円）。ただし、五億円に満たない場合には、五億円として算出する。

- 3 ボラティリティの高い事業用不動産貸付けを除く特定貸付債権の信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、内部格付手法採用行は、第二百二十条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を以下の表に記載の五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割当て、エクスポージャーの額（EAD）に当該リスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、第一条第五十一号ロただし書の定めにより事業用不動産向け貸付けに区分されたものを除き、以下の表において優又は良に割当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割当てられるエクスポージャーについて五十パーセント、良に割当てられるエクスポージャーについて七十パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト (パーセント)	七十	九十	百十五	二百五十	零

- 4 ボラティリティの高い事業用不動産貸付けについては、第一項第三号に定める相関係数に代えて、次に定める相関係数を用いなければならない。

$$\text{相関係数}(R) = 0.12 \times \frac{1 - \text{EXP}(-50 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-50)} + 0.3 \times \left\{ 1 - \frac{1 - \text{EXP}(-50 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-50)} \right\}$$

- 5 ボラティリティの高い事業用不動産貸付けについては、内部格付手法採用行は第二百二十条に定める要件を満たさない場合は、第一項の規定にかかわらず、内部格付を以下の表に記載の五のリスク・ウェイトに対応したスロットティング・クライテリアに割当て、エクスポージャーの額（EAD）にリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、以下の表において優又は良に割当てられるエクスポージャーの満期までの残存期間が二年半未満である場合は、優に割当てられるエクスポージャーについて七十パーセント、良に割当てられるエクスポージャーについて九十五パーセントのリスク・ウェイトを適用することができる。

	優	良	可	弱い	デフォルト
リスク・ウェイト (パーセント)	九十五	百二十	百四十	二百五十	零

(事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第百六十一条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに適格な保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが適格な保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの額の算式、PD 及び LGD を適用することができる。ただし、この条においては、第百二十八条各号に掲げるもの及び適格格付機関の 4－2 以上の信用リスク区分に対応する内部格付制度上の債務者格付を付与しているものを適格な保証人又はプロテクション提供者とする。

2 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブを勘案した PD 又は LGD を適用することができる。

3 前二項の場合において、内部格付手法採用行は、被保証債権又は原債権の債務者の信用リスクが適格な保証人又はプロテクション提供者により完全に代替されないときは、前項に規定する保証又はクレジット・デリバティブのリスク・ウェイトの算出において、適格な保証人又はプロテクション提供者の債務者格付に対応する PD に代えて、適格な保証人又はプロテクション提供者の債務者格付と被保証債権又は原債権の債務者の債務者格付の間に位置する債務者格付に相当する PD を用いなければならない。

4 第百二十三条から第百三十四条までの規定は、第一項及び第二項において準用する。
(事業法人等向けエクスポージャーの PD)

第百六十二条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる PD は、当該事業法人等向けエクスポージャーに付与された債務者格付に係る一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。

2 事業法人向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャーの PD は〇・〇三パーセントを下回ってはならない。

3 デフォルトに相当する格付を付与された事業法人等向けエクスポージャーの PD は百パーセントとする。

(事業法人等向けエクスポージャーの LGD)

第百六十三条 先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、当該事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時に生じる経済的損失額の EAD に対する割合を百分率で表した推計値とす

る。

- 2 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、四十五パーセントとする。ただし、劣後債権の場合は、七十五パーセントとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャーに適格金融資産担保が設定されている場合は、レポ形式の取引に関する場合を除き、基礎的内部格付手法採用行は、次に掲げる算式により信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

$$\text{LGD}=45 \text{ パーセント} \times (\text{第三節第三款に規定する包括的手法に基づいて信用リスク削減手法の効果を勘案した後の事業法人等向けエクスポージャーの額}) / (\text{当該事業法人等向けエクスポージャーの額})$$

- 4 第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャーを被担保債権として、適格債権担保、適格不動産担保又は適格その他資産担保（以下「適格資産担保」という。）が設定されており、次に掲げる運用要件を満たす場合であって、当該エクスポージャーの額に対する適格資産担保の額の割合が以下の表に定める最低所要担保カバー率を上回るときは、基礎的内部格付手法採用行は、当該事業法人等向けエクスポージャーについて、当該適格資産担保の額を以下の表に定める超過担保カバー率で除した額に相当する部分について、以下の表に定める LGD を適用することができる。ただし、同一の被担保債権に複数の適格金融資産担保及び適格資産担保が設定されている場合は、適格不動産担保及び適格その他資産担保の合計額の各最低所要担保カバー率は、適格金融資産担保及び適格債権担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額に対する適格不動産担保及び適格その他資産担保の合計額を基準として算出する。

	最低所要担保 カバー率 (パーセント)	超過担保 カバー率 (パーセント)	LGD (パーセント)
適格債権担保	零	百二十五	三十五
適格不動産担保	三十	百四十	三十五
適格その他資産担保	三十	百四十	四十

- 一 適格不動産担保の目的たる不動産（以下この号において「適格不動産」という。）の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。
- イ 担保権は、関連のある法域において適法かつ有効に成立し、当該担保の設定に関する契約の諸条項に従って強制執行可能であって、適時かつ適切に登記されること。
- ロ 担保の設定に関する契約及び当該契約を実行するための法的手続は、内部格付手法採用行が合理的な期間内に担保価値を実現し得るものであること。
- ハ 適格不動産の評価額は、評価日の公正な時価を上回るものではないこと。
- ニ 年一回以上の頻度で適格不動産の担保価値を評価しており、かつ、適格不動産担保の担保価値が著しく低下したことを示す情報がある場合又はデフォルトその他の信用事由が発生した場合は、不動産鑑定士又は担保評価額の評価の精度が高いこと

- について合理的な根拠があると認めるに足りる者により当該資産が評価されること。
- ホ 適格不動産の種別及び種別ごとの信用供与の方針（金利等の条件への勘案を含むが、これに限らない。）を明らかにした書類を備え置いていること。
- ヘ 適格不動産を損害や劣化から適切に保全するための措置が設けられていること。
- ト 適格不動産について先順位の担保権の設定額及びその内容を継続的に監視していること。
- チ 適格不動産に起因する環境保全に関する債務が発生するリスクを適切に監視していること。
- 二 適格債権担保の目的たる債権（以下この号において「適格債権」という。）の「運用要件」は、次に掲げる要件をいう。
- イ 担保が提供される法的仕組みは強固なものであって、かつ、当該適格債権又はその売却代金に関する債権者の明確な権利が確保されていること。
- ロ 担保権の実行に関して必要な措置がすべて講じられていること。
- ハ 担保の設定に関する契約は、その諸条項に従って当該担保に関連のある法域において強制執行可能な、適法かつ有効に契約当事者を拘束するものであること。
- ニ 内部格付手法採用行は、十分な法的調査を行い、十分な法的論拠に基づいてハに掲げる結論を導いており、かつ、強制執行可能性が継続的に維持されていることを適時に確認していること。
- ホ 担保権の設定は、適切に書類に記載されており、当該適格債権又はその代り金を適時に回収するための明確で強固な手続が設けられていること。
- ヘ 担保の目的たる債権の信用リスクを判断するための堅固な手続が設けられていること。
- ト 当該適格債権の債務者（以下この号において「第三債務者」という。）の信用リスクの判断を被担保債権の債務者に依存して行っている場合は、第三債務者の健全性及び信用度を確かめるに当たり、被担保債権の債務者の信用供与に関する方針を検証していること。
- チ 被担保債権の額と当該適格債権の額との差額には、回収費用、当該適格債権のプールにおける一の第三債務者の集中度合い、銀行のエクスポージャー全体の中の集中リスク等適切な要素がすべて織り込まれていること。
- リ 被担保債権について、適切かつ継続的に監視を行っていること。
- 三 適格その他資産担保の目的たる資産（以下この号において「適格その他資産」という。）の「運用要件」は次に掲げる要件をいう。
- イ 第一号イからチまでに掲げる要件を満たすこと。ただし、「適格不動産」とあるのは「適格その他資産」と、「登記」とあるのは「対抗要件が具備」と、「不動産鑑定士又は担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があると認めるに足りる者」とあるのは「担保評価額の精度が高いことについて合理的な根拠があると認めるに足りる者」と読み替えるものとする。

- ロ 担保権の順位が第一順位であること。
 - ハ 金銭消費貸借契約において、担保の詳細及び当該担保の評価の方法及び頻度の詳細について記載されていること。
 - ニ 信用リスク管理指針において、内部格付手法採用行が評価の対象とする担保の種類並びにエクスポージャーの額に応じた適切な担保の額を定める方針及び運用方法が記載されており、内部又は外部の監査に利用できるものであること。
 - ホ 取引の仕組に関する信用供与の方針においては、エクスポージャーの額に応じた適切な担保の額、担保を迅速に処分する能力、処分価格又は市場価格を客観的に設定する能力、専門家による評価又は鑑定その他の評価額を速やかに入手できる頻度及び担保の評価額が変動する幅について考慮がなされていること。
 - ヘ 定期的な評価手続において、流行に左右されやすい特性を有する担保については、物理的な耐用年数の低下又は劣化のみならず、流行の廃れ又は旧式化に伴う資産価値の劣化を考慮した下方修正が行われるように、特に留意したものであること。
 - ト 原材料、仕掛品、完成品、自動車ディーラーの在庫品その他の在庫品又は機材の場合は、定期的な評価手続において、担保の実地検査を行うものであること。
- 5 前三項により一のエクスポージャーに複数の信用リスク削減手法の効果を勘案する場合は、内部格付手法採用行は、任意に分割した被担保債権の価額ごとに一の信用リスク削減手法のみを勘案することができる。
- (事業法人等向けエクスポージャーの EAD)
- 第百六十四条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目の EAD は、当該エクスポージャーを全額償却した場合に減少する所要自己資本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用行は、EAD に信用リスク削減手法の効果を勘案するに当たって、第九十四条から第百十八条まで、第百二十二条、第百三十三条及び第百三十五条から第百三十七条までを準用することができる。
- 2 先進的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額をいう。ただし、基礎的内部格付手法採用行において百パーセントの掛目が適用される場合は、掛目として百パーセントを乗じた額をいう。
- 3 基礎的内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、次に掲げる場合を除き、信用供与枠の未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に第九十四条から第百十八条までに掲げる掛目を乗じて得た額をいう。ただし、信用供与枠を提供する約束がある場合は、内部格付手法採用行は、適用可能な掛目のうち低い方を適用するものとする。
- 一 融資枠契約、NIFs (Note Issuance Facilities) 及び RUFs (Revolving Underwriting Facilities) の掛目は七十五パーセントとする。ただし、任意の時期に無条件で取消

可能な場合又は債務者の信用力の悪化に伴い自動的に取り消し得る場合は、零パーセントとする。

二 任意の時期に無条件で取消可能な事業法人等向けの当座貸越枠の未引出額又はその他の信用供与枠の未引出額の掛目は、零パーセントとする。

三 前二号の規定にかかわらず、派生商品取引の EAD は、第七十九条の規定により算出する。

(マチュリティ)

第百六十五条 事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、次に掲げる算式により算出された実効マチュリティとする。ただし、一年に満たない場合は一年とし、五年を超える場合は五年とする。

$$\text{実効マチュリティ}(M) = \sum_t t \times CF^t / \sum_t CF^t$$

CF_t は、期間 t において債務者が債権者に契約上支払うキャッシュ・フロー

- 2 内部格付手法採用行は、契約上の支払債務の実効マチュリティを算出することができない場合は、前項の算式に代えて、契約上定められた当該エクスポージャーの満期等に基づく保守的な値を用いることができる。
- 3 第一項に定める実効マチュリティの算出に当たって、法的に有効な相対ネットティング契約の適用を受ける派生商品取引については、当該取引に係る想定元本額で加重平均したマチュリティを用いる。
- 4 第一項ただし書の規定にかかわらず、マチュリティが一年に満たない場合、コール取引、債券貸借取引その他の短期金融市場取引、外国為替取引、証券取引その他の取引に付随する一回性の短期の信用供与その他の非継続的な短期のエクスポージャーのうち満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。ただし、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティとして算出される。
- 5 第一項の規定にかかわらず、法的に有効な相対ネットティング契約の適用を受けるレポ形式の取引では、五日の下限を適用する。マチュリティの調整に当たっては、各取引の名目額を加重平均する。
- 6 前各項に定めのない場合は、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティは、二・五年とする。

第二款 リテール向けエクスポージャー

(居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第百六十六条 居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第七十条から第七十二条までに定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、第一号の算式に要する所要自己資本率 (K) は、第二号に掲げる算式により算出する。

一 信用リスク・アセットの額 $= K \times 12.5 \times EAD$

$$\text{二 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数 $(R) = 0.15$)

(適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー)

第百六十七条 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百七十条から第百七十二条までに定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本率 (K) は、第二号に掲げる算式により算出する。

一 信用リスク・アセットの額 $= K \times 12.5 \times EAD$

$$\text{二 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

(相関係数 $(R) = 0.04$)

(その他リテール向けエクスポージャー)

第百六十八条 その他リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百七十条から第百七十二条までに定める PD、LGD 及び EAD を用いて、第一号に掲げる算式により、同号の算式に要する所要自己資本率 (K) は、第二号に掲げる算式により、同号の算式に要する相関係数 (R) は、第三号に掲げる算式により算出する。

一 信用リスク・アセットの額 $= K \times 12.5 \times EAD$

$$\text{二 所要自己資本率}(K) = \left[LGD \times N \left\{ (1-R)^{-0.5} \times G(PD) + \left(\frac{R}{1-R} \right)^{0.5} \times G(0.999) \right\} - EL \right]$$

$$\text{三 相関係数}(R) = 0.03 \times \frac{1 - \text{EXP}(-35 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-35)} + 0.16 \times \left\{ 1 - \frac{1 - \text{EXP}(-35 \times PD)}{1 - \text{EXP}(-35)} \right\}$$

(リテール向けエクスポージャーに保証又はクレジット・デリバティブが付された場合の取扱い)

第百六十九条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーに適格な保証又はクレジット・デリバティブが付されている場合で、債務者の信用リスクが適格な保証人又はプロテクション提供者に完全に代替されるときは、前三条の規定にかかわらず、被保証債権の被保証部分のリスク・ウェイトに代えて保証又はクレジット・デリバティブに対応する信用リスク・アセットの計算式、PD 及び LGD を適用することができる。

(リテール向けエクスポージャーの PD)

第百七十条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる PD は、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに対応する一年間のデフォルト確率を百分率で表した推計値とする。ただし、

〇・〇三パーセントを下回らないものとする。

(リテール向けエクスポージャーの LGD)

第七十一条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いる LGD は、当該リテール向けエクスポージャー又は当該リテール向けエクスポージャーの属するプールについて、デフォルト時に生じる経済的損失額の EAD に対する割合を百分率で表した推計値とする。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第七十二条 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオン・バランス資産項目の EAD は、当該リテール向けエクスポージャーを全額償却した場合に減少する所要自己資本の額並びに個別貸倒引当金及び部分直接償却額の合計額を下回らない額とする。ただし、内部格付手法採用行は、EAD について貸出金と自行預金の相殺による効果を勘案するときは、第二百二十二条及び第百三十五条から第百三十七条までの規定を準用することができる。

2 リテール向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるオフ・バランス資産項目の EAD は、信用供与枠の未引出額に掛目の自行推計値を乗じた額又は自行推計した追加的な引出が行われうる額とする。ただし、外国為替関連取引及び金利関連取引については、第七十九条の定めるところによる。

3 適格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法採用行は、譲渡人の持分に係る当該想定元本額の未実行部分について追加引出額の可能性を考慮して EAD を推計し、当該 EAD を用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

4 前項において推計される EAD は、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体の EAD に、当該証券化取引において当該内部格付手法採用行が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。

第三款 株式等エクスポージャー

(株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第七十三条 株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、次に掲げるいずれかの方式により算出する。ただし、標準的手法において債権のリスク・ウェイトが零パーセントとされる事業体に対する株式等エクスポージャーには、第七十七条の規定に従い標準的手法を適用することができる。

一 マーケット・ベース方式

二 PD/LGD 方式

2 内部格付手法採用行は株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに一貫して同じ方式を用いなければならない。

3 第一項第一号に掲げる「マーケット・ベース方式」とは、ポートフォリオごとに次に

掲げるいずれかの方式により算出する方式をいう。

一 簡易手法

二 内部モデル手法

- 4 前項第一号に掲げる簡易手法とは、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については三百パーセント、非上場株式については四百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする方式をいう。
- 5 前項の算出において、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引のショート・ポジションは、当該商品が内部格付手法採用行の保有する特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれており、かつ、それらの残存マチュリティが一年以上である場合は、同一の個別銘柄のロング・ポジションと相殺することができる。ただし、マチュリティ・ミスマッチがある場合は第百三十五条から第百三十七条までを準用する。
- 6 前項に掲げる場合を除き、第一項の算出においては、バンキング勘定におけるキャッシュ及び派生商品取引のショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなす。
- 7 内部モデル手法とは、長期の標本期間にわたって算出された、四半期の収益率と適切なリスクフリー・レートとの差につき、片側九十九パーセントの信頼区間を前提として内部格付手法採用行の内部のバリュー・アット・リスク・モデルを用いて算出した、内部格付手法採用行が保有する株式に係る最大の損失額（以下内部モデル手法の対象となる株式等エクスポージャーについては、当該損失額を所要自己資本率（K）とする。）に十二・五を乗じた額をもって株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とする手法をいう。ただし、個々の株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、上場株式については株式等エクスポージャーの額に二百パーセントを乗じた額を、非上場株式については株式等エクスポージャーの額に三百パーセントを乗じた額を下回らないものとする。
- 8 銀行は、マーケット・ベース方式により計算する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法による信用リスク削減の効果を認識することができる。
- 9 第一項第二号に定める「PD/LGD 方式」とは、株式等エクスポージャーを事業法人向けエクスポージャーとみなして信用リスク・アセットの額を算出する方式をいう。ただし、LGD は九十パーセント、マチュリティは五年とする。
- 10 前項において、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスポージャーを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに定める最低要件を満たしているときは、自行推計した PD を用いて算出することができる。ただし、当該株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、自行推計した PD を用いて算出された額を一・五倍したものとする。
- 11 第九項において、内部格付手法採用行は、株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に対する事業法人等向けエクスポージャーを保有していないために、当該事業法人のデフォルトに関する十分な情報をもたない場合で、第四節第一款から第八款までに

定める最低要件を満たしていないときは、第四項に定める簡易手法により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

1 2 前三項の規定にかかわらず、個々のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額及び当該エクスポージャーの期待損失額の合計額に十二・五を乗じた額の合計額は、株式等エクスポージャーの額に、上場株式については二百パーセント、非上場株式については三百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を下回らないものとし、千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額を上回らないものとする。ただし、当該合計額が千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする。）のリスク・ウェイトを乗じた額となる場合は、信用リスク・アセットの額の計上及び期待損失額相当額の控除に代えて、株式等エクスポージャーの額の五十パーセントを基本的項目から、五十パーセントを補完的項目から各々控除することができる。

1 3 第九項から第十二項までの規定にかかわらず、次に掲げる株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトは、百パーセントとする。

一 上場株式であって、当該株式投資が長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないもの

二 非上場株式であって、当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基づいており、トレンド以上の将来の譲渡益又は利益を実現させることを予定していないもの

第四款 信用リスク・アセットのみなし計算

（信用リスク・アセットのみなし計算）

第百七十四条 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなきときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。

2 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の額が明らかでないが、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を株式等エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。

3 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の額が明らかでないが、当該裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかなきときは、当該

資産運用基準に基づき最もリスク・アセットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、次の各号に掲げる方法で適用する場合は、それぞれの要件を満たさなければならない。

一 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリスク・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとして適用する場合 当該資産について内部格付が付与されていること。

二 外部格付が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

4 内部格付手法採用行は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットを直接に計算することができない場合で、エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産の額及び当該裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットとすることができる。

第五款 購入債権

(購入債権に関連する定義)

第百七十五条 この款において、EL とは、購入債権のプールに含まれるエクスポージャーの総額に対するデフォルト・リスク部分に相当する期待損失率をいう。

2 この款において、デフォルト・リスクとは、購入債権がデフォルトするリスクをいう。

(購入債権の信用リスク・アセットの額)

第百七十六条 購入債権の信用リスク・アセットの額は、第百六十条から第百七十二条までの規定にかかわらず、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の総額とする。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百七十七条 第百六十条、第百六十二条及び第百六十三条の規定は、購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第百六十条、第百六十二条及び第百六十三条中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2 内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて第二百三十九条に従って EL を推計できる場合で、当該適格購入事業法人等向けエクスポージャーの属する適格購入事業法人等向け債権エクスポージャープールに劣後債権が含まれないときは、当該購入事業法人等向け債権エクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百六十二条に定める PD に代えて、適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに対応する一年間のデフォルト率を百分率で表した推計値（ただし、〇・〇三パーセントを下回らないものとする。）又は EL

- を四十五パーセントで除した値をPDとし、LGDを四十五パーセントとすることができる。
- 3 内部格付手法採用行は、前項に掲げる場合で、適格購入事業法人等向け債権エクスポージャープールに劣後債権が含まれうるときは、当該購入事業法人等向け債権エクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百六十二条の規定にかかわらず、PDの自行推計値に代えてELをPDとし、LGDを百パーセントとすることができる。
- 4 先進的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて第二百三十七条及び第二百三十九条に従ってPD及びELを推計できる場合は、当該購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって第百六十三条の規定にかかわらず、LGDの自行推計値に代えてELをPDで除した値を用いることができる。
- 5 先進的内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて第二百三十九条に従ってLGD及びELを推計できる場合は、当該購入事業法人等向け債権エクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第百六十二条の規定にかかわらず、PDの自行推計値に代えてELをLGDで除した値をPDとすることができる。
- 6 購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスクに係るEADは、第百六十四条に定める額（以下この節において「 $EAD_{dilution}$ 」という。）から希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を十二・五で除した額（以下、この条において「希薄化リスクに係る所要自己資本の額」という。）を除いた額とする。
- 7 リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係るEADは、信用供与枠の未引出額に七十五パーセントを乗じた額から希薄化リスクに係る所要自己資本の額を除いた額とする。
- 8 内部格付手法採用行が、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの信用リスク・アセットの額を算出する場合は、当該購入事業法人等向け債権エクスポージャープールの実効マチュリティ（ M^* ）は、当該プール内の個々の購入債権等向けエクスポージャーごとに第百六十五条に基づき算出された実効マチュリティ（ M ）を算出し、エクスポージャーの残高で加重平均した期間とする。ただし、各エクスポージャーの実効マチュリティが一年に満たない場合は、各エクスポージャー実効マチュリティを一年として算出し、五年を超える場合は五年として算出する。
- 9 前項本文及び第百六十五条の規定にかかわらず、リボルビング型購入債権に係る信用供与枠の未引出額に係る実効マチュリティは、融資枠契約の残存期間にリボルビング型購入債権の売買契約において今後引き出され得る債権のうち譲り受け得る債権について考えられる最も長いマチュリティを有する債権のマチュリティと購入債権に係る信用供与枠のマチュリティを合計した期間とする。ただし、誓約条項、早期償還条項の設定等、当該信用供与枠の設定期間にわたって、リボルビング型購入債権の売買契約に基づき内部格付手法採用行が将来譲り受ける購入債権の質が重大に低下することを防止する措置

が設けられている場合は、当該適格購入事業法人等向け債権エクスポージャーのマチュリティを当該信用供与枠の未引出額に係るマチュリティとすることができる。

10 適格な保証人が購入債権に係る希薄化リスク及びデフォルト・リスクの双方の全部又は一部を保証している場合は、適格な保証人に対する信用リスク・アセットを被保証部分に係る信用リスク・アセットとすることができる。

11 適格な保証人が購入債権に係る希薄化リスク又はデフォルト・リスクのいずれか一方を全部又は一部保証している場合は、被保証部分に係るリスク・ウェイトに代えて適格な保証人に対するリスク・ウェイトを用いて算出することができる。

（適格な保証人及びプロテクション提供者に関する特則）

第百七十八条 前条第十項及び第十一項の規定にかかわらず、第百二十八条第二号の規定は、希薄化リスクの保証については適用しないものとする。

（購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百七十九条 第百六十六条から第百七十二条までの規定は、購入リテール向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第百六十六条から第百七十二条までのうち「信用リスク・アセットの額」とあるのは「デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

（購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額）

第百八十条 第百六十条一項の規定は、購入債権に係る希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、第百六十条第一項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額」と読み替えるものとする。

2 前項の算出に用いる PD は、 $EL_{dilution}$ とする。

3 第一項の算出に用いる LGD は、百パーセントとする。

4 第一項の算出に用いる EAD は、 $EAD_{dilution}$ とする。

5 第一項の算出に用いるマチュリティ（M）は、一年とする。

第六款 リース取引

（リース取引に関連する定義）

第百八十一条 この章において、リース取引とは、特定の物件（以下この章において「リース物件」という。）の所有者たる貸主（以下この章において「レッサー」という。）が当該リース物件の借主（以下この章において「レシー」という。）に対し合意された期間（以下この章において「リース期間」という。）にわたりこれを使用収益する権利を与え、レシーが合意された使用料（以下この章において「リース料」という。）をレッサーに支払う取引をいう。

2 この章において、残価リスクとは、リース期間の終了日におけるリース物件の公正な市場価額が見積残存価額を下回る場合は、当該差額をレッサーが回収しうるような支払

をレシーがなすことが確保されていないときに、レサーが負担するリスクをいう。

- 3 この章において、見積残存価額とは、リース期間終了後におけるリース物件の額としてレサーがリース期間の開始日に見積もった額をいう。

（リース取引に係る信用リスク・アセットの額）

第百八十二条 リース料に係る信用リスク・アセットの額は、第一款及び第二款の規定にかかわらず、リース料からレサーがリース期間の開始日に利息相当額として合理的に見積った額を控除した額を EAD、リース期間をマチュリティ（M）とし、レシーに対応する PD、LGD 及び売上高（第一条第五十二号ただし書に掲げる場合は総資産。）（S）を用いて算出する。ただし、マチュリティ（M）については、リース期間に代えて、リース料から利息相当額を控除した額について、第百六十五条第一項に基づいて計算を行うことを妨げない。

（残価リスクが無い場合の取扱い）

第百八十三条 内部格付手法採用行は、リース取引において残価リスクが無い場合は、次に掲げる要件を満たすときに限り、レシー向けのエクスポージャーにリース物件が担保に付されているものとして扱うことができる。

一 リース物件の所在、用途、経過年数及び陳腐化への対応策についてレサーが堅固なリスク管理を行っていること。

二 レサーをリース物件の所有者とし、レサーが所有者としての権利を適時に行使できるようにするような強固な法的枠組みがあること。

三 リース物件の減価償却率と一定期間におけるリース料の元本相当部分の支払比率の差違が、当該リース物件に基づく信用リスク削減手法の効果を過大に勘案するほど大きなものでないこと。

四 適格その他資産担保の運用要件を満たしていること。

（見積残存価額部分に係る信用リスク・アセットの額）

第百八十四条 リース取引においては、見積残存価額に係る信用リスク・アセットの額は、当該見積残存価額に百パーセントを乗じた額とする。

- 2 第百六十一条第一項の規定は、見積り残存価額に係る信用リスク・アセットについて準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「見積り残存価額に係る信用リスク・アセット」と、「債務者」とあるのは「見積り残存価額」と読み替えるものとする。

第七款 その他資産

（その他資産の取扱い）

第百八十五条 第百六十条、第百六十六条から第百六十八条まで及び第百七十三条及び第百七十四条のいずれにも該当しない資産の信用リスク・アセットの額は、各エクスポージャーの額（EAD）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第四節 最低要件

第一款 内部格付制度の設計

第一目 内部格付制度

(内部格付制度)

第百八十六条 内部格付手法採用行は、信用リスクの評価、エクスポージャーに対する内部格付の付与並びにPD及びLGDの推計（事業法人等向けエクスポージャーについては先進的内部格付手法採用行に限る。）を行う方法、手続、統制、データの収集及び情報システム（以下「内部格付制度」と総称する。）を設けなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、各資産区分の中の特定の業種又は市場ごとに異なる内部格付制度を設けることができる。
- 3 内部格付手法採用行は、前項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、各債務者を当該債務者のリスクを判定するのに最もふさわしい内部格付制度に割当てするための基準を作成し、当該基準を記載した書類を備え置かなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、第二項に基づき複数の内部格付制度を設ける場合、所要自己資本比率を向上させるために、債務者を内部格付制度に対して恣意的に割当ててはならない。

(事業法人等向けエクスポージャーの内部格付制度)

第百八十七条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付と案件格付からなる内部格付制度を設けなければならない。ただし、内部格付手法採用行は、特定貸付債権についてスロッシング・クライテリアを適用している場合は、当該特定貸付債権については期待損失率に応じた内部格付制度を用いることができる。

- 2 債務者格付は、次に掲げる性質のすべてを有するものでなければならない。
 - 一 債務者のPDに対応するものであること。
 - 二 同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。ただし、次のイ又はロに掲げる場合は、この限りではない。
 - イ トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合
 - ロ 当該エクスポージャーに関連する保証が、債務者格付において勘案されている場合
- 3 内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に次に掲げる性質をすべて満たすような事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に関する規定を記載しなければならない。
 - 一 個々の債務者格付の意味するリスクの水準に鑑み、各債務者格付の関係が明確に規定されていること。
 - 二 債務者格付は、当該債務者格付が下がるごとにリスクの水準が高くなるよう規定されているものであること。
 - 三 各債務者格付のリスクの水準は、当該債務者格付に対応する典型的な債務者のデフ

ォルト確率及び当該信用リスクの水準を判断するために設けられている基準により規定されていること。

- 4 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて LGD に対応した案件格付を設けなければならない。ただし、基礎的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの案件格付を設けるに当たっては、債務者及び取引に特有の要素を勘案することができる。

(リテール向けエクスポージャーの内部格付制度)

第百八十八条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて債務者及びエクスポージャーに係る取引のリスクに基づき、これらの特性を考慮した内部格付制度を設けなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、次に掲げる要件を満たすように、リテール向けエクスポージャーを各プールに割り当てなければならない。
 - 一 当該割当てによって、リスクが適切に分散されること。
 - 二 各プールが十分に類似性を持ったエクスポージャーによって構成されること。
 - 三 当該割当てによって、プールごとに、損失の特性を正確かつ継続的に推計することが可能になること。
- 3 内部格付手法採用行は、前項に掲げるプールへの割当てに当たっては、次の各号に掲げる要素その他のリスク特性を考慮しなければならない。
 - 一 債務者のリスク特性
 - 二 取引のリスク特性（共同担保条項がある場合は、これを必ず考慮しなければならない。）
 - 三 エクスポージャーの延滞状況
- 4 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに、PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。ただし、複数のプールが同一の PD、LGD 又は EAD の推計値を共有することを妨げない。

第二目 格付の構造

(事業法人等向けエクスポージャーの格付の構造)

第百八十九条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーを各債務者格付及び案件格付に過度に集中することのないよう適切に分布させなければならない。ただし、当該債務者格付に対応する PD の範囲及び当該債務者格付が付与される債務者のデフォルト・リスクが当該範囲に収まることが、十分な実証されたデータにより裏付けられている場合は、この限りではない。

- 2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて、少なくともデフォルトしていないエクスポージャーについて七以上の債務者格付を、デフォルトしたエクスポージャーについて一以上の債務者格付を設けなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は、各債務者格付の定義を規定するに当たっては、当該債務者格付に付与される債務者に典型的なリスクの水準及び当該格付に相当する信用リスクの程

度を判断するために使用する基準を設けなければならない。

- 4 先進的内部格付手法採用行は、LGD が大きく異なるエクスポージャーに対して同一の案件格付を付与することのないよう、十分な数の案件格付を設けなければならない。
- 5 先進的内部格付手法採用行が案件格付の定義付けに用いる基準は、実証されたデータに基づくものでなければならない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用している内部格付手法採用行は、デフォルトしていない債権について四以上の格付を、デフォルトした債権について一以上の格付を設けなければならない。

(リテール向けエクスポージャーの格付の構造)

第百九十条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーをプールに割当ててに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 一 各プールの PD、LGD (EL をもとに算出するものも含む。以下同じ。) 及び EAD が定量化されていること。
- 二 各プールのエクスポージャーの数は、プールの単位での PD、LGD 及び EAD の定量化及び検証を可能とする程度であること。
- 三 複数のプールを比較した場合、各プールに割当てられている債務者及びエクスポージャーが適切であること。
- 四 エクスポージャーは、一のプールに不当に集中していないこと。

第三目 格付の基準

(格付の基準)

第百九十一条 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付の体系の中の各格付を付与し又はエクスポージャーをプールに割当ててのために、明確な格付及びプールの定義、手続及び基準を設けなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、事業部門、各部署及び地理的位置にかかわらず、同様のリスクを有する債務者及びエクスポージャーに対して一貫して同一の格付を付与し又は同一のプールに割当ててを可能とするように、同一の格付及び同一のプールの定義及び基準を十分に詳細に規定しなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は、債務者及びエクスポージャーの種類により異なる格付の基準及びプールへの割当ての基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続を適用する場合は、不整合な点がないか監視するとともに、一貫性を向上するよう適時に格付基準を変更しなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、内部監査人又は同等の独立性を備えた機関その他の第三者が格付の付与を理解し、格付を付与する手続の再現を通して当該格付の付与及びプールへの割当てが適切であることを評価することができる程度に、格付及びプールの定義及び基準を明確かつ詳細に規定しなければならない。
- 5 格付の付与及びプールへの割当ての基準は、内部格付手法採用行の信用供与の基準及び問題の生じた債務者及びエクスポージャーの取扱方針と一貫したものでなければならない。

ない。

（情報の利用）

第百九十二条 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して債務者格付及び案件格付を付与し又はエクスポージャーをプールに割当てての場合は、入手可能であり、かつ、重要な関連する最新の情報をすべて考慮に入れなければならない。

2 内部格付手法採用行は、保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行わなければならない。

3 内部格付手法採用行は、エクスポージャーに対して格付を付与し又はエクスポージャーをプールに割当てての際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れなければならない。

（特定貸付債権の取扱い）

第百九十三条 内部格付手法採用行は、特定貸付債権にスロットティング・クライテリアを用いる場合は、当該特定貸付債権に対して、この節に定める最低要件に合致した自行の基準、格付の体系及び手続に基づき格付を付与しなければならない。

2 内部格付手法採用行は、前項に掲げる格付を第百六十条第三項及び第五項に定める区分に紐付けしなければならない。

（格付の基準と格付付与手続の見直し等）

第百九十四条 内部格付手法採用行は、現在の自行の資産全体の構成と外部の状況に対して格付及びプールの基準並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続が十分に適用可能であるかどうかを判断するために、当該基準及び当該手続を定期的に見直さなければならない。

第四目 債務者格付等の格付付与時の評価対象期間

（格付付与及びプールへの割当てにおける評価対象期間）

第百九十五条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付（特定貸付債権についてスロットティング・クライテリアを利用する場合を除く。）及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てについて、一年以上にわたる期間を評価の対象としなければならない。

2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールへの割当てに当たって、経済状況の悪化又は予期せぬ事態の発生にもかかわらず債務者が契約に従って債務を履行する能力及び意思を次の各号に掲げる方法その他の適切な方法により評価しなければならない。

一 事業法人等向けエクスポージャーに対する債務者格付の付与及びリテール向けエクスポージャーのプールについて PD、LGD の推計を行うに当たって特定の適切なストレス・シナリオを利用すること。

二 経済状況の悪化又は予期せぬ事態に対する債務者の耐性を反映する特質を適切に考慮すること。

3 前項に定める評価に当たって、内部格付手法採用行は、評価対象期間及び各産業又は

地域の景気循環の中で生じうる経済状況を考慮しなければならない。

- 4 第二項に定める評価に当たって、内部格付手法採用行は、将来の事象及び将来の事象が特定の債務者の財務状況に及ぼす影響を予測することが困難なことに鑑み、将来に関する予測情報を保守的に評価しなければならない。
- 5 第二項に定める評価に当たって、入手可能な将来に関する情報が限定的である場合は、内部格付手法採用行は、より保守的に分析を行わなければならない。

第五目 モデルの利用

(モデルの利用)

第百九十六条 内部格付手法採用行は、債務者格付若しくは案件格付の付与又は PD、LGD 及び EAD の推計に統計的モデルその他の機械的な手法（以下「モデル」と総称する。）を用いる場合は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 一 モデル及び入力値は、次に掲げるすべての性質を有するものであること。
 - イ モデルの予測能力が高く、モデルの利用の結果、所要自己資本の額が不当に軽減されるものでないこと。
 - ロ モデルの入力値となる変数が結果に対する合理的な予測変数であること。
 - ハ モデルに用いられた標本が偏りを含むものでないこと。
- 二 統計的なデフォルト又は損失を推計するモデルへ入力するデータについて、正確性、完全性及び適切性の評価その他の審査手続を実施していること。
- 三 モデルの構築に用いられたデータは、当該内部格付手法採用行の実際の債務者又はエクスポージャーの母集団を代表するものであること。
- 四 モデル等を人的判断と組合せて用いている場合は、次に掲げるすべての要件を満たすものであること。
 - イ 人的判断は、モデルにおいて考慮されていないすべての関連する重要な情報を網羅したものであること。
 - ロ 人的判断とモデルによる予測結果をどのように組み合わせるかについて書面による指針が作成されていること。
- 五 モデルに基づく格付の付与について人による見直しの手続が設けられており、かつ、当該手続が当該モデルの既知の脆弱性に起因する誤りの発見及び防止に焦点を置いたものであって、かつ、モデルの機能の継続的な向上を促すものであること。
- 六 モデルの運用実績及び安定性の評価、モデルとモデルの前提となっている状況の関連性の見直し、実績値とモデルの予測値の対照その他のモデルの検証が定期的に行われること。
- 七 モデルに基づく格付の付与について人的判断をモデルの出力値に優先させた事例、入力変数を除外した事例又は入力変数を置きかえた事例を監視する手続が設けられていること。

第六目 内部格付制度に関する書類

(内部格付制度及び運用に関する書類の作成)

第百九十七条 内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に内部格付制度の設計及び運用について詳細に記載しなければならない。

- 2 前項に掲げる信用リスク管理指針は、内部格付手法採用行が第四節（ただし、第九款を除く。）に掲げる最低要件を遵守していることを証明するものでなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項その他の事項を記載しなければならない。

一 ポートフォリオの分類

二 格付及びプールの基準及び当該基準を選択した合理的理由（当該基準及び当該基準に基づく格付の付与及びプールへの割当ての手続によって、リスクに応じた適切な格付が付与され、プールに割当てられる蓋然性が高いことを示す分析を提供するもの）

三 格付の付与及びプールへの割当てを行う部署、格付の付与及びプールへの割当ての例外事項の定義及び例外を承認する権限のある部署その他の格付の付与及びプールへの割当てに関する組織（格付の付与及びプールへの割当ての手続並びに内部統制の仕組みに関する記載を含む。）

四 格付の付与及びプールへの割当ての見直しの頻度及び手続並びに格付の付与及びプールへの割当ての手続に対する取締役会又は取締役会の下部機関である会議体（以下「取締役会等」という。）及び執行役員（信用リスク管理について業務執行権限を授けられたものをいう。以下同じ。）による監督

五 格付の付与及びプールへの割当ての手続の主要な変更点の履歴

六 内部格付手法採用行で使用されるデフォルト及び損失の具体的な定義並びに当該定義と第二百十二条、第二百十三条及び第二百二十二条に定める定義の整合性

(モデルに関する追加事項の記載)

第百九十八条 内部格付手法採用行は、格付の付与及びプールへの割当ての手続においてモデルを使用している場合は、信用リスク管理指針に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 モデルの概要（格付、債務者、エクスポージャー又はプールに推計値を割当てる際の理論、前提又は数学的及び実証的裏付け並びにモデルを作成するために用いられるデータ・ソースに関する詳細な概要）

二 モデルの作成に用いた評価対象期間及び標本以外のデータによるテストその他のモデルを検証するための厳格な統計的な手続

三 モデルが有効に機能しないと想定される状況

第二款 内部格付制度の運用

第一目 格付の対象

(事業法人等向けエクスポージャーに対する格付の付与)

第百九十九条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについては、当

該エクスポージャーの債務者及び保証人又はプロテクション提供者（当該保証人又はプロテクション提供者による保証又はクレジット・デリバティブにつき信用リスク削減効果を勘案する場合に限る。）に対して債務者格付を付与し、信用供与の審査手続において案件の特性に応じて当該エクスポージャーを案件格付と関連付けなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者に債務者格付を付与する場合は、事業体等单位で個別に付与しなければならない。ただし、内部格付手法採用行が当該会社の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）、子法人等及び関連法人等の一部又は全部に同一の債務者格付に付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与しているときは、この限りではない。

（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当て）

第二百条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについては、各エクスポージャーを信用供与の信用供与の審査手続においてプールに割当てなければならない。

- 2 前項におけるプールへの割当てにおいて、保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案している場合は、前項に掲げる割当ての他に、保証又はクレジット・デリバティブがないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づく PD、LGD 及び EAD の推計を行わなければならない。

第二目 格付付与手続の健全性の維持

（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与手続の健全性の維持）

第二百一条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについては一年に一回以上、リスクの高い債務者や問題のあるエクスポージャーについてはより頻繁に、債務者格付及び案件格付を見直さなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者又はエクスポージャーについて重要な情報が判明した場合、すみやかに当該債務者格付又は案件格付を見直さなければならない。
- 3 前二項に掲げる格付の見直しは、当該信用供与によって直接利益を受けることがない立場にある者が行うか又はその者の承諾を得なくてはならない。
- 4 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて、PD に影響する債務者の特性並びに LGD 及び EAD に影響するエクスポージャーの特性に関する重要な情報を収集し、債務者格付及び案件格付を更新する有効な手続を設けなければならない。

（リテール向けエクスポージャーのプールへの割当ての手続の健全性の維持）

第二百二条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて、年一回以上の割合で各プールの損失特性及び延滞状況を見直さなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、各リテール向けエクスポージャーが継続的に適切なプールに割当てられていることを確認するために、当該プールに属するリテール向けエクスポージャーの代表的な標本の見直しその他の方法により、年一回以上各プール内の個々の債務者の状況を見直さなければならない。

第三目 格付の書換え

(格付の書換え)

第二百三条 内部格付手法採用行は、人的判断に基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項その他の格付及び推計値の変更に係る事項について明確な規定を設けなければならない。

- 一 変更の方法
 - 二 変更可能な範囲
 - 三 変更の責任者
- 2 内部格付手法採用行は、モデルに基づく内部格付制度の運用を行っている場合は、次に掲げる事項を監視するための手続及びガイドラインを設けなければならない。
- 一 人的判断によるモデルに基づく格付付与又は推計結果の変更
 - 二 モデルに用いる変数の除外
 - 三 モデルの入力値の変更
- 3 前項に掲げるガイドラインは、格付付与又は推計結果の変更に關する責任者を特定するものでなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、格付及び推計値について変更を行った場合は、当該変更ごとに変更後の実績を記録しなければならない。

第四目 データの維持管理

(事業法人等向けエクスポージャーに関するデータの維持管理)

第二百四条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

- 一 債務者及び保証人に初めて債務者格付を付与した日以降の、債務者格付を付与した日、当該債務者格付の付与に用いた方法及び主要なデータ、格付付与の責任者、推計に使用したモデルその他の債務者及び保証人に関する債務者格付の履歴に係る情報
 - 二 デフォルトした債務者及びエクスポージャーの特定並びにデフォルトが発生した時期及びその状況に係る情報
 - 三 格付に対応したPDのデータ及びPDの実績値及び格付の推移に係るデータ
- 2 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。
- 一 各エクスポージャーに対するLGD及びEADの推計値に関するデータの完全な履歴、当該推計に使用した主要なデータ及び格付付与の責任者及び推計に使用したモデルに係る情報
 - 二 デフォルトしたエクスポージャーに関するLGD及びEADの推計値及び実績値
 - 三 保証又はクレジット・デリバティブの効果を勘案する前及び勘案した後の当該エクスポージャーのLGDに関するデータ（保証又はクレジット・デリバティブの信用リスク削減効果をLGDの推計において勘案している場合に限る。）
 - 四 回収額、担保、残余財産の分配又は保証その他の回収方法、回収に要した期間、回

収費用その他のデフォルトした各エクスポージャーの損失又は回収に係るデータ
(リテール向けエクスポージャーに関するデータの維持管理)

第二百五条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて次に掲げる情報を保存しなければならない。

- 一 債務者及びエクスポージャーの特性に関するデータその他のエクスポージャーをプールに割当てて過程で用いたデータ
- 二 延滞に関するデータ
- 三 プールに対応する PD、LGD 及び EAD の推計値に関するデータ
- 四 デフォルトしたエクスポージャーが、デフォルトする前一年間にわたって割当てられていたプールに関するデータ並びに LGD 及び EAD の実績値

第五目 ストレス・テスト

(自己資本の充実度を評価するためのストレス・テスト)

第二百六条 内部格付手法採用行は、所要自己資本の額の充実度を評価するために適切なストレス・テストを実施しなければならない。

- 2 前項に掲げるストレス・テストは、経済状況の悪化、市場環境の悪化及び流動性の悪化その他の内部格付手法採用行の信用リスクに係るエクスポージャーに好ましくない効果を与える事態の発生又は経済状況の将来変化を識別するものであって、かつ、こうした好ましくない変化に対する内部格付手法採用行の対応能力の評価を含むものでなければならない。

(信用リスクのストレス・テスト)

第二百七条 内部格付手法採用行は、特定の条件が信用リスクに対する所要自己資本の額に及ぼす影響を評価するために、自行のエクスポージャーの大部分を占めるポートフォリオについて、少なくとも緩やかな景気後退シナリオの効果を考慮した有意義かつ適度に保守的な信用リスクのストレス・テストを定期的に実施しなければならない。

- 2 内部格付手法採用行は、前項に定めるストレス・テストを実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たさなければならない。
 - 一 内部のデータにより、少なくともいくつかのエクスポージャーについて格付の遷移を予測すること。
 - 二 信用環境のわずかな劣化が自行の格付に及ぼす影響を考慮することにより、信用環境がより悪化した場合に生じうる影響について情報を得ること。
 - 三 自行の格付を外部格付の区分に大まかに紐付する方法その他の方法により外部格付の格付推移実績を考慮すること。

第三款 内部統制

(取締役等)

第二百八条 内部格付手法採用行は、内部統制について次に掲げる基準を満たさなければならない。

- 一 格付付与手続（事業法人等向けエクスポージャーに対する格付付与及びリテール向

けエクスポージャーのプールへの割当て並びに各エクスポージャーの PD、LGD 及び EAD の推計に関する一連の手続を総称している。以下この款において同じ。）に関するすべての重要事項は、取締役会等及び執行役員の承認を得ていること。

二 取締役及び執行役員が当該内部格付手法採用行の内部格付制度の概要について理解しており、関連する報告書を細部にわたって理解していること。

三 執行役員等が内部格付制度の運用に重大な影響を与えるような既存の方針の重要な変更及び例外について取締役会等に報告していること。

四 執行役員が内部格付制度の設計及び運用を十分に理解しており、かつ、既存の過程と実務の重要な相違点について承認していること。

五 執行役員が内部格付制度の適切な運用を継続的に確保していること。

六 執行役員が第二百九条第一項に定める信用リスク管理部署の担当者と格付付与手続の実績、改善すべき分野及び過去に指摘された問題点の改善状況を検討するため定期的に会合を行っていること。

七 取締役会又は執行役員に対する報告書において格付が不可欠な役割を果たしており、かつ、格付別の特性、格付の遷移、各格付に関連する変数の推計値、PD（及び先進的内部格付手法採用行の場合は LGD 及び EAD）の推計値と実績値との比較その他の格付に関する事項が取締役会又は執行役員に対して報告されていること。

（信用リスク管理部署）

第二百九条 内部格付手法採用行は、内部格付制度の設計又は選択並びに実施及び運用を担当し、独立して信用リスクを管理する部署（以下「信用リスク管理部署」という。）を設けなければならない。

2 信用リスク管理部署は、与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立したものでなければならない。

3 信用リスク管理部署は、次に掲げる事項について責任を負うものでなければならない。

一 内部格付制度の検証及び運用の監視

二 当該内部格付手法採用行の内部格付制度の概要についての報告書の作成及び分析（デフォルトした時期及びデフォルトする前一年間の格付及びプール別のデフォルトに関するデータ、格付の遷移の分析、格付及びプールの主要な基準の傾向の監視を含む。）

三 格付及びプールの定義が各部門及び各地域にわたって一貫して適用されていることを確認する手続（債務者又はエクスポージャーごとに異なる格付基準及び手続を適用することを妨げない。）

四 格付付与手続の変更に関する審査及び当該変更に係る書類の作成（変更の理由を含む。）

五 格付及びプールの基準がリスクを正確に予測しているか否かを評価するために行われる当該基準の見直し

六 格付付与手続、格付及びプールの基準又は各格付若しくはプールに関連する変数の

変更に関する書類の作成及び備置き

- 4 信用リスク管理部署は、格付付与手続で使用するモデルの開発、選択、実施及び検証に積極的に参画しなければならない。
- 5 信用リスク管理部署は、前項に掲げるモデルについて管理及び監督並びに当該モデルの継続的な見直し及び変更について責任を負わなければならない。

(監査)

第二百十条 監査役又は同等の独立した機能を有する業務監査機関は、年一回以上の割合で信用リスク管理部署の管理状況、PD、LGD 及び EAD の推計値、該当するすべての最低要件の遵守状況等、内部格付制度及びその運用状況を見直し、その結果に関する監査報告書を作成しなければならない。

第四款 格付の利用

(格付の利用)

- 第二百十一条 格付並びに PD 及び LGD は、内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。
- 2 自己資本比率の算出のために使用する PD 又は LGD と与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制のために用いる推計値が相違する場合は、内部格付手法採用行は、信用リスク管理指針に当該相違点及びその理由を記載しなければならない。

第五款 リスクの定量化

第一目 デフォルト

(デフォルトの定義)

第二百十二条 この章においてデフォルトとは、債務者について次に掲げる事由（以下「デフォルト事由」という。）が生じることをいう。

- 一 内部格付手法採用行が、債務者に対するエクスポージャーを金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年金融再生委員会規則第二号）第四条第二項に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、同条第三項に規定する「危険債権」又は同条第四項に規定する「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること。ただし、リテール向けエクスポージャーについては、同条第四項に規定する「三月以上延滞債権」に該当する事由が生じた場合であっても、元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載する一定の日数を超えないときは、除くものとする。
 - 二 当該内部格付手法採用行が、当該債務者に対するエクスポージャーについて、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 三 当該債務者に対する当座貸越については、約定の限度額（設定されていない場合は零とみなす。）を超えた日又は現時点の貸越額より低い限度額を通知した日の翌日を起算日として三月以上当該限度額を超過すること。
- 2 一のエクスポージャーについてデフォルト事由が生じた場合、当該エクスポージャーの債務者に対する他のエクスポージャーについてもデフォルト事由が生じたものとする。

ただし、リテール向けエクスポージャーについては、この限りではない。

- 3 デフォルト事由が生じたエクスポージャーについて、デフォルト事由が解消されたと認められる場合は、内部格付手法採用行は、当該エクスポージャーに対してデフォルトしていない債権としての債務者格付を付与し、先進的内部格付手法採用行は、LGD を推計しなければならない。
- 4 前項のエクスポージャーについて再度デフォルト事由が生じた場合は、内部格付手法採用行は新たにデフォルト事由が生じたものとして扱わなければならない。

(延滞日数の見直し等)

第二百十三条 内部格付手法採用行は、エクスポージャーの延滞日数の見直し並びに既存の債務に関する返済の猶予、繰延べ、契約内容の更改及び借換えの承認その他の延滞日数の計算に関する事項（以下この条において「延滞日数の見直し等」という。）について、次に掲げる事項を含む、明確かつ書面に記載された方針を有していなければならない。

- 一 延滞日数の見直し等の承認を行う権限を有する者及び報告に関する要件
- 二 延滞日数の見直し等に必要な最短の信用供与の期間
- 三 返済期限の見直し等が可能な延滞の程度
- 四 エクスポージャーごとの返済期限見直しの回数の上限
- 五 債務者の返済能力の再評価

- 2 内部格付手法採用行は、前項に掲げる方針を一貫して長期にわたって利用しなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は延滞日数の見直し等を行ったエクスポージャーを銀行の内部のリスク管理においてデフォルトしたエクスポージャーと同様に取り扱っている場合は、当該エクスポージャーを内部格付手法の適用上デフォルトしたエクスポージャーとして取り扱わなければならない。

(当座貸越)

第二百十四条 内部格付手法採用行は、当座貸越の供与の対象となる者の信用度を評価するための厳格な基準を設けなければならない。

第二目 推計の対象と共通要件等

(推計の対象)

第二百十五条 内部格付手法採用行は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第三目の定めに従って各債務者格付に対応する PD を、第三目から第六目までの規定によりリテール向けエクスポージャーについて各プールに対応する PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。

- 2 先進的格付手法採用行は、別段の定めのある場合を除き、事業法人等向けエクスポージャーについて第四目及び第五目の規定により LGD 及び第六目の規定により EAD を推計しなければならない。

(デフォルトの定義の参照)

第二百十六条 内部格付手法採用行は、デフォルト事由に基づき、内部格付手法の対象と

なる資産区分ごとにデフォルト事由の発生を記録し、PD 並びに（関連があれば）LGD 及び EAD の推計を行わなければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、デフォルト事由と異なる定義に基づく内部データ及び外部データを用いることができる。

- 一 第二百二十条又は第二百二十一条の定めに従っていること。
- 二 内部データ及び外部データに対して、デフォルト事由を用いた場合とほぼ同等の結果となるようにデータに適切な調整を行っていること。

（推計の共通要件）

第二百十七条 内部格付手法採用行は、PD、LGD 及び EAD を推計するに当たり、推計に関連するすべての重要かつ入手可能なデータ、情報及び手法を用いなければならない。ただし、内部データ及び外部データ（プールされたデータを含む。）の利用は、当該データに基づく推計値が長期的な実績を表している場合に限る。

- 2 内部格付手法採用行は、格付の付与及びプールの評価対象期間中において信用供与実務及び回収の手續に変更があった場合は、当該変更を考慮に入れなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は、技術的進歩及び新規データその他の情報を利用することが可能になり次第すみやかに推計においてそれらを勘案しなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、実績値及び実証的な根拠に基づいて PD、LGD 及び EAD を推計しなければならない。
- 5 内部格付手法採用行は、一年に一回以上の頻度で PD、LGD 及び EAD の推計値を見直さなければならない。

（データの抽出に関する要件）

第二百十八条 推計に用いるデータによって代表されるエクスポージャーの母集団、データが抽出された日の信用供与基準及びその他の重要な特性は、内部格付手法採用行のエクスポージャー全体のそれとほぼ同様であるか、少なくとも類するものでなければならない。

- 2 データの前提となっている経済的条件又は市場環境は、現在及び予見可能な将来の経済的条件又は市場環境に対応したものでなければならない。
- 3 抽出標本中のエクスポージャーの数及び定量化に用いるデータの期間は、当該推計が正確かつ頑健なものであると内部格付手法採用行が信頼するに足りる程度でなければならない。
- 4 推計に用いる手法は、抽出標本以外のデータによるテストで良好な成績を収めたものでなければならない。

（推計の誤差に応じた保守的な修正）

第二百十九条 内部格付手法採用行は、予測される推計に誤差が生じることを考慮して PD、LGD 及び EAD の推計値を保守的に修正しなければならない。

第三目 PD の推計

（事業法人等向けエクスポージャーの PD）

第二百二十条 内部格付手法採用行は、次の各号に掲げる手法又はこれに類するその他の

長期の経験に合致した情報及び手法を一以上用いなければならない。

- 一 事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データから推計する手法
 - 二 当該内部格付手法採用行の格付（以下この章において「内部格付」という。）と外部信用評価機関又はそれに類する機関（以下「外部信用評価機関等」という。）の格付（以下この章において「外部格付」という。）を紐付け、外部格付に対応した PD を格付に割当てることにより PD を推計する手法（以下この条において「マッピング」という。）
 - 三 債務者格付に属する個々の債務者のデフォルト確率の推計値をモデルに基づいて算出し、当該推計値の単純平均を PD とする手法（以下この条において「モデルを利用する手法」という。）
- 2 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付の PD を推計するに当たって、デフォルトの実績に関する内部データから PD を推計する手法を用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 一 内部格付手法採用行は、信用供与の基準並びにデータ生成時の内部格付制度及び現在の内部格付制度の相違点を反映し、信用リスク管理指針に当該反映方法に関する分析を記載しなければならない。
 - 二 内部格付手法採用行は、入手可能なデータが限定されている場合又は信用供与の基準若しくは内部格付制度が変更された場合は、PD の推計を保守的に修正しなければならない。
 - 三 内部格付手法採用行が複数の金融機関でプールしたデータを使用する場合は、プールにデータを提供する他の金融機関の内部格付制度及び基準が、当該内部格付手法採用行の内部格付制度及び基準と著しく乖離するものであってはならない。
- 3 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付の PD を推計するに当たって、マッピングを用いる場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- 一 紐付けは、内部格付の基準と外部格付の基準の比較及び共通の債務者に対する内部格付及び外部格付の比較に基づくものであること。
 - 二 紐付けの手法又は定量化に用いるデータは、偏ったものではなく、一貫性に欠けるものでないこと。
 - 三 定量化に用いるデータの基礎となる外部信用評価機関等の基準は、債務者のリスクに対するものであって、エクスポージャーに係る特性を勘案するものではないこと。
 - 四 信用リスク管理指針に内部格付の基準及び外部格付の基準においてデフォルトとして扱われる事由に関する比較及び分析並びに紐付けの基準が記載されていること。
- 4 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの PD を推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。
- 5 内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、PD を推計するに当たって関

連性が低いもの又は重要でないものについては、この限りではない。

(リテール向けエクスポージャーの PD 等)

第二百二十一条 内部格付手法採用行は、プールの PD、LGD 及び EAD を推計するに当たって、内部データを一次的な情報源としなければならない。ただし、すべての関連する重要なデータ・ソースに照らし、内部格付手法採用行がエクスポージャーを各プールに割当てる基準と外部のデータ提供者が用いている基準及び内部データの構成と外部のデータの構成の間に、強い関連性がある場合は、内部格付手法採用行は、外部のデータ又はモデルを推計に用いることができる。

2 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーの長期平均 PD を推計するに当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

3 内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。

4 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて、PD が信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的な PD の推計値を用いることが不適切である場合は、PD の推計値を上方に修正することを検討しなければならない。

第四目 LGD の推計

(損失の定義)

第二百二十二条 内部格付手法採用行は、LGD を推計するに当たり、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

一 推計に用いる定義は、経済的損失であること。

二 前号に掲げる経済的損失を計測する場合は、回収までの期間に応じた重要な割引の効果（重要でない場合は除く。）、回収のための重要な直接的及び間接的な費用、その他の関連する要素が考慮されていること。

三 当該内部格付手法採用行の回収に関する能力が勘案されていること。ただし、回収率に及ぼす影響について実証的な裏付けが十分でない場合は、内部格付手法採用行は、回収の能力に基づく LGD の調整を保守的に行わなければならない。

(LGD の推計)

第二百二十三条 内部格付手法採用行は、LGD を推計するに当たっては、LGD が次に掲げる性質をすべて満たす景気後退期を勘案したものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。

一 当該エクスポージャーの種類のデータ・ソース内で生じたすべてのデフォルト債権に伴う平均的な経済的損失に基づいて計算した長期平均デフォルト時損失率（以下この項において「長期平均デフォルト時損失率」という。）を下回るものでないこと。

二 信用リスクに伴う損失が平均的な損失を上回る期間がある場合に、当該エクスポージャーの特定の期間における損失率が長期平均デフォルト時損失率を上回る可能性を考慮に入れたものであること。

- 2 内部格付手法採用行は、LGD の推計に当たり、債務者のリスクと担保又は担保提供者のリスクの相関を考慮し、顕著な正の相関がある場合は、保守的に取り扱わなければならない。
- 3 内部格付手法採用行は、原債務と担保との表示通貨が異なる場合は、LGD の推計に当たり、これを保守的に考慮しなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、LGD の推計に当たり、当該担保について推定される市場価値のみならず、回収の実績値を基礎としなければならない。
- 5 内部格付手法採用行は、LGD の推計に当たり、担保による信用リスク削減効果を勘案する場合は、標準的手法で必要となる基準ともおおむね合致するような、担保管理、運用手続、法的確実性及びリスク管理手続に関する内部基準を作らなくてはならない。
- 6 内部格付手法採用行は、デフォルトしたエクスポージャーについては、経済状況及び当該エクスポージャーの状態に鑑みて当該エクスポージャーに生じうる期待損失 (EL_{default}) を推計しなければならない。

(事業法人等向けエクスポージャーの LGD 推計に係る最低所要観測期間)

第二百二十四条 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの LGD を推計するに当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

- 2 先進的内部格付手法採用行は、前項に定める観測期間にわたるデータが複数ある場合は、最も長い観測期間にわたるデータを利用しなければならない。ただし、LGD を推計するに当たって関連性が低いものについては、この限りでない。

(リテール向けエクスポージャーの LGD 推計に係る最低所要観測期間)

第二百二十五条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーの LGD を推計に当たり、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第五目 保証及びクレジット・デリバティブに関する最低要件

(保証による信用リスク削減効果の勘案)

第二百二十六条 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該事業法人等向けエクスポージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整することができる。ただし、調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。

- 2 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該リテール向けエクスポージャーの PD 又は LGD のいずれかを調整することができる。ただし、当該調整後のリスク・ウェイトは保証人に対する直接のエクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトを下回ってはならない。
- 3 前二項に規定する調整方法は、保証の種類ごとに継続的に用いられるものでなければならない。

4 内部格付手法採用行は、規制上の最低所要自己資本を算定する上で、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との間には不完全な相関関係があることを想定して信用リスク削減効果を勘案してはならない。

(保証人に対する債務者格付等の付与)

第二百二十七条 先進的内部格付手法採用行は、前条第一項に従って事業法人等向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 保証を信用リスク削減手法として用いる日以降から保証人に対して継続的に債務者格付を付与すること。
- 二 保証人の状況、債務履行能力並びにその意思の定期的な監視その他の債務者格付の付与に関する最低要件を満たすこと。
- 三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての情報を保有すること。

2 内部格付手法採用行は、前条第二項に従ってリテール向けエクスポージャーについて保証を信用リスク削減手法として用いる場合、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 保証による信用リスク削減効果を勘案する日から継続的にプールへの割当てにおいて当該保証を信用リスク削減手法として用いること。
- 二 内部格付手法採用行は、保証人の状況、債務履行能力、その意思の定期的な監視その他のプールの割当て及びPD推計に関する最低要件を満たすこと。
- 三 保証がないと仮定した場合における債務者の情報及び保証人に関するすべての情報を保有すること。

(適格保証)

第二百二十八条 内部格付手法採用行は、第二百二十六条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出で用いる保証人の種類について特定された基準を設けなければならない。

2 内部格付手法採用行が、第二百二十六条第一項及び第二項に基づき、保証を信用リスク削減手法として用いる場合は、当該保証は、次に掲げるすべての性質を有するものでなければならない。

- 一 当該保証について契約書が作成されていること。
- 二 保証人の側からは一方的な解約が不可能であること。
- 三 保証人の債務が（保証の額及び趣旨の範囲内で）完全に履行されるまで有効であること。

四 保証人の資産の所在地において、当該保証人に対する強制執行が可能であること。

3 内部格付手法採用行は、保証が第二百二十三条第四号の条件を満たしていない場合であって、保証に付された条件のために信用リスクの削減効果が減少する場合を想定して保証の効果を調整するための基準を設けているときは、第二百二十六条第一項及び第三項

及び当該基準に基づいて保証を信用リスク削減手法として用いることができる。

（調整に関する基準）

第二百二十九条 第二百二十六条第一項又は第二項に基づき信用リスク削減効果を勘案する場合、先進的内部格付手法採用行は、次に掲げる性質をすべて満たす明確な基準を設けなければならない。

- 一 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。
- 二 保証債務を履行する保証人の能力及び意思を勘案したものとなっていること。
- 三 予想される支払のタイミング及び保証に基づく債務を履行する保証人の能力が、債務者の返済能力とどの程度の相関を有するかを勘案したものであること。
- 四 保証と被保証債権の通貨の不一致及びその他これに類する事由により債務者に残存するリスクの度合いを考慮したものであること。

（クレジット・デリバティブについての取扱い）

第二百三十条 第二百二十六条から第二百二十九条までの規定は、シングルネームのクレジット・デリバティブについて準用する。この場合において、「保証」とあるのは「クレジット・デリバティブ」と、「保証人」とあるのは「プロテクション提供者」と、「被保証債権」とあるのは「原債権」と、「第二百二十四条」とあるのは「第二百五条及び百二十六条」と読み替えるものとする。

2 内部格付手法採用行は、シングルネームのクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合は、次に掲げる性質をすべて満たす基準を設けなければならない。

- 一 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果を勘案する場合をプロテクションの参照債務が原債権と同一である場合に限定していること。ただし、原債権に係る支払義務の不履行（免責額の定めを設けることを妨げない。）が発生した場合に、銀行がクレジット・デリバティブに基づく支払を受けることができ、かつ、第二百五条第五号に定める法的に有効なクロス・デフォルト条項等を設けている場合は、この限りではない。
- 二 クレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果の勘案方法は、決済その他の仕組み（支払の程度及び当該支払に要する期間に係る規定を含む。）に起因するリスクを保守的に考慮したものであること。

第六目 EAD の推計

（EAD の推計方法）

第二百三十一条 内部格付手法採用行は、オン・バランスシート項目に係る EAD の推計を行うに当たり、現在において実行済の信用供与の額を下回る値を用いてはならない。ただし、第百六十四条第一項ただし書き及び第百七十二条第一項ただし書きの定めにより、オン・バランスシート・ネットティングの効果を認識する場合は、この限りでない。

2 内部格付手法採用行は、オフ・バランスシート項目に係る EAD の推計を行うに当たり、エクスポージャーの種類ごとに次に掲げる要件を満たす手続を設けなければならない。

- 一 デフォルト事由発生前及びデフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性を勘案すること。ただし、デフォルト事由発生後に債務者が追加的引出行為を行う可能性については、クレジット・カードその他の将来の不確実な引出を伴うリテール向けエクスポージャーの LGD 推計において、デフォルト事由発生前の追加引出の実績又は見込みを勘案している場合は、この限りでない。
- 二 オフ・バランスシート項目の EAD の推計方法がエクスポージャーの種類によって異なる場合、エクスポージャーの種類の区分が明確になされていること。
- 3 内部格付手法採用行は、EAD を推計にするに当たり、EAD が次に掲げる性質をすべて満たすものとなるように、エクスポージャーごとに推計しなければならない。
 - 一 類似のエクスポージャー及び債務者についての長期的なデフォルト加重平均であること。
 - 二 推計に伴う誤差の可能性を考慮に入れて、保守的な修正を行ったものであること。
 - 三 デフォルトの頻度と EAD の大きさの間に正の相関関係が合理的に予測できる場合は、より保守的な修正を行ったものであること。
 - 四 景気循環の中で EAD の推計値の変動が激しいエクスポージャーについては、景気の下降期に対して適切な EAD の推計値の方が長期的な平均値よりも保守的な場合は、景気の下降期に対して適切なものであること。
- 4 内部格付手法採用行は、EAD を推計するに当たり、次に掲げる性質をすべて満たす EAD を推計する基準を設けなければならない。
 - 一 信頼に足るものであり、かつ、理解しやすいものであること。
 - 二 当該内部格付手法採用行が信頼性のある内部分析に基づき、EAD に大きな影響を与えると考えられる要因を勘案するものであること。
 - 三 当該内部格付手法採用行は、前号に掲げる要因が EAD の推計値に与える影響を分析できること。
- 5 内部格付手法採用行は、EAD を推計するに当たり、すべての関連する重要な情報を利用しなければならない。
- 6 内部格付手法採用行は、EAD の推計の対象となるすべての種類のエクスポージャーについて、新しい重要な情報が明らかになった場合及び少なくとも年一回、EAD の推計値を見直さなければならない。

(監視)

- 第二百三十二条 内部格付手法採用行は、EAD の推計の対象となるエクスポージャーについて、次に掲げる事項その他の残高の監視及び支払に関する方針について相当な注意を払わなければならない。
- 一 誓約条項違反又はテクニカル・デフォルト事由等の支払不履行に至らない債務不履行事由が生じた場合において、追加的な引出を停止する能力及び意思を有すること。
 - 二 エクスポージャーの額、融資枠契約に対する現在の実行残高、債務者別の残高及び格付別残高の変化を日次で監視するための、適切なシステムと手続を具備すること。

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等)

第二百三十三条 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーの EAD の推計に当たって、七年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

2 先進的内部格付手法採用行は、前項に掲げるデータの利用に当たって、最も長い観測期間にわたるデータをその対象に含めなければならない。ただし、EAD を推計するに当たって関連性が低いものについてはこの限りではない。

3 先進的内部格付手法採用行は、EAD を推計するに当たり、デフォルトした件数の加重平均を用いなければならない。

(リテール向けエクスポージャーの EAD 推計に係る最低所要観測期間等)

第二百三十四条 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーの EAD の推計に当たって、五年以上の観測期間にわたる外部データ、内部データ又は複数の金融機関でプールしたデータを一以上利用しなければならない。

第七目 購入債権の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ の推計

(購入債権のリスクの定量化の特則)

第二百三十五条 内部格付手法採用行は、購入債権に対しては、第百八十八条、第百九十条から第百九十二条まで、第百九十四条、第二百条、第二百二条、第二百三条及び第二百五条に掲げる要件を満たすことを要しない。

第二百三十六条 内部格付手法採用行は、 $EL_{dilution}$ を推計しなければならない。ただし、購入債権の譲渡人が購入債権に係る希薄化リスクの全部を保証している場合は、この限りではない。

2 内部格付手法採用行は、購入事業法人向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD (PD 及び LGD については EL を用いて推計する場合を含む。以下この目において同じ。)及び $EL_{dilution}$ を推計する場合並びに購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ を推計する場合は、類似のプールについて当該内部格付手法採用行が有するデータ又は購入債権の譲渡人若しくは外部から提供されるデータその他すべての入手可能な購入債権の質に関する情報を勘案しなければならない。

3 内部格付手法採用行は、購入債権の譲渡人から提供されるデータが、当該購入債権の譲渡契約で定める当該購入債権の種類、額、契約期間中の債権の質等に合致しているか否かを確認し、合致していない場合は、当該購入債権に関連するより多くの情報を取得し、これに基づかなければならない。

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則)

第二百三十七条 内部格付手法採用行は、トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、適格購入事業法人等向けエクスポージャーをデフォルト・リスク相当部分の PD、LGD 及び $EL_{dilution}$ を正確に、かつ、一貫して推計するに足りる程度に均質なプールに割当てなければならない。

2 内部格付手法採用行は、適格購入事業法人向けエクスポージャーのリスクを定量化する場合は、第二百二十六条の規定（第二百三十条により準用される場合を含む。）にかかわらず、PD 及び LGD の推計において譲渡人又は第三者による保証又は補償を考慮してはならない。

3 第一百七十条及び第一百七十一条の規定は、適格購入事業法人向けエクスポージャーに準用する。この場合において、リテール向けエクスポージャーを「購入債権」と読み替えるものとする。

（購入リテール向けエクスポージャーのリスクの定量化の特則）

第二百三十八条 第二百二十一条の規定は、購入リテール向けエクスポージャーの $EL_{dilution}$ の推計に準用する。この場合において、「PD」並びに「PD、LGD 及び EAD」を「 $EL_{dilution}$ 」と読み替えるものとする。

2 内部格付手法採用行は、第二百二十一条第一項（前項により準用される場合を含む。）の規定にかかわらず、購入リテール向けエクスポージャーの PD、LGD、EAD 及び $EL_{dilution}$ の推計において、外部データ及び内部の参照用データ（当該リテール向けエクスポージャーの属するプールに類似する当該内部格付手法採用行が保有するリテール向けエクスポージャーのプールに関するデータをいう。）を一次的な情報源として利用することができる。

（トップ・ダウン・アプローチの最低要件）

第二百三十九条 内部格付手法採用行は、適格購入事業法人等向けエクスポージャーについてトップ・ダウン・アプローチを用いて PD、LGD、EAD 及び $EL_{dilution}$ を推計する場合及び購入リテール向けエクスポージャーについて PD、LGD、EAD 及び $EL_{dilution}$ を推計する場合は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

一 法的枠組みに関する基準を満たしていること。

二 購入債権の質並びに購入債権の譲渡人及びサービサー（委託又は再委託に基づき、購入債権の管理、購入債権の債務者に対する購入債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この条において同じ。）の財務状態について監視しており、かつ、第三項に掲げる監視に関する基準を満たしていること。

三 購入債権の購入に係る契約上、購入債権の譲渡人の業況又は購入債権の質の悪化の早期発見及び生じうる問題状況に対して予防的な措置をとることを可能にするシステム及び手続が設けられており、ワークアウトのシステムに関する基準を満たしていること。

四 担保、購入債権の債権者から債務者への信用供与の上限及び回収された資金の管理に関する明確かつ有効な基準が設けられていること。

五 すべての主要な行内の指針及び手続の遵守に関する基準を満たしていること。

2 前項第一号の「法的枠組みに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 エクスポージャーに係る取引の仕組上、購入債権の譲渡人又はサービサーの業況の悪化又は倒産その他の予測可能なすべての状況において、内部格付手法採用行が購入

債権の元利払い等について法的に有効な権利を有しており、かつ、当該支払を監督していること。

二 購入債権の債務者が購入債権の譲渡人又はサービスに対して直接に支払を行っている場合は、当該資金が約定の条件に従って購入債権の譲渡人又はサービスから譲受人である内部格付手法採用行に送金されていることを当該内部格付手法採用行が定期的に確認していること。

三 購入債権の譲渡人の破産、会社更生手続又は民事再生手続において裁判所により、当該購入債権が破産財団、更生会社又は民事再生手続に服する購入債権の譲渡人の財産に属するものであって、当該購入債権に対する譲受人の権利は破産、会社更生手続又は民事再生手続に服する担保権であると判断されることにはならず、かつ、当該購入債権の譲渡は破産法、民事再生法及び会社更生法上の否認又は民法上の詐害行為取消権の対象とならないと考えられること。

3 第一項第二号の「監視に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部格付手法採用行が、購入債権の質及び購入債権の譲渡人又はサービスの財務状態の相関を査定しており、かつ、購入債権の譲渡人又はサービスに対する債務者格付の付与その他の不測事態への対応策及び手続を設けていること。

二 内部格付手法採用行が、購入債権の譲渡人とサービスの適格性を判定するための明確かつ有効な指針及び手続を設けており、当該内部格付手法採用行又はその受託者が、購入債権の譲渡人又はサービスから送付される報告書の正確性の検証、詐欺的行為及び運営上の欠陥の調査、購入債権の譲渡人の信用供与の基準並びにサービスの回収に関する指針及び手続を確認するために、購入債権の譲渡人及びサービスについて定期的な査定を行っており、かつ、当該査定の結果を書面に詳細に記録していること。

三 内部格付手法採用行が、購入債権の譲渡人が設定する債務者への信用供与の上限を超過した信用供与の有無、購入債権の譲渡人による支払の遅延、信用力の低い債権及び悪質な支払猶予の履歴、支払条件、相殺されうる額その他の購入債権のプールの特性について評価できること。

四 内部格付手法採用行が、特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続を設けていること。

五 内部格付手法採用行が、サービスから購入債権の債務の繰延べ及び当該債権の希薄化に関する詳細な報告書を適時に受領しており、購入債権に関する当該内部格付手法採用行の適格基準及び信用供与の基準に適合していることを確認し、かつ、購入債権の譲渡人の売却条件及び希薄化を監視し確認することができること。

4 第一項第三号の「ワークアウトのシステムに関する基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 内部格付手法採用行が、誓約条項、信用供与の基準、信用供与の集中制限、早期償還条項、その他の当該購入債権の購入に関する契約の条項及び利率並びに購入債権の

適格性を定める行内の指針の順守状況を監視するために、明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けており、かつ、当該情報システム上誓約条項違反及び権利放棄並びに既存の指針及び手続の例外的な取扱いを記録していること。

二 当該内部格付手法採用行が、購入債権について不適切な信用供与が行われることを防止するために、過剰な信用供与の発見、承認、監視及び是正のための明確かつ有効な指針、手続及び情報システムを設けていること。

三 リボルビング型取引における早期解約条項その他の誓約条項、誓約条項違反に対する対応策並びに法的手続の開始及び信用力が低下したエクスポージャーの処理に関する明確かつ有効な指針及び手続の制定その他の財務状態の劣化した購入債権の譲渡人若しくはサービサー又は購入債権プールの質が劣化した場合の取扱いに関する明確かつ有効な指針を設けていること。

5 第一項第四号の「担保、信用供与の上限及び資金の管理に関する基準」は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。

一 利率、適格となる担保、必要書類、信用供与の集中に関する制限、回収金の取扱いその他の債権購入に関するすべての主要な事項が書面で定められており、かつ、当該主要事項を定めるに当たって、購入債権の譲渡人又はサービサーの財務状態、リスクの集中、購入債権の質及び購入債権の譲渡人の顧客基盤の傾向その他すべての関連する重要な要素が考慮されていること。

二 内部管理上、信用供与の対象が、特定の担保、サービサーによる証明書、請求書明細又は船荷関連書類等の書面が付されたものに限定されていること。

6 第一項第五号の「行内の指針及び手続の遵守に関する基準」とは、次に掲げる事項及びその他すべての主要な指針及び手続に係る遵守状況を評価するための実効的な内部手続が設けられていることをいう。

一 購入債権の購入がプログラムに基づく場合は、当該プログラムにおけるすべての重要な段階における定期的な内部査定又は外部査定

二 購入債権の譲渡人及びサービサーを評価する担当者と債務者を評価する担当者との間並びに購入債権の譲渡人及びサービサーに対する内部評価の担当者と外部評価の担当者との間が分離独立していることの確認

三 バック・オフィスに対する評価（担当者の資格、経験、人的構成の適切性及び支援システムに重点を置いたもの）

第六款 推計値の検証

（検証）

第二百四十条 内部格付手法採用行は、内部格付制度の運用及び PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性及び一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。

（バック・テスト）

第二百四十一条 内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて債務者格付ごとに年一回以上の割合で定期的に PD の推計値と実績値を比較し、PD の推計値と

実績値の乖離の度合いが当該格付について想定された範囲内にあることを検証しなければならない。

- 2 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについて年一回以上の頻度で定期的に LGD の推計値と実績値を比較し、LGD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該案件格付又は当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 3 先進的内部格付手法採用行は、事業法人等向けエクスポージャーについてエクスポージャーごとに年一回以上の割合で定期的に EAD の推計値と実績値を比較し、EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該エクスポージャーについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 4 内部格付手法採用行は、リテール向けエクスポージャーについてプールごとに年一回以上の割合で定期的に PD、LGD 及び EAD 推計値とそれぞれの実績値を比較し、それぞれの PD、LGD 及び EAD の推計値と実績値の乖離の度合いが当該プールについて想定された範囲内にあることを検証しなければならない。
- 5 前四項に掲げる比較及び検証は、次に掲げるすべての条件を満たすものでなければならない。
 - 一 可能な限り長期にわたる過去のデータを使用していること。
 - 二 比較に用いられる方法及びデータを明確に記載した書類を備え置いていること。
(外部データによる内部格付制度の検証)

第二百四十二条 内部格付手法採用行は、PD、LGD 及び EAD の推計に用いた手法以外の定量的な検証の手法を用いて関連する外部のデータ・ソースとの比較を行わなければならない。

- 2 前項に掲げる検証の手法は、次に掲げる性質をすべて満たすものでなければならない。
 - 一 分析に用いるデータは、分析の対象となるポートフォリオに対して適切であり、定期的に更新され、かつ、関連する観測期間にわたるものであること。
 - 二 長期の実績データに基づくものであること。
 - 三 景気循環による構造的な影響を受けないものであること。
 - 四 検証手法、データ・ソース又は対象期間の変更に関する書類を備え置いていること。
(推計値の是正)

第二百四十三条 内部格付手法採用行は、PD、LGD 又は EAD の推計値と実績値が著しく乖離し、推計値の妥当性が疑われる状況について明確な基準を設けなければならない。

- 2 前項に掲げる基準を設けるに当たっては、内部格付手法採用行は、景気循環その他デフォルトの実績率の構造的な変動要因を考慮に入れなければならない。
- 3 PD、LGD 又は EAD の実績値が推計値を上回る状況が続く場合は、内部格付手法採用行は、PD、LGD 又は EAD の実績値を反映するように、推計方法及び推計値を修正しなければならない。

第七款 開示

(開示)

第二百四十四条 [内部格付手法採用のための開示要件について記載の予定]

第八款 内部格付手法採用のための自己資本比率

(内部格付手法を用いるための自己資本比率)

第二百四十五条 内部格付手法を用いる銀行については、第二条第三項及び第十三条第二項の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

第九款 株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の最低要件

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百四十六条 内部格付手法採用行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、第一百七十三条第三項第二号に定める内部モデル手法を用いることができる。

(承認申請書の提出)

第二百四十七条 前条の承認を受けようとする銀行は、承認申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 当該銀行が用いる内部モデルの手法及び内部モデル推計値の利用方法が、次条第一項に掲げる内部モデル手法の承認の基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(内部モデル手法の承認の基準)

第二百四十八条 金融庁長官は、第二百四十六条の内部モデル手法の承認をしようとする場合、承認申請書を提出した銀行が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 リスクの定量化に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

二 内部統制に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

三 検証に関する基準を満たすための態勢を整備していること。

2 前項第一号のリスクの定量化に関する基準とは、次に掲げるものをいう。

一 内部モデルに基づき算出された損失額が、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーの長期のリスク特性に関連する市況の悪化に対して頑健であること。

二 株式投資の収益率分布を導出する際に、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスク特性を表すのに入手可能かつ有効な限りにおいて、最も長期の標本期間にわたるデータを用いていること。

- 三 所要自己資本の額の算出に当たって、保守的かつ統計的に信頼できる推計結果を得るのに十分なデータを用いていること。
- 四 第一号に掲げる市況の悪化を考慮する結果、関連する長期の市況又は景気の循環において保守的に潜在的な損失の推計が導出されていること。
- 五 内部モデル及び推計に用いるデータその他所要自己資本の額の算出の過程に加える調整は、保守的かつ一貫性のあるものであって、かつ、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- イ 内部モデルによる推計の際に、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーに関連する景気後退期を含む長期のデータを用いていない場合は、内部モデルに適切な調整を加えていること又は内部モデルの推計結果が長期のデータを用いた場合と同様に保守的かつ実地的なものとなるよう入手可能なデータの実証分析に基づき様々な要因に調整を加えていること。
- ロ 当該銀行がバリュエーション・アット・リスク・モデルを構築する際において四半期より短いデータを四半期データと同等なものへと変換して用いる場合は、当該変換手法は実証的根拠に基づく適切なものであること。
- ハ データが不十分な場合又は適切な推計が困難となるような技術的制約がある場合は、推計値が適切となるよう保守的に修正を加えていること。
- 六 内部モデルが、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク特性及び複雑性に見合ったものであること。
- 七 株式等エクスポージャーの収益率のボラティリティを推計する場合は、適切で重要かつ利用可能なデータ及び手法を用いており、かつ、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- イ 抽出標本の数及びデータ期間が、当該推計値の正確性及び頑健性を示すものであること。
- ロ 収益率のボラティリティを推計するに当たっては、標本バイアス及び生存者バイアスを抑制するために、適切な措置が取られていること。
- 八 厳格かつ包括的なストレス・テストを実施していること。
- 九 内部モデルとして用いるバリュエーション・アット・リスク・モデルが次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
- イ 当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに係る一般市場リスク及び特定のリスクその他の株式等エクスポージャーからの収益に関するすべての重要なリスクを適切に組み込むことが可能であること。
- ロ 過去の価格変動を適切に説明し、潜在的なリスク集中の大きさ及びその構成変化を把握し、かつ、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーに対して不利な市場環境においても頑健な推計を与えるものであること。
- ハ 推計に用いるデータとして抽出されたエクスポージャーの母集団が、銀行が保有する株式等エクスポージャーの母集団と類似又は合致したものであること。

- 十 分散・共分散法その他の手法により株式等エクスポージャーのポートフォリオの明示的な相関を内部モデルに組み込む場合は、当該相関が実証分析によって裏付けられたものであること。
- 十一 個別の株式等エクスポージャーと代理変数、市場指標及びリスク要因等との紐付けを用いる場合は、当該紐付けは合理的であって、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - イ 紐付けの手法及び紐付けの手法及び過程が、当該銀行が保有する個別の株式等エクスポージャーに対して適切であることを理論及び実証分析によって裏付けていること。
 - ロ 保有株式の収益率のボラティリティを推計するうえで、専門的判断と定量的技法とを組み合わせる場合は、定量的技法では考慮しなかった関連する重要な情報が専門的判断において考慮されていること。
- 十二 ファクター・モデルを使用する場合は、当該ファクター・モデルは、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。
 - イ 使用するリスク・ファクターは、当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーのポートフォリオに付随するリスク特性を捕捉するに十分なものであること。
 - ロ 使用するリスク・ファクターは、当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーの相当な部分が属する市場の特性を適切に勘案したものであること。
 - ハ 一般的な市場リスク及び当該銀行の保有に係る株式等エクスポージャーに特有のリスクを説明する能力その他の当該リスク・ファクター選択の適切性が実証分析によって裏付けられていること。
- 3 第一項第二号の内部統制に関する基準とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 内部モデルと内部モデルを作成する過程の整合性を確保するような指針、手続及び制度運用が確立されていること。
 - 二 内部モデルは、銀行全体の経営情報システム及び内部格付手法の適用対象である株式等エクスポージャーのポートフォリオの管理と統合されており、かつ、次に掲げる項目について内部モデルが利用されていること。
 - イ 最低投資利回りの設定及び代替的な投資の評価
 - ロ 株式等エクスポージャーのポートフォリオのリスク調整後の実績その他の運用実績の測定及び評価
 - ハ 保有株式に対する資本の配賦及び総合的な自己資本の適切性の評価
 - ニ 内部モデルにより得られた情報が当該銀行の投資管理の過程において重要な役割を果たしていること。
- 三 内部モデルの修正の承認、内部モデルの入力値の審査、内部モデルによる算出過程の直接的な検証等の内部モデルからの出力値の検証その他の内部モデル及び内部モデルを作成する過程に対する定期的かつ独立した審査を行うための適切な管理態勢を確立していること。

- 四 投資限度を設け、投資額を監視する態勢及び手続が適切に設けられていること。
- 五 内部モデルの設計及び運用について責任を負う部署が、個々の投資の決定について責任を負う部署から機能的に独立していること。
- 六 内部モデルの設計に関わるすべての部署が十分な能力を持っており、かつ、当該部署に配属された人員が十分な技能をもっていること。
- 4 第一項第三号の検証に関する基準とは次に掲げるものをいう。
 - 一 内部モデル及び内部モデルを作成する過程に対して当該銀行内で検証が行われており、当該検証は有効かつ一貫したものであること。
 - 二 次に掲げる要件を満たし、実現及び未実現の損益を用いて得られる収益率の実績値と内部モデルに基づく収益率の推計値との乖離の度合いを比較し、かつ、当該実績値が当該銀行の保有する個別の株式等エクスポージャー及び株式等エクスポージャーのポートフォリオにおいて内部モデルに基づき予想された範囲内に収まっていること。
 - イ 年一回以上の頻度で当該比較が行われていること
 - ロ 当該比較は可能な限り長期のデータに基づいていること。
 - ハ 当該比較の手法及び用いるデータ・ソースが一貫性を持つこと。
 - 三 外部データ・ソースを用いて次に掲げる要件を満たすような定量的な手法に基づく検証及び比較を実施していること。
 - イ 当該銀行の保有する株式等エクスポージャーのポートフォリオに照らして適切に外部データを用いていること。
 - ロ 当該外部データは、定期的に更新され、適切な観測期間を包含していること。
 - ハ 当該外部データは、様々な経済的状況を含む長期のものであること。
 - ニ 当該比較の手法及び用いるデータ・ソースが一貫性を持つこと。
 - 四 次に掲げる性質をすべて満たす明確な内部モデルの検証基準を設けていること。
 - イ 内部モデルに基づく推計値が実績値から有意に乖離した場合その他の内部モデルの有効性が疑わしくなった場合における対応を記載していること。
 - ロ 景気循環その他の株式等エクスポージャーの収益の構造的な変動要因の影響を考慮していること。
 - ハ 内部モデルの検証結果に基づき、当該検証基準を用いて内部モデルに調整措置を加えることができること。
- 五 内部モデルに対する調整措置は前号に掲げる内部モデルの検証基準に従って為されるものであること。
- 六 当該銀行の株式等エクスポージャーに対する投資における四半期収益の実績値及び内部モデルに基づく推計値のデータを保存する適切なデータベースを構築及び維持していること。
- 七 内部モデルでボラティリティを用いる場合はその推計値及び内部モデルで用いた代理変数の適切性について事後検証を行っていること。
- 八 四半期の予測に関するデータを異なる期間の予測に関するデータに変換した上で保

存すること及び保存された当該データを基に事後的な検証を行っていること。

(書類の備置き)

第二百四十九条 第二百四十六条の承認を受けた銀行は、内部モデル及びモデルを作成する過程に係るすべての主要な事項を記載した書類を備え置かなければならない。

2 前項に掲げる書類は、内部モデルの設計及びその運用の詳細にわたるものであって、かつ、リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準及び検証に関する基準を遵守していることを証するものでなければならない。

3 第一項に掲げる書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 内部モデルを当該モデルの作成の際に用いたポートフォリオのセグメントと異なるポートフォリオのセグメントに属する株式等エクスポージャーへの適用状況

二 当該内部モデルに基づく推計の手法

三 内部モデルの作成、内部モデルの承認及び内部モデルの検証を担当する部署の責任

四 内部モデルの承認及び内部モデルの見直しに関する手続

五 内部モデルの手法を採用した理由（当該内部モデル及び内部モデル作成の手続によれば、当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスクを適切に判別する推計結果が導かれることを裏付ける分析を含むものでなければならない。）

六 内部モデルの主要な変更履歴及び直近の検証結果に基づく内部モデルを作成する手続の変更並びに当該変更と第二百四十八条第四項第四号に掲げる内部モデルの検証基準との整合性（当該検証基準に基づき当該変更が行われた場合に限る。）

七 当該内部モデルの基礎となる理論、前提、係数及び変数の数学的及び実証的な根拠並びにモデルの推計に使用したデータ・ソースの詳細な内容

八 モデルの作成に利用した評価対象期間以外の期間及びモデルの作成に利用した標本以外の標本を利用したテストその他の説明変数の選択の適切性を検証するための統計的な手続

九 当該内部モデルが十分に機能しなくなる状況

4 第二百四十八条第二項第十一号に掲げる代理変数、市場指標及び紐付けを用いている場合は、第一項に掲げる書類に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該銀行が保有する株式等エクスポージャーのリスクと用いる代理変数及び紐付けが整合的であること。

二 当該銀行が保有する株式等エクスポージャーに関連する重要な過去の経済状況及び市場状況を代理変数及び紐付けにおいて用いていること。ただし、当該情報の利用が不十分である場合は、情報を補う調整措置が適切に行われていること。

三 当該銀行の用いる代理変数及び紐付けが、当該銀行の保有する株式等エクスポージャーの潜在的リスクの推計を頑健なものとしていること。

5 第二百四十八条第二項第五号イ、ロ及びハに掲げる調整、変換又は修正の内容及びこれらの基礎となる分析

6 第二百四十八条第二項第十号に掲げる相関を内部モデルに組み込む際に用いる手法の

詳細

7 第二百四十八条第四項第二号に掲げる実績値と内部モデルに基づく推計値の乖離の度合いの比較及び同項第三号に掲げる内部モデルに基づく推計の結果と外部データ・ソースとの比較において用いた手法及び手法の変更履歴並びにデータ及びデータの変更履歴（届出）

第二百五十条 第二百四十六条の承認を受けた内部格付手法採用行は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 第二百四十七条第一項各号の事項に変更があった場合

二 内部モデルを変更した場合

三 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事態が生じた場合

（要件逸脱時の改善計画）

第二百五十一条 前条第一項第三号に掲げる事態が生じた場合、第二百四十六条の承認を受けた銀行は、すみやかに当該事態を改善するための計画について金融庁長官の承認を得なければならない。

2 前項に規定する場合において、当該銀行は、当該事態を改善する旨の計画の完了について金融庁長官の承認を得るまでの間は、簡易手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

（承認の取消）

第二百五十二条 金融庁長官は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合において、当該銀行が内部モデル手法を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、当該銀行の第二百四十六条の承認を取り消すことができる。

一 リスクの定量化に関する基準、内部統制に関する基準又は検証に関する基準のいずれかを満たさない事態が生じたとき。

二 第二百四十九条に掲げる書類を作成しなかった場合又は備え置かなかった場合

第八章 証券化エクスポージャーの取扱い

第一節 総則

（証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百五十三条 第六章及び第七章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

（証券化エクスポージャーの控除項目）

第二百五十四条 次に掲げるものは控除項目とする。

一 自己資本控除とされる証券化エクスポージャー。ただし、当該証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該自己資本控除とされる額から当該個別貸倒引当金を差し引くことができる。

二 信用補完機能を持つ I/O ストリップス。ただし、資本勘定に含まれている期待将来収益の額を除く。

(原資産の信用リスク・アセット)

第二百五十五条 銀行は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二 当該銀行が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、銀行の倒産手続等においても当該銀行又は当該銀行の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に銀行から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等（弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法六十六号）第二条第二号に定める外国弁護士を総称していう。）による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要件を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

イ 当該銀行が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号までに該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りではない。

ロ 当該銀行が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。

三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である当該銀行に対する請求権を含むものでないこと。

四 原資産の譲受人が証券化目的導管体であって、かつ、当該証券化目的導管体の出資持分を有する者が、当該出資持分について任意に質権を設定し又は譲渡する権利を有すること。

五 原資産の譲渡契約において次のイからハまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。

イ 原資産の平均的な信用力の向上を目的として、銀行が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

ロ 譲渡日以降に当該銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引受けを認める条項

ハ 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

六 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は、当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条件のすべてを満たすものであること。

イ クリーンアップ・コールの行使は、当該銀行の裁量にのみ依存すること。

ロ クリーンアップ・コールが、投資家に損失が移転することを妨げる目的又は当該

投資家の保有する証券化エクスポージャーに対して信用補完を提供する目的で組成されたものでないこと。

ハ クリーンアップ・コールの行使は、原資産又は未償還の証券化エクスポージャーの残高が当初の残高の十パーセント以下となった場合に限られること。

七 契約外の信用補完等を提供していないこと。

2 第六章第五節は、前項第六号、第七号又は次に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、第百十九条第一号中、「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百二十八条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と読み替えるものとする。

一 原資産に係る主要な信用リスクが第三者に移転されていること。

二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。

イ 信用事由が生じた場合でも保証、担保権又はプロテクションの支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又はこれに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

ロ 原資産を構成するエクスポージャーの平均的な信用力の向上を目的として、銀行が原資産を構成する資産を交換するよう義務づける条項

ハ 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の対価が上昇する条項

ニ 信用リスク削減手法に係る取引の実行日より後に銀行による最劣後部分や信用補完の追加的な引き受けを定めた条項

ホ 原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に応じて投資家、第三者である信用補完提供者その他の当該銀行以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

三 信用リスク削減手法に係る契約は、関連のある法律に照らして適法かつ有効に成立しており、当該契約の諸条項に従って強制執行可能なものであることにつき、弁護士等の意見書を取得していること。

3 クリーンアップ・コールの行使が信用補完を提供する効果を有する場合には、銀行が契約外の信用補完等を提供したものとみなす。

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット

第一款 標準的手法の取扱い

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット)

第二百五十六条 標準的手法においては、証券化エクスポージャーの額に、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、当該格付が長期格付の場合には第一号の表、短期格付の場合には第二号の表に記載のリスク・ウェイトを乗じて得た額を信

用リスク・アセットの額とする。

一 長期格付の場合

イ オリジネーターのとき

外部信用格付	AAA～ AA－	A+～ A－	BBB+ ～BBB－	BB+～ BB－	B+以下 及び 無格付
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	自己資本控除	

(注) 表中の格付は例示であり、例示と異なる表記の区分を用いることを排除するものではない

ロ イ以外のとき

外部信用格付	AAA～ AA－	A+～ A－	BBB+～ BBB－	BB+～ BB－	B+以下 及び 無格付
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	三百五十	自己資本 控除

(注) 表中の格付は例示であり、例示と異なる表記の区分を用いることを排除するものではない。

二 短期格付の場合

外部信用格付	A-1/P-1	A-2/P-2	A-3/P-3	その他及び 無格付
リスク・ウェイト (パーセント)	二十	五十	百	自己資本控除

(注) 表中の格付は例示であり、例示と異なる表記の区分を用いることを排除するものではない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該証券化エクスポートジャーは無格付とする。

- 一 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさない場合
 - 二 銀行が証券化取引における格付の利用に関する基準のいずれかを満たさない場合
 - 三 適格格付機関が当該証券化エクスポートジャーに付与する格付が証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、かつ、保証人又はプロテクション提供者が第二百二十八条で定める適格な保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合
- 3 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして銀行が保有するエクスポートジャーの信用リスクを適切に反映していること。
 - 二 当該格付は、証券化エクスポートジャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。

- 三 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
- 4 第二項第二号に掲げる「証券化における格付の利用に関する基準」とは次の各号に掲げるものをいう。
- 一 同種の証券化エクスポージャーに対しては、同一の適格格付機関から継続的に格付を取得すること。
 - 二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取得した格付を利用していないこと。
- 5 第四十九条の規定は、銀行が複数の適格格付機関の格付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 6 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。
- 一 当該証券化エクスポージャーが最優先部分である場合。ただし、最優先であるか否かを判断するに当たって、金利及び通貨スワップ等による効果は勘案することを要しない。
 - 二 銀行が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握している場合
- 7 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる要件をすべて満たす場合は、ABCP プログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、第一項各号に定めるリスク・ウェイトに代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。
- 一 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合
 - 二 当該証券化エクスポージャーの裏付資産が投資適格以上に相当すると認められること。
 - 三 当該銀行が、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引の最劣後部分を保有していないこと。
- 8 第一項の規定にかかわらず、適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとする。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

第二百五十七条 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるオフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額

とする。

- 一 適格格付機関による格付が付与された適格流動性補完 百パーセント
- 二 契約期間が一年以下である無格付の適格流動性補完 二十パーセント
- 三 契約期間が一年を超える無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 四 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 零パーセント
- 五 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの与信枠のうち未実行部分 零パーセント
- 六 前各号に定める以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー 百パーセント

2 銀行は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定している場合は、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い掛目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

（標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い）

第二百五十八条 銀行がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、当該銀行は、被保証債権又は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

2 第六章第五節は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第二百二十八条第二号中「関連会社を含む。」とあるのは、「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と、第百十九条第一項中「超えていないこと」とあるのは、「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーの残存期間は、残存期間の、最も長い証券化エクスポージャーのものとする。」読み替えるものとする。

（標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い）

第二百五十九条 銀行は、オリジネーターとして、早期償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管体に対して、ターム型（貸出期間及び与信額が定められているものをいう。以下同じ。）エクスポージャー及びリボルビング型エクスポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかった場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの額のいずれか大きい額を上限とする。

- 一 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により銀行が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合
 - 二 早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型の信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである銀行に遡及しない場合
 - 三 銀行が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合
 - 四 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である銀行の財務状態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合
- 2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次に掲げる表に記載の掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消可能である場合 (パーセント)		上記以外の 場合 (パーセント)
リテール向けエクスポージャーの場合	トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三ヶ月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目	掛目：九十
	百三十三・三三以上	零	
	百三十三・三三未満百以上	一	
	百未満七十五以上	二	
	七十五未満五十以上	十	
	五十未満二十五以上	二十	
	二十五未満	四十	
右記以外の場合	掛目：九十		掛目：九十

(注) トラッピング・ポイントとは、証券化目的導管体が契約上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。

- 3 第一項に掲げる「非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次に掲げる表に記載の掛目をいう。

	任意の時期に無条件で取消可能である場合 (パーセント)	上記以外の 場合 (パーセント)
--	--------------------------------	------------------------

リテール向けエクスポージャーの場合	トラッピング・ポイント（エクセス・スプレッドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。）に対する三ヶ月の平均エクセス・スプレッドの割合	掛目	掛目：百
	百三十三・三三以上	零	
	百三十三・三三未満百以上	五	
	百未満七十五以上	十五	
	七十五未満五十以上	五十	
	五十未満	百	
右記以外の場合	掛目：百		掛目：百

第二款 内部格付手法の取扱い

（内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー）

第二百六十条 内部格付手法採用行は証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の過半が標準的手法による所要自己資本の額の計算の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、銀行がオリジネーターであるときはこの節第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

（信用リスク・アセットの計算手法）

第二百六十一条 内部格付手法採用行は、第二百五十六条第四項に定める証券化における格付の適格性に関する基準を満たす格付又は第二百六十三条第二項に定める推定格付が証券化エクスポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により、それ以外の場合には、指定関数方式又は内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、内部評価方式は、ABCP プログラム（ABCP の満期が一年以内のものに限る。）に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にのみ適用することができる。

2 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーのうち、第一項に規定する各方式を適用することができないものは、自己資本控除とする。

（所要自己資本の上限）

第二百六十二条 内部格付手法採用行が一の証券化取引について保有する証券化エクスポ

ージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとする。

- 2 前項の場合において、資本勘定に含まれている期待将来収益に係る控除額及び第二百五十四条第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

(外部格付準拠方式)

第二百六十三条 内部格付手法採用行が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、次の各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 一 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

外部格付 (例示)	N が六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分(内部評価方式による場合を含む。)である場合 (パーセント)	N が六以上の場合 (パーセント)	N が六未満の場合 (パーセント)
AAA	七	十二	二十
AA	八	十五	二十五
A+	十	十八	三十五
A	十二	二十	
A－	二十	三十五	
BBB+	三十五	五十	
BBB	六十	七十五	
BBB－	百		
BB+	二百五十		
BB	四百二十五		
BB－	六百五十		
BB－未満 及び無格付	自己資本控除		

(注1) Nとは、第二百六十八条第一項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次項において同じ。

(注2) 最優先部分とは、裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有している場又は第一順位の権利を裏付けられている場合をいう。次項において同じ。

- 二 短期信用格付の場合リスク・ウェイトは、次の表に掲げるところによる。

外部格付 (例示)	Nが六以上であり、かつ、当該証券化エクスポージャーが最優先部分（内部評価方式による場合を含む。）である場合（パーセント）	Nが六以上の場合 (パーセント)	Nが6未満の場合 (パーセント)
A-1/ P-1	七	十二	二十
A-2/ P-2	十二	二十	三十五
A-3/ P-3	六十	七十五	七十五
他のすべての格付及び無格付	自己資本控除		

2 次に掲げる要件のすべてを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの（以下「参照証券化エクスポージャー」という。）に対して適格格付機関の付与する格付（以下この章において「推定格付」という。）を有するものとみなす。

一 参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえで、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものであること。

二 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。

三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百五十六条第三項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

3 内部格付手法採用行は、参照証券化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わなければならない。

（指定関数方式）

第二百六十四条 内部格付手法採用行が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、第一号の算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

一 信用リスク・アセット = 所要自己資本の額 × 12.5

二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又はロに掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。

イ $0.0056 \times T$

この式においては、(T) は、第二百六十七条の規定により算出したエクスポージャ

一の厚さを表すものとする。以下において同じ。

ロ $S[L+T]-S[L]$

この式においては、 (L) は、第二百六十六条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。以下において同じ。

2 前項に掲げる「指定関数 $(S[x])$ 」とは、以下に定める関数をいう。

$$S[L] = \begin{cases} L & (L \leq K_{IRB} \text{ のとき}) \\ K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + (d \cdot K_{IRB} / 20)(1 - e^{20(K_{IRB} - L) / K_{IRB}}) & (K_{IRB} < L \text{ のとき}) \end{cases}$$

$$h = (1 - K_{IRB} / \underline{LGD})^N$$

$$c = K_{IRB} / (1 - h)$$

$$v = \frac{(\underline{LGD} - K_{IRB}) K_{IRB} + 0.25 (1 - \underline{LGD}) K_{IRB}}{N}$$

$$f = \left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2 \right) + \frac{(1 - K_{IRB}) K_{IRB} - v}{1000 (1 - h)}$$

$$g = \frac{(1 - c)c}{f} - 1$$

$$a = g \cdot c$$

$$b = g \cdot (1 - c)$$

$$d = 1 - (1 - h) \cdot (1 - \text{Beta}[K_{IRB}; a, b])$$

$$K[L] = (1 - h) \cdot ((1 - \text{Beta}[L; a, b]) L + \text{Beta}[L; a + 1, b] c).$$

この式において、 $\text{Beta}[L; a, b]$ 、 K_{IRB} 、 N 、 $\underline{LGD}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$\text{Beta}[L; a, b]$ L で評価したパラメーター a 及び b をもつ累積ベータ分布

K_{IRB} 第二百六十五条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

N 第二百六十八条の規定により算出したエクスポージャーの実効的な個数

$\underline{LGD}$ 第二百六十九条又は第二百七十九条の規定により算出した裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均 $\underline{LGD}$

3 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除とする。

4 前項で自己資本控除とされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント（返金を要しないものに限る）がある場合には、自己資本控除の額は、それらの額を減額した額とすることができる。

（所要自己資本率 (K_{IRB}) ）

第二百六十五条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K_{IRB}) 」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

2 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に係る証券化目的導管体の全資

産を裏付資産として扱う。

- 3 所要自己資本率の算出に当たっては、当該裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。
- 4 所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産の総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。
（信用補完レベル（L））

第二百六十六条 第二百六十四条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル（L）」とは、裏付資産の総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

- 2 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果は勘案してはならない。
- 3 信用補完レベルを計算するに当たって、資本勘定に含まれている期待将来収益及び信用補完機能を持つ I/O ストリップスを計算に含めてはならない。
- 4 所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する金利及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。
- 5 信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本比率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

（エクスポージャーの厚さ（T））

第二百六十七条 第二百六十四条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ（T）」とは、裏付資産の総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

- 2 エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第七十九条の規定を準用する。

（エクスポージャーの実効的な個数（N））

第二百六十八条 第二百六十四条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数（N）」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$N = \frac{(\sum_i EAD_i)^2}{\sum_i EAD_i^2}$$

EAD_i は、裏付資産に含まれる第 i 番目のエクスポージャー（同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。）の EAD

- 2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについて第一項の

計算を行う場合は、当該裏付資産である証券化エクスポージャーの EAD を用いる。

- 3 裏付資産のうち最も EAD の大きいエクスポージャーの EAD が当該裏付資産総額に占める割合 (C_1) が明らかな場合は、第一項の算式に代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数 (N) を算出することができる。

$$N = \frac{1}{C_1}$$

(裏付資産の加重平均 LGD (LGD))

第二百六十九条 第二百六十四条第二項に掲げる、「裏付資産の加重平均 LGD (LGD)」とは、以下に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_i LGD_i \cdot EAD_i}{\sum_i EAD_i}$$

LGD_i は、第 i 番目のエクスポージャー (同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。) の LGD。

- 2 証券化エクスポージャーを裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、前項の規定にかかわらず、LGD を百パーセントとする。

(N 及び LGD の計算における簡便法)

第二百七十条 第二百六十四条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、 h 及び v を零とすることができる。

- 2 第二百六十八条第四項に規定する (C_1) が 0.03 以下の場合は、前条第一項の規定にかかわらず、LGD は 0.50 とし、エクスポージャーの実効的な個数 (N) は、第二百六十八条第一項の規定にかかわらず、次の計算式で求められる値とすることができる。ただし、 C_m が明らかでない場合は、 N を $\frac{1}{C_1}$ とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1} \right) \max\{1 - m C_1, 0\} \right)^{-1}$$

C_m は、裏付資産に含まれる資産のうち、最も EAD の大きなものから順に m 個のエクスポージャーの EAD の総額が当該裏付資産総額に占める割合。

(内部評価方式)

第二百七十一条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百六十三条第一項各号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、金融庁長官が内部評価方式の適用が不適切であると判断し

た場合は、内部格付手法採用行は、既存又は新規の ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーについて指定関数方式又は第二百七十三条第三項により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

（内部評価方式の運用要件）

第二百七十二条 内部格付手法採用行は、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければならない。

- 一 ABCP に対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
- 二 ABCP プログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該 ABCP プログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
- 三 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の銀行の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、第七章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
- 四 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。
- 五 内部評価のプロセス（信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。）が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とする ABCP プログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とする ABCP の格付を行っているものに限る。
- 六 ABCP に対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
- 七 ABCP に格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法（ストレス・ファクターを含む。）を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- 八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCP の格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又特殊な取引については、当該取引に基づく ABCP に内部評価手法を用いることにつき金融庁長官の承認を得た場合は、この限りではない。
- 九 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は行内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行なうこと。
- 十 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及び ABCP を担当する営業部門から独立していること。

十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価が恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。

十二 ABCP プログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。

十四 次に掲げる事項その他購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。

イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止

ロ 個別債務者又は地域的な与信集中制限

ハ 購入可能な債権の満期に関する上限

十五 ABCP プログラムにおいて購入を検討している資産のプールの損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければならない。

十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策が ABCP プログラムに組み込まれていること。

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百七十三条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

2 市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完について指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について二十パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

3 第二百六十四条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除とする。ただし、次に掲げるオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に次に掲げる掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 契約期間が一年以内である適格流動性補完 五十パーセント

二 契約期間が一年を超える適格流動性補完 百パーセント

三 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 二十パーセン

ト

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百七十四条 第二百五十七条第二項の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセントとする。

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百七十五条 第二百五十七条第一項第五号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百七十六条 第五章第三款及び第百六十一条の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と読み替えるものとする。

2 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用する。

- 一 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 二 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百七十七条 第二百五十九条の規定は、内部格付手法により早期償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する場合に準用する。この場合において、投資家の保有に係る証券化エクスポージャーの額とは、証券化エクスポージャーを対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分の信用供与額の EAD の額の合計額をいう。

2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分の EAD は、証券化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。

3 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセットの額は、投資家の保有に係る証券化エクスポージャーの額に第二百五十九条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

(購入債権の購入ディスカウント部分の取扱い)

第二百七十八条 購入債権を原資産とする証券化エクスポージャーの所要自己資本の額の計算においては、購入債権のディスカウントのうち、契約上ディスカウントした額から当該購入債権に係る信用リスク及び希薄化リスクから生じた損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還するよう定められた部分は、

証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。

（購入債権のファースト・ロス部分に付された信用リスク削減手法の取扱い）

第二百七十九条 証券化取引の原資産に購入債権が含まれる場合で、信用リスク又は希薄化リスクから生じる購入債権のファースト・ロス部分に担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されているときは、当該信用リスク削減手法が付された部分は、当該証券化取引における最劣後部分として取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法が信用リスク及び希薄化リスクのファースト・ロスを引き受けている場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百六十九条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均 LGD（LGD）は次の算式により算出する値をいうものとする。

第九章 マーケット・リスク

第一節 算出方式の選択

（マーケット・リスク相当額の算出）

第二百八十条 銀行は、マーケット・リスク相当額の算出に当たっては、第二節に定める内部モデル方式又は第三節に定める標準的方式を用いるものとする。ただし、内部モデル方式を用いる場合には、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、これを継続して使用しなければならない。

2 銀行は、業務の別及び拠点の別に、又は、個別リスク及び一般市場リスクの別に、内部モデル方式及び標準的方式の適用対象を定め、算出結果の合計を当該銀行のマーケット・リスク相当額の総額とすることができる。ただし、個別リスクの算出に内部モデル方式を用いる場合には一般市場リスクについても当該方式を用いることを要する。

第二節 内部モデル方式

（内部モデル方式の承認）

第二百八十一条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、内部モデル方式を用いることができる。

（承認申請書の提出）

第二百八十二条 内部モデル方式の採用について前条の承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 リスク計測モデル（銀行が内部モデル方式においてマーケット・リスク相当額を算出するための方法をいう。以下同じ。）の構築及び利用その他の内部モデル方式の運用が承認基準に適合していることを示す書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

(一般市場リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百八十三条 金融庁長官は、一般市場リスクの算出について第二百八十一条の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 定性的基準

イ マーケット・リスクの管理過程の設計及び運営に責任を負う部署（以下「マーケット・リスク管理部署」という。）を、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置していること。

ロ マーケット・リスク管理部署は、適切なバック・テスト（第二百八十五条に定める要領で行う実際の損益とリスク計測モデルから算出される損益の比較の結果に基づき、リスク計測モデルの正確性の検定を行うことをいう。以下同じ。）及びストレステスト（リスク計測モデルについて、仮定する将来の価格変動を上回る価格変動が生じた場合に発生する損益に関する分析を行うことをいう。）を定期的に実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

ハ 銀行の取締役がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

ニ リスク計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

ホ リスク計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

ヘ マーケット・リスクの計測過程について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

二 定量的基準

イ バリュエーション・リスクを算出する場合には、片側九十九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間（バリュエーション・リスクを算出する際に、ポジションを保有すると仮定する期間をいう。以下同じ。）は十営業日以上とすること。ただし、十営業日より短い保有期間によって算出したバリュエーション・リスクを次の算式により換算した数値を、保有期間を十営業日として算出した数値とみなすことができる。

$$\text{VAR}(t) \times \sqrt{\frac{10}{t}}$$

(VAR(t)：保有期間をt営業日として算出したバリュエーション・リスク、 $t < 10$)

ロ ヒストリカル・データの観測期間は一年以上とし、三月に一回以上更新しなければならない。また、ヒストリカル・データをその各数値に掛目を乗じて使用する場合においては、各数値を計測した日から算出基準日までの期間の長さにその掛目を乗じて得たものの平均は六月以上とする。

ハ マーケット・リスク・ファクターについては、金利、株式、外国為替及びコモディティに関するものを設定すること。そのうち、金利については、六以上のマーケット・リスク・ファクターを設定すること。

ニ オプション取引のリスクについては、各リスク・カテゴリー内で計測すること。

ホ 金利、株式、外国為替及びコモディティの各リスク・カテゴリー間において、ヒストリカル・データから計測される相関関係に基づいてポジション同士を相殺する場合には、これを合理的に説明した事項を記載した書類を作成し、保存すること。

ヘ 当該銀行について、第二条第三項及び第十三条第二項の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

(内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額)

第二百八十四条 内部モデル方式を用いて算出するマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。

一 算出基準日のバリュエーション・アット・リスク

二 算出基準日を含む直近六十営業日のバリュエーション・アット・リスクの平均に次条に定める乗数を乗じて得た額

(乗数)

第二百八十五条 内部モデルを用いる部分について、算出基準日を含む直近二百五十営業日の日ごとの損益（実際に発生した損益又はポートフォリオを固定した場合において発生したと想定される損益をいう。）を算出し、その日ごとの損失の額が保有期間を一日としてリスク計測モデルを使用して算出した日ごとのバリュエーション・アット・リスクを上回る回数（以下「超過回数」という。）を計測し、次の表の上欄に掲げる超過回数に応じ、同表の下欄に定める値を乗数とする。

超過回数	乗 数
零	三・〇〇
一	三・〇〇
二	三・〇〇
三	三・〇〇
四	三・〇〇
五	三・四〇
六	三・五〇
七	三・六五
八	三・七五
九	三・八五
十以上	四・〇〇

2 前項の規定にかかわらず、超過回数が五回以上十回未満であって超過が市場の特殊要因等に起因すると認められる場合には、当該超過回数以下の超過回数に係る乗数とすることができる。

3 内部モデル方式を用いている銀行は、超過回数が五回以上となったときは、その都度、直ちに、その旨を記載した届出書に超過回数が五回以上となった原因を分析した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(個別リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準)

第二百八十六条 金融庁長官は、一般市場リスクに加えて個別リスクについても内部モデル方式の採用に関する承認をしようとするときは、銀行が使用するリスク計測モデルが

第二百八十三条第一号の定性的基準及び同条第二号の定量的基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。

一 ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二 リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三 市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四 イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険をいう。）及びデフォルト・リスク（個別リスクのうち、倒産を含む信用度の大幅な低下が生じた場合に発生し得る危険をいう。）を正確に把握していること。

五 バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

- 2 個別リスクを算出するリスク計測モデルが、前項第四号に定める要件を満たさない場合において、前項第一号から第三号まで及び第五号の要件を満たすときは、前項の規定にかかわらず、内部モデル方式を用いて算出した個別リスクに係る算出基準日のバリュエーション・アット・リスクを、一般市場リスクも含めた全体のマーケット・リスク相当額に追加することを条件に、内部モデル方式による個別リスクの算出を承認することができる。（変更に係る届出）

第二百八十七条 内部モデル方式の承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書に変更があった場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 第二百八十三条及び前条に規定する承認基準を満たさない事由が生じた場合

- 2 前項第三号に基づく届出を行う場合には、銀行は、当該銀行が承認基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて又はその後速やかに提出しなければならない。

（承認の取消し）

第二百八十八条 金融庁長官は、次の各号に該当する場合、当該銀行について第二百八十一条の承認を取り消すことができる。

一 第二百八十五条第一項に規定する超過回数が十回以上であって、内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出することが不適当と認められる場合

二 銀行が第二百八十五条第三項に定める届出を怠った場合、前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、内部モデル方式を継続して用いさせることが不適当と判断したとき。

第三節 標準的方式

第一款 標準的方式によるマーケット・リスク相当額

（標準的方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百八十九条 標準的方式によるマーケット・リスク相当額は、第一号及び第二号の各

リスク・カテゴリーについて算出する個別リスク及び一般市場リスクの額、第三号及び第四号の各リスク・カテゴリーについて算出する額並びに第五号のオプション取引に係る額の合計額とする。

- 一 金利リスク・カテゴリー
- 二 株式リスク・カテゴリー
- 三 外国為替リスク・カテゴリー
- 四 コモディティ・リスク・カテゴリー
- 五 オプション取引

第二款 金利リスク・カテゴリー

(金利リスク・カテゴリー)

第二百九十条 前条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、債券、譲渡性預金、転換権のない優先株その他金融商品並びにこれらの派生商品及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「債券等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。この場合において、異なる通貨間でポジションを相殺してはならない。なお、派生商品については、関連する原資産のポジションに変換の上、次条及び第二百九十二条に定める要領に留意して、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

(クレジット・デリバティブ以外の派生商品のポジションの相殺)

第二百九十一条 クレジット・デリバティブ以外の派生商品のポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

- 一 発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一商品の両側のポジションについては、現物のポジション又は想定上のポジションのいずれの場合であっても、標準的方式によるリスク算出対象から、個別リスク及び一般市場リスクの双方について除外することができる。
- 二 先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合は、これらを相殺することができる。また、先物取引又は先渡取引に対して二以上の引渡し可能な商品がある場合において、引渡しを行う銀行にとって最も有利な原資産が特定されており、かつ、当該先物取引又は先渡取引の価格と原資産価格との間に強い相関関係が認められるときは、当該先物取引又は先渡取引のポジションと原資産のポジションを相殺することができる。
- 三 債券等の派生商品のロング・ポジション又はショート・ポジションは、同一の原資産に関連するものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次のイからハまでの取引の区分に応じそれぞれに掲げる条件を満たせば、相殺することができる。なお、異なるスワップ取引の片側のポジション同士も、同様の条件を満たせば相殺することができる。
 - イ 先物取引 満期の差が七日以内であること。
 - ロ スワップ及びFRA 変動金利のポジションについて、指標となるレートが同一

のものであり、かつ、表面利率の差が十五ベシス・ポイント以内であること。

ハ スワップ、FRA及び先渡取引 対象となる取引の残存期間等の差が次の(1)から(3)までに定める限度内であること。

(1) 双方又は一方の残存期間等が一月未満の場合は同日

(2) 双方又は一方の残存期間等が一月以上一年以下の場合((1)に規定する場合を除く。)は七日以内

(3) 残存期間等がともに一年超の場合は三十日以内

(クレジット・デリバティブのポジションの相殺)

第二百九十二条 クレジット・デリバティブのポジションの相殺の要領は次の各号に定めるところによる。

一 銀行は、次のイ又はロに定める場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるときは、双方のポジションの個別リスクを完全に相殺するものとして扱うことができる。

イ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の商品である場合

ロ 現物のロング・ポジションをトータル・リターン・スワップでヘッジする場合又はその逆の場合であって、参照債務及びヘッジ対象ポジションの資産が完全に同一である場合

二 銀行は、次のイからハまでのすべてを満たす場合のほか、ロング・ポジション及びショート・ポジションの価値のうち一方が増加するときに他方が常に減少する場合であって、その増加額と減少額がおおむね同じ程度であるとは認められないときは、個別リスクの高い方のポジションについて八十パーセントの相殺を行うとともに、他方のポジションを自己資本賦課の対象外とすることができる。ただし、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債に支払額を固定する条項や第三百十条に定める場合等の制限的な支払条項が存在する場合には、その影響を相殺割合について考慮しなければならない。

イ 現物のロング・ポジションをクレジット・デフォルト・スワップまたはクレジット・リンク債でヘッジした場合又はその逆の場合であること。

ロ ヘッジ対象ポジションの資産が、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に含まれていること。

ハ ヘッジ対象ポジションの資産と、クレジット・デフォルト・スワップまたはクレジット・リンク債のマチュリティが同一であること。

ニ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の決済のための参照債務及び信用事由判断のための参照債務に、ヘッジ対象ポジションと同一通貨建ての債務を含んでいること。

ホ クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の信用事由や決済方

法等の主要な契約条件に基づき、クレジット・デフォルト・スワップ又はクレジット・リンク債の価格変動がヘッジ対象ポジションの価格変動と大きく乖離していないこと。

三 ロング・ポジション及びショート・ポジション価値が通常反対の方向に動くときには、自己資本賦課の高いポジションのみを自己資本賦課の対象とすることができる。

イ ポジションが第一号ロの条件を満たしているが、ヘッジ対象ポジションが参照債務に含まれていない場合。ただし、当該ポジションと参照債務が第二百五条第五号の要件を満たしていなければならない。

ロ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はプロテクションとヘッジ対象ポジションのマチュリティが同一でないことを除き、同一の商品である場合

ハ ロング・ポジション及びショート・ポジションが同一の通貨建てでないこと又はプロテクションとヘッジ対象ポジションのマチュリティが同一でないことを除き、第二号イからホまでに定めるすべての条件を満たしている場合

ニ ヘッジ対象資産とクレジット・デフォルト・スワップの信用事由判断のための参照債務が同一ではないが、ヘッジ対象資産が決済のための参照債務に含まれている場合

四 前三号に該当しない場合には、ロング・ポジション及びショート・ポジションの双方に対して個別リスクに係る資本賦課を行う。

五 銀行がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ、セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ又は特定順位参照型クレジット・デリバティブを保有する場合には、第四百二十二条から第四百四十四条までの規定を準用する。この場合において、「信用リスク削減」とあるのは「ヘッジ」と、「エクスポージャー」とあるのは「ポジション」と、「信用リスク・アセット」とあるのは「個別リスク」と、「与信相当額」とあるのは「ポジションの額」と、「千二百五十パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、二千五百パーセントとする。）」とあるのは「百パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、二百パーセントとする。）」と読み替えるものとする。

（金利リスク・カテゴリーの個別リスク）

第二百九十三条 第二百八十九条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、債券等の銘柄ごとのネット・ポジションの額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に定めるリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額とする。ただし、政府債が当該国の通貨建てであって、銀行が当該国の通貨建てで資金調達している場合にはリスク・ウェイトを〇・〇〇パーセントとすることができる。

債券等の種類	リスク・ウェイト (パーセント)
政府債(適格格付機関により付与された格付に対応)	〇・〇〇

する信用リスク区分が1－1であるもの)	
同 (適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が六月以内のもの)	〇・二五
同 (適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が六月超二十四月以内のもの)	一・〇〇
同 (適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が1－2又は1－3であるもののうち、残存期間等が二十四月超のもの)	一・六〇
優良債(残存期間等が六月以内のもの)	〇・二五
同 (残存期間等が六月超二十四月以内のもの)	一・〇〇
同 (残存期間等が二十四月超のもの)	一・六〇
その他	八・〇〇

(注1) 「政府債」とは、中央政府又は我が国の地方公共団体の発行する債券及びそれらの保証する債券をいう。

(注2) 「優良債」とは、公共部門又は国際開発銀行の発行した債券等、金融機関及び証券会社の発行した債券等のうち第六十四条又は第六十五条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウェイトとすることが認められているもの並びに次の1.又は2.に掲げる基準を満たす債券等をいう。

1. 二以上の適格格付機関により、投資適格の格付が付与されていること。

2. 一の適格格付機関により投資適格の格付が付与された債券等であって、他の適格格付機関により投資不適格の格付が付与されていないこと。

(金利リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百九十四条 第二百八十九条第一号に掲げる金利リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、次条に定めるマチュリティ法又は第二百九十六条に定めるデュレーション法を用いて通貨ごとに算出した次の第一号から第三号までに掲げるものの合計額とする。ただし、デュレーション法を用いる銀行は、価格感応度の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するとともに当該計測方法を継続して使用しなければならない。

一 債券等の全体のネット・ポジションの額

二 マチュリティ法を用いる場合は次のイの表、デュレーション法を用いる場合は次のロの表に掲げる各期間帯内で対当しているポジション間のバーティカル・ディスアローアンスの額

イ マチュリティ法の期間帯等

期 間 帯 (残存期間等)		リスク・ウェイト (パーセント)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)
表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満		
一月以下	一月以下	〇・〇〇	一・〇〇
一月超 三月以下	一月超 三月以下	〇・二〇	一・〇〇

三月超 六月以下	三月超 六月以下	〇・四〇	一・〇〇
六月超 十二月以下	六月超 十二月以下	〇・七〇	一・〇〇
一年超 二年以下	一・〇年超 一・九年以下	一・二五	〇・九〇
二年超 三年以下	一・九年超 二・八年以下	一・七五	〇・八〇
三年超 四年以下	二・八年超 三・六年以下	二・二五	〇・七五
四年超 五年以下	三・六年超 四・三年以下	二・七五	〇・七五
五年超 七年以下	四・三年超 五・七年以下	三・二五	〇・七〇
七年超 十年以下	五・七年超 七・三年以下	三・七五	〇・六五
十年超 十五年以下	七・三年超 九・三年以下	四・五〇	〇・六〇
十五年超 二十年以下	九・三年超 十・六年以下	五・二五	〇・六〇
二十年超	十・六年超 十二年以下	六・〇〇	〇・六〇
	十二年超 二十年以下	八・〇〇	〇・六〇
	二十年超	十二・五〇	〇・六〇

(注) ゼロ・クーポン債は表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。

ロ デュレーション法の期間帯等

期 間 帯 (残存期間等)	想定金利変動幅 (パーセント・ポイント)
一月以下	一・〇〇
一月超 三月以下	一・〇〇
三月超 六月以下	一・〇〇
六月超 十二月以下	一・〇〇
一年超 一・九年以下	〇・九〇
一・九年超 二・八年以下	〇・八〇
二・八年超 三・六年以下	〇・七五
三・六年超 四・三年以下	〇・七五
四・三年超 五・七年以下	〇・七〇
五・七年超 七・三年以下	〇・六五
七・三年超 九・三年以下	〇・六〇
九・三年超 十・六年以下	〇・六〇
十・六年超 十二年以下	〇・六〇
十二年超 二十年以下	〇・六〇
二十年超	〇・六〇

三 次の表に掲げる期間帯の間で対当しているポジション間のホリゾンタル・ディスアローアンスの額

ゾーン	期 間 帯 (残存期間等)	同一	隣接	ゾーン
-----	---------------	----	----	-----

ン	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	ゾーン内 (パーセント)	ゾーン間 (パーセント)	一・三間 (パーセント)
ゾーン一	一月以下	一月以下	四十	四十	百
	一月超 三月以下	一月超 三月以下			
	三月超 六月以下	三月超 六月以下			
	六月超 十二月以下	六月超 十二月以下			
ゾーン二	一月超 二年以下	十二年超 一・九年以下	三十		
	二年超 三年以下	一・九年超 二・八年以下			
	三年超 四年以下	二・八年超 三・六年以下			
ゾーン三	四年超 五年以下	三・六年超 四・三年以下	三十		
	五年超 七年以下	四・三年超 五・七年以下			
	七年超 十年以下	五・七年超 七・三年以下			
	十年超 十五年以下	七・三年超 九・三年以下			
	十五年超 二十年以下	九・三年超 十・六年以下			
	二十年超	十・六年超 十二年以下			
		十二年超 二十年以下			
	二十年超				

(注) デュレーション法に基づきホリゾンタル・ディスアローアンスの額を算出する場合においては、期間帯は表面利率三パーセント未満の欄を用いることとする。

(マチュリティ法)

第二百九十五条 マチュリティ法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前条第二号イの表に掲げる十三又は十五の期間帯から成るマチュリティ・ラダーを通貨ごとに作成し、債券等のロング・ポジション又はショート・ポジションを、マチュリティ・ラダーに投入する。
- 二 各期間帯内のロング・ポジション又はショート・ポジションに前条第二号イの表に定めるリスク・ウェイトを乗じて得たもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に十パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。
- 三 前号で算出された各期間帯内のネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところにより同表の各ゾーン内において相殺し、ゾーンごとのネット・ポジションを算出する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とする。
- 四 前号で算出された各ゾーンごとのネット・ポジションを前条第三号の表に定めるところによりゾーン間で相殺する。この場合において、相殺の対象となる部分に同表に定める割合を乗じて得た額をホリゾンタル・ディスアローアンスの額とし、以上の相殺を通じて残った部分を債券等の全体のネット・ポジションの額とする。
- 五 取扱いの規模が小さい通貨については、まとめて一のマチュリティ・ラダーを用いることができる。ただし、異なる通貨間又は異なる期間帯間で相殺してはならない。

(デュレーション法)

第二百九十六条 デュレーション法による算出方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前条第二号口の表に掲げる十五の期間帯から成るデュレーション・ラダーを通貨ごとに作成し、各対象取引の残存期間等に対応する期間帯ごとに定められた同表の右欄に定める想定金利変動幅に対する各債券等の価格感応度を計測し、これに各債券等のポジションを乗じて得たものを、デュレーション・ラダーに投入する。
- 二 前号で投入されたもの同士を相殺し、各期間帯内のネット・ポジションを算出する。
この場合において、相殺の対象となる部分に五パーセントを乗じて得た額をバーティカル・ディスアローアンスの額とする。
- 三 前条第三号から第五号までに定める方法に準じて、水平・ディスアローアンスの額及び債券等の全体のネット・ポジションの額を算出する。

第三款 株式リスク・カテゴリー

(株式リスク・カテゴリー)

第二百九十七条 第二百八十九条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、株式（転換権のない優先株を除く。）、株式と同様の価格変動性を示す転換証券及び株式売買に係るコミットメント並びにこれらの派生商品及びこれらのオフ・バランスのポジション（以下「株式等」という。）に係る個別リスクの額及び一般市場リスクの額の合計額とする。ただし、派生商品については、関連する原資産のポジションに変換の上、個別リスクの額及び一般市場リスクの額を算出するものとする。

(株式リスク・カテゴリーの個別リスク)

第二百九十八条 第二百八十九条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの個別リスクの額は、株式等のすべてのロング・ポジションの額及びすべてのショート・ポジションの額の合計額に、八パーセント（ポートフォリオの流動性が高く、かつ、分散されている場合は四パーセント）を乗じて得た額とする。この場合において、同一銘柄又は同一の株価指数のポジション同士は相殺することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、分散度の高い株式等ポートフォリオから成る指数取引を行う場合においては、そのネット・ポジションの額に二パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 同一の株価指数の先物取引について、異なる日付又は異なる取引所（証券取引法第二条第十六項に規定する証券取引所、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第一項に規定する商品取引所及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項に規定する金融先物取引所並びに海外におけるこれらと類似のものをいう。以下同じ。）で裁定取引を行っている場合においては、一方の取引についてのみ個別リスクの額を算出し、他方の取引については個別リスクの額を算出しないことができる。

(株式リスク・カテゴリーの一般市場リスク)

第二百九十九条 第二百八十九条第二号に掲げる株式リスク・カテゴリーの一般市場リスクの額は、各取引所について銀行が保有するすべてのロング・ポジションの額とすべてのショート・ポジションの額の差の絶対値に八パーセントを乗じて得た額の合計額とす

る。

第四款 外国為替リスク・カテゴリー

(外国為替リスク・カテゴリー)

第三百条 第二百八十九条第三号に掲げる外国為替リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、金及び外国為替のポジション（財務諸表上、取得価額で表示されている外貨建の長期にわたる出資等に係るポジションを除く。）を対象とし、次条に定める方法により算出する全体のネット・ポジションの額に八パーセントを乗じて得た額とする。

(外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法)

第三百一条 外国為替リスク・カテゴリーの全体のネット・ポジションの額の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

一 通貨ごとに、次のイからホまでの項目を合計する。ただし、金のポジションについては、標準的な測定単位（オンス）で表示し、円に換算してネット・ポジションの額を算出するものとする。また、連結子会社及び支店については、内部管理上保有することができる外国為替持高の限度額をネット・ポジションの額とみなすことができる。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる。

イ ネット直物ポジションの額（未収利息及び未払利息を含む通貨ごとの資産と負債の差額をいう。）

ロ ネット先物ポジションの額（通貨スワップの元本のうち直物ポジションに含まれないものを含む先物為替取引の将来受取額と将来支払額の差額をいう。）

ハ 実行を求められることが確実な保証（これと類似の取引を含む。）であって、求償しても回収の見込みがないものの額

ニ ロに該当するもの以外の将来発生する受取額又は支払額であって、既に完全にヘッジが行われているものの額

ホ その他為替損益の額

二 前号で算出した通貨ごとのネット・ポジションの額をロング・ポジションとショート・ポジションの別に分けてそれぞれについて合計する。

三 次のイ及びロを合計し、全体のネット・ポジションの額を算出する。

イ 前号で得られたすべての通貨のロング・ポジションの額の合計額又はショート・ポジションの額の合計額のいずれか大きい額

ロ 金のネット・ポジションの額

第五款 コモディティ・リスク・カテゴリー

(コモディティ・リスク・カテゴリー)

第三百二条 第二百八十九条第四号に掲げるコモディティ・リスク・カテゴリーのマーケット・リスク相当額は、コモディティ（金を除く。）及びその派生商品及びそのオフ・バランスのポジション（以下「コモディティ等」という。）を対象とし、各コモディティ等のネット・ポジションの額に十五パーセントを乗じて得た額及び当該コモディティ等の

ロング・ポジションの額とショート・ポジションの額の合計額に三パーセントを乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項のマーケット・リスク相当額の算出する際には、標準的な測定単位（バレル、キログラム、グラム等）で表示された、各コモディティ等のネット・ポジションを円に換算するものとする。この場合において、ポジション間で相殺するためには、同一のコモディティ等の間又は相互に決済するために引渡し可能なコモディティ等の間において、直近の一年間又はそれ以上の期間の価格変動間の相関係数が〇・九以上でなくてはならない。

第六款 オプション取引

（オプション取引）

第三百三条 第二百八十九条第五号に掲げるオプション取引とその関連の原資産のポジション（以下「オプション取引等」という。）に係るマーケット・リスク相当額は、これらを一体として次条の簡便法、第三百五条のデルタ・プラス法又は第三百十条のシナリオ法のいずれかを用いて算出する。

- 2 簡便法は、オプション取引のうちオプションの取得のみを行う銀行に限り用いることができる。
- 3 デルタ・プラス法を用いる銀行は、デルタ・プラス法のデルタ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションの価格の変化の割合を表す数値をいう。第三百五条において同じ。）、ガンマ（原資産価格の微小な変化に対する当該オプションのデルタの変化の割合を表す数値をいう。第三百五条において同じ。）及びベガ（原資産価格のボラティリティ（オプション取引における原資産価格の予測変動率をいう。第三百五条及び第三百十条において同じ。）の微小な変化に対する当該オプションのポジションの市場価値の変化額をいう。第三百五条において同じ。）の計測方法に関する事項を記載した書類を作成し、保存するものとする。
- 4 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、シナリオ法を用いることができる。ただし、当該銀行は、金融庁長官による承認の取消しがなされた場合を除き、シナリオ法を継続して使用しなければならない。

（簡便法）

第三百四条 簡便法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれに定めるところにより算出したマーケット・リスク相当額の合計額とする。

- 一 現物のロング・ポジションとプット・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合又は現物のショート・ポジションとコール・オプションのロング・ポジションを組み合わせた場合 原資産の市場価値（キャップ、フロア、スワップションその他の原資産の市場価値がゼロとなりうる商品については、名目価値を用いる。）に、原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額をマーケット・リスク相当額とする。この場合において、イン・

ザ・マネーのオプションの市場価値（残存期間等が6月超のオプション取引については、ストライク・プライスを先物価格と比較する。これができない場合は、イン・ザ・マネーの市場価値はゼロとする。なお、特定取引勘定及び特定取引等に含まれない外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産を評価する場合においては、簿価を用いることができる。）を当該乗じて得た額を上回らない範囲で控除することができる。

二 コール・オプションのロング・ポジションのみの場合又はプット・オプションのロング・ポジションのみの場合 原資産の市場価値に原資産に係る個別リスクのリスク・ウェイト及び一般市場リスクのリスク・ウェイトの合計を乗じて得た額又はオプションの市場価値のうちいずれか小さい額をマーケット・リスク相当額とする。

（デルタ・プラス法）

第三百五条 デルタ・プラス法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第二号に定めるガンマ・リスク及び第三号に定めるベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額の合計額とし、デルタについては、第一号に定めるところによるものとする。

一 デルタの取扱いについては、各オプション取引の原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、第二款から第五款までの各リスク・カテゴリーにおいて、想定上のポジションとみなし、他の取引と同様にマーケット・リスク相当額を算出するものとする。

二 ガンマ・リスクについては、各オプション取引について、次の算式によりガンマ・インパクトを算出する。

$$\text{ガンマ・インパクト} = 1/2 \times \text{ガンマ} \times VU^2$$

（VU：次の表の上欄に掲げる原資産の区分に応じ、同表の下欄に定める算出方法により算出した値とする。）

原資産の区分	V U の 算 出 方 法
債券等	原資産の市場価値×第二百九十四条第二号イの表に定めるリスク・ウェイト
金利	第二百九十四条第二号イの表の想定金利変動幅に相当する金利変動による原資産の市場価値の変化額
株式等	原資産の市場価値×八パーセント
外国為替及び金	原資産の市場価値×八パーセント
コモディティ等	原資産の市場価値×十五パーセント

イ 右記の算式により算出したガンマ・インパクトを原資産が同一であるオプション取引ごとに合計したもののうち負であるものの絶対値の合計額を、ガンマ・リスクに係るマーケット・リスク相当額とする。

ロ ガンマ・リスク及び次号のベガ・リスクを算出する場合並びに第三百十条のシナリオ法を用いる場合においては、次の(1)から(3)までに掲げるオプション取引等に係るポジションのうち、それぞれに定める条件を満たすものは、原資産が同一である

とみなすことができる。

(1) 債券等及び金利 残存期間等に対応する第二百九十四条第二号イの表（デュレーション法を用いる場合は、第二百九十四条第二号ロの表）の期間帯が同一であり、かつ、通貨が同一であること。

(2) 株式等 取引所が同一であること。

(3) 外国為替 通貨の組合せが同一であること。

三 ベガ・リスクについては、各オプション取引について、ベガを算出し、原資産が同一であるオプション取引ごとに合計する。ベガ・リスクに係るマーケット・リスク相当額は、原資産価格のボラティリティが算出基準日の水準に対し上下に二十五パーセント変動した場合における当該合計額の想定変動額を合計して得た額とする。

（シナリオ法に関する承認申請書の提出）

第三百六条 シナリオ法の使用について承認を受けようとする銀行は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 シナリオ法の運用に関する書類

（シナリオ法の承認の基準）

第三百七条 金融庁長官は、シナリオ法の適用に関する承認をしようとするときは、当該銀行の業務内容に照らし必要な範囲で次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 マーケット・リスクの管理過程の設計及び運営に責任を負う部署を、マーケット・リスク相当額を算出する対象となる取引に関わる部署から独立して設置していること。

二 マーケット・リスク管理部署は、シナリオ法の運用の適切性に関する検証を定期的の実施し、それらの実施手続を記載した書類を作成していること。

三 銀行の役員等がマーケット・リスクの管理手続に積極的に関与していること。

四 シナリオ法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

五 シナリオ法の運用に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類を作成し、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

六 シナリオ法の運用について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査を行うこと。

（変更に係る届出）

第三百八条 シナリオ法の承認を受けた銀行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書又はその添付書類の記載事項に変更があった場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条に規定する承認基準を満たさない事由が生じた場合

2 前項第三号に規定する場合において、銀行は、当該銀行が承認基準を満たさない事項に関する改善計画を当該届出とあわせて又はその後速やかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百九条 金融庁長官は、銀行が前条第一項第二号の届出を怠った場合又は同項第三号に該当する場合において、当該銀行がシナリオ法を継続して使用することが不適当と判断したときは、当該銀行について第三百三条第四項の承認を取り消すことができる。

(シナリオ法の算出要領)

第三百十条 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第一号から第四号までに定めるところにより算出された額とする。

一 原資産が同一であるオプション取引等ごとに、想定上の原資産価格及びその想定上のボラティリティを次のイ及びロに定めるところにより設定する。

イ 想定上の原資産価格は、算出基準日の水準から、次の(1)及び(2)に掲げる原資産の区分に応じそれぞれに定める範囲内で、七以上の数値を等間隔に設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

(1) 債券等及び金利 第二百九十四条第二号イの表に掲げる期間帯に応じた想定金利変動幅（金利の期間帯については、六以上の期間帯群（期間帯をまとめたものをいう。以下同じ。）にまとめることができるが、四以上の期間帯を一の期間帯群にまとめてはならない。この場合において、想定金利変動幅については、各期間帯群にまとめられた期間帯に応じ同表に定める想定金利変動幅のうち、最大のものを用いるものとする。）

(2) 株式等 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(3) 外国為替及び金 算出基準日の水準から上下に八パーセント

(4) コモディティ等 算出基準日の水準から上下に十五パーセント

ロ 想定上のボラティリティは、算出基準日の水準から上下に二十五パーセントの範囲内で三以上の数値を設定する。この場合において、設定する数値は範囲の両端及び算出基準日の水準を含むものとする。

二 前号で設定された想定上の原資産価格と想定上のボラティリティのすべての組合せについて、それぞれの場合における想定上のオプション取引等の市場価値を算出する。

三 算出基準日のオプション取引等の市場価値と前号で算出した想定上のオプション取引等の市場価値を比較し、後者が前者を下回る額が最大となる場合における当該下回る額を原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額とする。

四 シナリオ法を用いる場合のオプション取引等に係るマーケット・リスク相当額は、第三号で算出した各原資産が同一であるオプション取引等ごとのマーケット・リスク相当額の合計額とする。

第十章 オペレーショナル・リスク

(オペレーショナル・リスク相当額の算出)

第三百十一条 銀行は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たっては、基礎的手法、粗利益配分手法又は先進的計測手法を用いるものとする。

(基礎的手法)

第三百十二条 基礎的手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、一年間の粗利益（業務粗利益から国債等債券売却益及び国債等債券償還益を除き、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却及び役務取引等費用を加えたものをいう。以下この章において同じ。）（ただし、正の値である場合に限り。）に〇・一五を乗じて得た額の直近三年間の平均値とする。

- 2 前項において、一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合には、当該正の値とならない年以外の年の粗利益の平均値を計算するものとする。
- 3 銀行は、第一項に定める粗利益の計算において、役務取引等費用のうちアウトソーシング（銀行の業務の一部が他の者に委託され、当該他の者の日常的な管理の下で行われることをいう。）の費用にあたらぬものについては、役務取引等費用から除くことができる。

(粗利益配分手法)

第三百十三条 粗利益配分手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、別表第一に従い、一年間の粗利益を各業務区分に配分した上で、当該各業務区分に対応する掛目を乗じて得た額（以下この条及び第三百二十八条において「業務区分配分値」という。）をすべての業務区分について合計したもの（以下この条及び第三百二十八条において「年間合計値」という。）の直近三年間の平均値とする。ただし、年間合計値が零を下回る場合には、零として平均値を計算するものとする。

- 2 前項において、一の業務区分に係る業務区分配分値が負の値の場合には、当該業務区分配分値を他の業務区分に係る業務区分配分値であって正の値のものと相殺することができる。
- 3 前条第三項の規定は、第一項に規定する粗利益について準用する。

(粗利益配分手法の承認)

第三百十四条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、粗利益配分手法を用いることができる。

- 2 前項の承認を受けた銀行は、第三百十八条に基づき承認が取り消された場合又は先進的計測手法の採用につき第三百二十条第一項の承認がなされた場合を除き、当該手法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第三百十五条 粗利益配分手法の採用について前条の承認を受けようとする銀行は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 オペレーショナル・リスクの評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類

四 粗利益を別表第一に定める各業務区分に配分する基準及び手続について明確かつ詳細に記載した書類

五 その他参考となるべき事項を記載した書類
(承認の基準)

第三百十六条 次の各号に掲げる基準に適合している銀行は、第三百十四条第一項の承認を受けられるものとする。

一 オペレーショナル・リスクを管理するための体制（以下この章において「管理体制」という。）の整備について、取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する取締役（委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）（以下この章において「役員」という。）の責任が明確化されていること。

二 営業部門から独立したオペレーショナル・リスクの管理を行う部門（以下この条において「管理部門」という。）を設置していること。

三 管理部門、各業務部門及び内部監査を行う部門において、オペレーショナル・リスクの管理のために十分な人材が確保されていること。

四 管理部門により、オペレーショナル・リスクを特定し、評価し、把握し、管理し、かつ、削減するための方策が策定されていること。

五 オペレーショナル・リスクを評価するための体制が、管理体制と密接に関連していること。

六 重大なオペレーショナル・リスク損失を含むオペレーショナル・リスクの情報について、管理部門から各業務部門の責任者、取締役会及びオペレーショナル・リスクの管理を担当する役員に定期的に報告が行われ、当該報告に基づき適切な措置をとるための体制が整備されていること。

七 内部監査を行う部門により、管理部門及び各業務部門における活動状況を含めた管理体制に対して定期的な監査が行われていること。

(変更に係る届出)

第三百十七条 粗利益配分手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条の基準に適合しない事項がある場合

2 前項第三号に掲げる事態が発生したとき、銀行は、当該事項について改善する旨の計

画を記載した書面又は当該事項が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面をすみやかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百十八条 第三百十四条第一項の承認を受けた銀行が第三百十六条各号に掲げる基準に適合しないこととなった場合であって、粗利益配分手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当と金融庁長官が判断したときは、当該銀行は、当該承認を取り消されることがある。

(先進的計測手法)

第三百十九条 先進的計測手法によるオペレーショナル・リスク相当額は、銀行の内部管理において用いられるオペレーショナル・リスクの計測手法に基づき、片側九十九・九パーセントの信頼区間で、期間を一年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額とする。ただし、当該期間におけるオペレーショナル・リスク損失の額の期待値（以下この章において「期待損失額」という。）が適切に把握され、当該期待損失額に相当する額の引当が行われている場合には、当該最大のオペレーショナル・リスク損失の額から当該期待損失額を除いた額をオペレーショナル・リスク相当額とすることができる。

(先進的計測手法の承認)

第三百二十条 銀行は、金融庁長官の承認を受けた場合に、先進的計測手法を用いることができる。

2 前項の承認を受けた銀行は、第三百二十五条に基づき承認が取り消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければならない。

(承認申請書の提出)

第三百二十一条 先進的計測手法の採用について前条の承認を受けようとする銀行は、次の各号に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号

二 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 前項第二号に規定する責任者の履歴書

三 オペレーショナル・リスクの評価及び管理に関する方針並びに手続について記載した書類

四 先進的計測手法実施計画

五 オペレーショナル・リスク相当額の算出方法について記載された書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 前項第四号に掲げる先進的計測手法実施計画には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 先進的計測手法を用いる範囲及び使用を開始する日

二 先進的計測手法を用いない業務区分又は法人等

(予備計算)

第三百二十二条 先進的計測手法の採用について第三百二十条第一項の承認を受けようとする銀行は、先進的計測手法の使用を開始しようとする日の前営業年度以降において、先進的計測手法に基づいて自己資本比率を予備的に計算し、使用を開始しようとする日の直近の営業年度（使用を開始しようとする日が十月一日以降である場合には当該営業年度を含む。）の中間予備計算報告書及び前営業年度の予備計算報告書を作成しなければならない。

- 2 前項に定める予備的な計算にかかわらず、先進的計測手法の採用について承認を受けるまでは、当該銀行の自己資本比率の算出は、なお従前の手法によらなければならない。
- 3 第一項に定める自己資本比率の予備的な計算を行おうとする場合は、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、金融庁長官に届出を行わなければならない。
- 4 第一項に掲げる中間予備計算報告書は、当該営業年度の開始の日から当該営業年度の九月三十日までの間の管理体制の運用状況及び当該営業年度の九月三十日の自己資本比率の状況に関する事項を記載し、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、承認申請書の提出に先だって、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。
- 5 第一項に掲げる予備計算報告書は、当該営業年度の管理体制の運用状況及び当該営業年度の末日の自己資本比率の状況に関する事項を記載し、前条第一項及び第二項に掲げる書類に準じた書類を添付して、承認申請書の提出に先だって、当該期間経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(承認の基準)

第三百二十三条 次の各号に掲げる基準に適合している銀行は、第三百二十条第一項の承認を受けられるものとする。

- 一 当該銀行が、次項に掲げる定性的基準に適合していること。
 - 二 当該銀行が、第三項に掲げる定量的基準に適合していること。
- 2 前項第一号の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 第三百十六条第一号から第七号までに規定する基準（この場合において、同条第二号中「営業部門」とあるのは「他の部門」と、同条第四号中「評価し」とあるのは「計測し」と、同条第五号中「評価する」とあるのは「計測する」と、同条第六号中「重大なオペレーショナル・リスク損失」とあるのは「オペレーショナル・リスク損失」とする。）
 - 二 各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために、オペレーショナル・リスク損失の額、オペレーショナル・リスク相当額その他のオペレーショナル・リスクの情報を適切に活用していること。
 - 三 オペレーショナル・リスクの計測手法におけるオペレーショナル・リスクの情報の

取扱い方法について透明性が確保されており、金融庁長官が必要に応じて検証することができるように整備されていること。

3 第一項第二号の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 オペレーショナル・リスクの計測手法においては、オペレーショナル・リスク損失事象が適切に把握されていること。

二 オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、リスクの特性、損失事象の種類、各業務区分その他の区分に応じて複数に分けて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計した額が用いられていること。ただし、当該複数に分けて算出された各オペレーショナル・リスク相当額の相関関係が適切に把握されている場合には、当該相関関係に基づくオペレーショナル・リスク相当額の調整を行うことが認められる。

三 オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、内部損失データ、外部損失データ及びシナリオ分析が適切に用いられていること。また、業務環境及び内部統制要因が適切に反映されていること。

四 オペレーショナル・リスク相当額の算出においては、三年以上の期間にわたり銀行が収集した内部損失データが用いられており、先進的計測手法実施計画が合理的なものであること。

五 内部損失データの収集においては、次に掲げる基準が満たされていること。

イ 内部で定める客観的な基準を用いて過去の内部損失データに含まれるオペレーショナル・リスク損失の額及び回収額を別表第一の業務区分及び別表第二の損失事象の種類に配分した結果が、金融庁長官の要請に応じて提出できるよう整備されていること。

ロ 内部損失データには、銀行のすべての業務における一定の閾値以上のオペレーショナル・リスク損失の額を伴うすべてのオペレーショナル・リスク損失のデータが含まれていること。

ハ ロにおける内部損失データの収集における閾値は、百万円以下で銀行が定めた値とすること。

ニ 内部損失データは、各オペレーショナル・リスク損失について、損失事象が発生した日付（発生した日付が不明な場合は発覚した日付とする。）、オペレーショナル・リスク損失の額、回収額及び損失事象の発生要因に関する情報を含むこと。損失事象の発生要因に関する情報は、オペレーショナル・リスク損失の額の大きさに応じて詳細なものとする。

ホ 情報システム部門のように複数の業務区分に関係する特定の業務を集中的に行う部門におけるオペレーショナル・リスク損失のデータ及び複数の業務区分にまたがる活動におけるオペレーショナル・リスク損失のデータを別表第一の業務区分に配分する基準並びに異なる時点に発生した相互に関連する複数の事象から発生したオペレーショナル・リスク損失のデータを別表第二の損失事象に配分する際の基準を

作成していること。

へ この告示における自己資本比率の計算において信用リスクの損失に該当するとともにオペレーショナル・リスクの損失にも該当する損失は、信用リスク・アセットの額の算出において反映されていること。また、当該損失うち重要なものは、オペレーショナル・リスク・データベース（オペレーショナル・リスク損失に係る情報の集合物であって、特定のオペレーショナル・リスク損失に係る情報を検索できるように体系的に構成したものをいう。）においてすべて特定されていること。

ト この告示における自己資本比率の計算においてマーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク相当額の算出に反映されるように取り扱われていること。

六 外部損失データには、オペレーショナル・リスク損失の額、損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報並びに当該損失データを参照することの妥当性を判断するために必要なその他の情報が含まれていること。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、外部損失データを使用する条件及び方法についての手続が体系的に規定されており、かつ、当該規定が定期的に検証されていること。

七 シナリオ分析においては、損失額が大きい事象の発生が合理的に想定されていること。また、その結果については、実際のオペレーショナル・リスク損失と比較した検証及び再評価が適切に行われていること。

八 オペレーショナル・リスクの計測手法に、業務環境及び内部統制要因が適切に反映されていること。当該要因の反映に当たって、以下の基準が満たされていること。

イ 各要因のリスク相当額への影響が可能な限り定量化されていること。

ロ 各要因のリスク相当額への影響を定量化する際には、各要因の変化に対するリスク感応度及び要因ごとの重要性が合理的に判断されていること。また、業務活動の複雑化及び業務量の増加による潜在的なリスクの増大の可能性が適切に捕捉されていること。

九 内部損失データ及び外部損失データの使用方法並びに業務環境及び内部統制要因の反映方法の適切性が検証されていること。

十 第二条第三項及び第十三条第二項の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

4 第三百十九条第一項の承認を受けた銀行は、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後二年後前までは、四年以上の期間にわたり、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、五年以上の期間にわたり、銀行が収集した内部損失データに基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出しなければならない。

（変更に係る届出）

第三百二十四条 先進的計測手法を用いる銀行は、次の各号のいずれかに該当することと

なった場合は、遅滞なく、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

一 承認申請書の記載事項に変更がある場合

二 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合

三 前条第二項から第四項までの基準に適合しない事項がある場合

- 2 前項第三号に掲げる事態が発生したとき、銀行は、当該事項について改善する旨の計画を記載した書面又は当該事項が当該銀行のリスクの観点から重要でない旨の説明を記載した書面をすみやかに提出しなければならない。

(承認の取消し)

第三百二十五条 第三百二十条第一項の承認を受けた銀行が第三百二十三条第二項から第四項までの基準に適合しない事項がある場合であって、先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出することが不適当であるときは、当該銀行は、金融庁長官により当該承認を取り消されることがある。

(所要自己資本の下限)

第三百二十六条 先進的計測手法を用いる銀行は、次の表に定める期間においては、旧所要自己資本額に次の表に定める割合を乗じた額から新所要自己資本の額を除いた額が正となる場合には、当該差額に十二・五を乗じた額をリスク・アセットに加えなければならない。

	手法の使用を開始する日 以後一年間	手法の使用を開始する日 から一年を経過した日以後 一年間
先進的計測手法を採用 する銀行の場合	九十パーセント	八十パーセント

- 2 前項に掲げる「新所要自己資本の額」とは、リスク・アセットの額（自己資本比率の算式の分母をいう。）に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。）を乗じて得た額に控除項目の額及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額を加え、補完的項目のうち標準的手法に係る一般貸倒引当金の額及び第百五十六条に定める補完的項目に算入することができる額（内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・六パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、〇・三パーセントとする。）を限度とする。）を除いて得た額をいう。

- 3 前項に掲げる「旧所要自己資本の額」とは、先進的計測手法を採用する直前の手法により計算されたリスク・アセットの額に八パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、四パーセントとする。）を乗じて得た額に控除項目の額及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額を加え、補完的項目のうち標準的手法に係る一般貸倒引当金の額及び第百五十六条に定める補完的項目に算入することができる額（内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・六パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、〇・三パーセントとする。）を限度とする。）を除いて得た額をいう。

(段階的適用)

第三百二十七条 先進的計測手法を用いる銀行は、すべての業務区分並びに銀行及び連結

の範囲に含まれるすべての法人等（第二十二条及び第三十三条の規定によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合に限る。以下この章において同じ。）について、先進的計測手法を用いなければならない。ただし、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について、業務区分ごと又は法人等ごとに基礎的手法又は粗利益配分手法を用いる旨を先進的計測手法実施計画において定めている場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きについて、銀行は、先進的計測手法の使用を開始する時点において、オペレーショナル・リスク相当額の大部分を先進的計測手法で算出していなければならない。

（部分適用）

第三百二十八条 銀行は、先進的計測手法実施計画に記載がある場合には、銀行の一部の業務区分又は連結の範囲に含まれる一部の法人等について先進的計測手法を用い、その他の業務区分又は法人等については基礎的手法又は粗利益配分手法（業務区分に先進的計測手法を用いない場合には、粗利益配分手法に限る。）を用いることができる。

- 2 前項の規定は、銀行が次に掲げる基準に適合する場合に限り適用されるものとする。

一 すべての業務におけるオペレーショナル・リスク相当額が、第一項に掲げるいずれかの手法により捕捉されていること。

二 先進的計測手法の対象となるすべての業務区分又は銀行及び法人等について、先進的計測手法を使用するための定性的基準及び定量的基準を満たしており、粗利益配分手法が使用される法人等又は業務区分については、粗利益配分手法を使用するための適格性基準を満たしていること。

三 第二十二条及び第三十三条の規定によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合であって自己資本比率の算出において連結の範囲に含まれる法人等ごとに異なる手法を用いるときは、すべての重要な法人等（異なる手法を適用することにより、算出されるオペレーショナル・リスク相当額が本来のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人等及び粗利益が銀行の連結財務諸表に基づく粗利益（当該銀行を子法人等とする銀行又は銀行持株会社（以下「親銀行等」という。）がある場合には当該親銀行の連結財務諸表に基づく粗利益とする。）の[二]パーセント以上を占める法人等をいう。）について先進的計測手法を用いること。
[二パーセントという数値については現段階での案]

四 銀行が業務区分ごとに異なる手法を用いる場合には、重要な業務区分（年間合計値に占める業務区分配分値の割合が、三年連続して銀行の粗利益（銀行が第二十二条及び第三十三条の規定によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する場合において、当該銀行に親銀行等があるときは当該親銀行等の連結財務諸表に基づく粗利益とする。次号において同じ。）の[二]パーセント以上を占める業務区分又は過去三年以内に第三百十六条第六号に規定する重大なオペレーショナル・リスク損失が発生した業務区分をいう。）については先進的計測手法を使用し、かつ、業務区分ごとに適切な管理体制が構築していること。

五 前二号により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額が算出されない法人等又は業務区分の粗利益の合計が銀行の粗利益の十パーセントを超えないこと。

- 3 前項第四号において、「過去三年」とあるのは、先進的計測手法の使用を開始する日から一年を経過した日以後二年後前までは、「過去四年」と、先進的計測手法の使用を開始する日から二年を経過した日以後は、「過去五年」とする。
- 4 第二項第三号及び四号の規定の適用にあたり、銀行が、前条の規定により先進的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出する業務区分又は法人等を段階的に拡大しようとする場合には、段階的な拡大の期間終了時点で、すべての重要な法人等又は重要な業務区分に対して先進的計測手法を用いていけばよいこととする。
- 5 銀行が外国において他の銀行を子会社として有している場合の当該他の銀行の設立国における自己資本比率の規制において先進的計測手法の使用のみが認められている場合には、当該銀行の第二十二条の規定によるオペレーショナル・リスク相当額の算出に際しては、第二項第三号及び第五号（業務区分ごとに異なる手法を用いる場合を除く。）は適用されないこととする。

（リスク削減）

第三百二十九条 銀行は、次に掲げる基準が満たされる場合には、オペレーショナル・リスク相当額の二十パーセントを限度として、オペレーショナル・リスクに対する保険契約に基づく保険金支払限度額の範囲において、オペレーショナル・リスク相当額の削減を行うことができる。

- 一 銀行が契約する保険会社等（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同法同条第六項に規定する外国保険業者をいう。）が、第一条第十二号に規定する依頼格付においてA-以上又はそれに相当する格付を有していること。
- 二 契約当初の保険契約期間が一年以上であること。契約の残存期間が一年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてリスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと。ただし、当該残存期間が九十日以内の場合には、保険によるリスク相当額の削減は認められない。
- 三 保険契約において、保険会社等からの通知により解約が可能な場合には、九十日以上 の事前通知期間が設けられていること。
- 四 保険契約において、銀行が行政処分を受けた場合又は破綻した場合について保険の対象から除外される規定又は保険が制限される規定が設けられていないこと。
- 五 オペレーショナル・リスク相当額の削減効果の算出に当たっては、保険契約に定める補償の範囲とオペレーショナル・リスク損失の発生頻度及び損失の額との関係が明確であること。
- 六 保険が、銀行の子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）以外の実質的な第三者である保険会社等より提供されていること。子会社等により保険が提供されている場合は、この条に規定する適格基準を満た

す実質的な第三者である保険会社等にオペレーショナル・リスクがさらに移転されていること。

七 当該保険によるオペレーショナル・リスク相当額の削減について適切に把握するための手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 オペレーショナル・リスク相当額の削減額の算出に当たっては、保険契約の解約及び非更新の条件、契約の残存期間、保険金支払の不確実性並びに保険契約の補償範囲とオペレーショナル・リスクの損失事象の差異及び整合性が適切に考慮されていること。

九 第七号に規定する書類が開示されていること。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、先進的内部格付手法及び先進的計測手法の規定は、平成二十年三月三十一日から適用する。

(自行推計ボラティリティ調整率の適用日前の承認)

第二条 銀行は、平成十九年三月三十一日前においても、改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率を定める件（以下「新告示」という。）第九十八条から第百条までの規定の例により、自行推計ボラティリティ調整率の使用に関する承認の申請をし、金融庁長官の承認を受けることができる。この場合において、この承認の効力は、平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

(エクスポージャー変動額推計モデルの適用日前の承認)

第三条 前条の規定は、エクスポージャー変動額推計モデルの使用に関する承認について準用する。この場合において、前条中「第九十八条から第百条」とあるのは「第百一条から第百十三条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「エクスポージャー変動額推計モデル」と読み替えるものとする。

(内部格付手法の適用日前の予備計算及び承認)

第四条 基礎的内部格付手法採用行になろうとする銀行は、平成十九年三月三十一日前においても、新告示第百四十五条から第百四十七条までの規定の例により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、自己資本比率を予備的に計算し、直近の営業年度の中間予備計算報告書及び前営業年度の予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行い、当該内部格付手法を採用することの承認の申請をし、金融庁長官の承認を受けることができる。この場合において、当該承認の効力は平成十九年三月三十一日から生ずるものとする。

2 前項の規定は、先進的内部格付手法採用行になろうとする銀行について準用する。この場合において、前項中「基礎的内部格付手法採用行」とあるのは「先進的内部格付手法採用行」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「直近の営業年度」とあるのは「直近の二営業年度」と、「前営業年度」とあるのは「前二年営業年度」と読み替えるものとする。

- 3 前項に掲げる銀行であって、新告示第百四十五条から第百四十七条までの規定の例及び前項の規定により、自己資本比率の予備的な計算の届出をし、平成十八年三月三十一日から自己資本比率を予備的に計算し、中間予備計算報告書及び予備計算報告書の作成及び金融庁長官への提出を行っているものは、平成十九年三月三十一日以後一年間は、なお従前の例によることができる。

(内部モデル方式の適用日前の承認)

第五条 附則第二条の規定は、マーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、附則第二条中「第九十八条から第百条」とあるのは「第二百八十一条から第二百八十六条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「内部モデル方式」と読み替えるものとする。

- 2 附則第二条の規定は、マーケット・リスク相当額の算出に当たってシナリオ法の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、附則第二条中「第九十八条から第百条まで」とあるのは「第三百三条第四項並びに第三百六条及び第三百七条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「シナリオ法」と読み替えるものとする。

(適用日前から内部モデル方式を採用している銀行のみなし承認規定)

第六条 平成十九年三月三十一日前（附則第四条第三項の規定に従い平成十九年三月三十一日以後の一年間について改正前の銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率を定める件（以下「旧告示」という。）に基づき自己資本比率を計算する銀行にあつては平成二十年三月三十一日前とする。以下この条において同じ。）に旧告示別表3の規定によりマーケット・リスク相当額の算出に当たって内部モデル方式を使用している銀行は、平成十九年三月三十一日前に新告示第二百八十二条第一項各号に掲げる事項を記載した書類に同条第二項各号に掲げる書類を添付して金融庁長官に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をした銀行は、平成十九年三月三十一日において新告示第二百八十一条の承認を受けたものとみなす。
- 3 平成十九年三月三十一日前に旧告示別表3の規定によりオプション取引等のマーケット・リスク相当額の算出に当たってシナリオ法を採用している銀行については、前二項の規定を準用する。この場合において、第一項中「内部モデル方式」とあるのは「シナリオ法」と、「新告示第二百八十二条」とあるのは「新告示第三百六条」と、第二項中「第二百八十一条」とあるのは「第三百三条第四項」と読み替えるものとする。

(粗利益配分手法の適用日前の承認)

第七条 附則第二条の規定は、粗利益配分手法の採用についての承認を受けようとしている銀行について準用する。この場合において、附則第二条中「第九十八条から第百条」とあるのは「第三百十四条から第三百十六条」と、「自行推計ボラティリティ調整率」とあるのは「粗利益配分手法」と読み替えるものとする。

(先進的計測手法の適用日前の予備計算及び承認)

第八条 先進的計測手法の採用についての承認を受けようとしている銀行については、附則第四条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「基礎的内部格付手法採用行になろうとする」とあるのは「先進的計測手法を採用しようとする」と、「平成十九年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「直近の営業年度」とあるのは「直近の二営業年度」と、「前営業年度」とあるのは「前二年営業年度」と読み替えるものとする。

2 先進的計測手法を採用しようとする銀行であって平成十九年三月三十一日に標準的手法を採用する銀行又は基礎的内部格付手法採用行になる銀行は、平成十九年三月三十一日以後の一年間についてオペレーショナル・リスク相当額を基礎的手法又は粗利益配分手法を用いて算出しなければならない。

3 前項において、銀行は、附則第七条の規定に基づく承認を受けたときに限り、粗利益配分手法を採用することができる。

(移行期間中における段階的適用部分の取扱い)

第九条 平成十九年三月三十一日に基礎的内部格付手法採用行になる銀行及び平成二十年三月三十一日に先進的内部格付手法採用行になる銀行であって先進的内部格付手法の採用直前までに旧告示により自己資本比率を計算している銀行については、内部格付手法実施計画に特段の定めがある場合に限り、新告示第百五十一条中「標準的手法を適用する」とあるのは「標準的手法又は旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法を適用する」とする。

(移行期間中における内部格付手法の適用に伴う所要自己資本の額の下限の特則)

第十条 平成十九年三月三十一日以後三年間は、新告示第百五十五条第一項の表に代えて、次の表を用いるものとする。この場合において、基礎的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法採用行になるときは、先進的内部格付手法採用行になる前の期間について次の表中の基礎的内部格付手法採用行の規定が適用されるものとし、先進的計測手法を採用している銀行が内部格付手法採用行になるときは、内部格付手法採用行になる前の期間について次条の先進的計測手法を採用する銀行の規定が適用されるものとする。

	平成十九年 三月三十一日以後 一年間	平成二十年 三月三十一日以後 一年間	平成二十一年 三月三十一日以後 一年間
基礎的内部格付手法 採用行の場合	九十五パーセント	九十パーセント	八十パーセント
先進的内部格付手法 採用行の場合	—	九十パーセント	八十パーセント

2 平成十九年三月三十一日以後三年間は、新告示第百五十五条第三項中「標準的手法」とあるのは「旧告示の信用リスク・アセットの額の算出方法」とする。

3 前二項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日以後の一年間に内部格付手法採用行になる銀行は、次の第一号の額を第二号の額が上回る場合には第二号の額を所要

自己資本額とする。

一 第一項に基づいて算出される所要自己資本の額

二 新告示第百五十五条第一項に規定する「旧所要自己資本額に次に表に定める割合を乗じた額」

(移行期間中における先進的計測手法の適用に伴う所要自己資本の額の下限の特則)

第十一条 平成二十年三月三十一日以後二年間は、新告示第三百二十六条第一項の表に代えて、次の表を用いるものとする。この場合において、内部格付手法採用行が先進的計測手法を採用するときは、先進的計測手法を採用する前の期間について前条の規定を適用するものとする。

	平成二十年三月三十一日 以後一年間	平成二十一年三月三十一日 以後一年間
先進的計測手法を採用 する銀行の場合	九十パーセント	八十パーセント

2 平成二十年三月三十一日から三年間は、新告示第三百二十六条第三項中「先進的計測手法を採用する直前の手法により」とあるのは「旧告示に基づき」とし、同項中「及び資本勘定に含まれている期待将来収益の額」、「標準的手法に係る」及び「及び第百五十六条に定める補完的項目に算入することができる額（内部格付手法により算出される信用リスク・アセットの額の〇・六パーセント（海外営業拠点を有しない銀行においては、〇・三パーセントとする。）を限度とする。）」を削る。

3 前二項の規定にかかわらず、平成二十一年三月三十一日から一年間に先進的計測手法採用行になる銀行は、次の第一号の額を第二号の額が上回る場合には第二号の額を所要自己資本額とする。

一 第一項に基づいて算出される所要自己資本の額

二 新告示第三百二十六条第二項に規定する「新所要自己資本の額」

(移行期間中におけるその他の経過措置)

第十二条 平成十九年三月三十一日から三年間においては、居住用不動産向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する際には、新告示第二百二十三条第一項中「長期平均デフォルト時損失率」とあるのは「長期平均デフォルト時損失率又は十パーセントのいずれか高い値」とする。

2 基礎的内部格付手法について、新告示第二百二十条第四項中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

3 新告示第二百二十一条第二項、第二百二十五条及び第二百三十四条中「五年以上の観測期間」とあるのは、平成十九年三月三十一日以後一年間は「二年以上の観測期間」、平成二十年三月三十一日以後一年間は「三年以上の観測期間」、平成二十一年三月三十一日以後一年間は「四年以上の観測期間」とする。

4 銀行は、平成十九年三月三十一日以後の三年間において内部格付手法を採用しようと

する場合には、次に各号に従うものとする。

一 平成十九年三月三十一日前に内部格付手法の採用について承認を申請する銀行の場合、新告示第百四十八条第一号及び第二号中「当該承認に先だって三年以上にわたり」とあるのは「承認の申請をする日に」とする。

二 平成十九年三月三十一日以後に内部格付手法の採用について承認を申請する銀行の場合、新告示第百四十八条第一項及び第二項中「当該承認に先だって三年以上にわたり」とあるのは「平成十九年三月三十一日以後」とする。

(株式エクスポージャーに関する経過措置)

第十三条 内部格付手法採用行は、第百七十三条及び第百七十四条の規定にかかわらず、当該銀行が平成十六年六月二十八日以後九月三十日までの間から選択する日（以下「基準日」という。）において保有するエクスポージャー（基準日に当該エクスポージャーを取得する約定を行ったものを含む。）のうち、基準日において次の各号のいずれかに該当するものについては、当該エクスポージャーの保有を継続している場合に限り、平成二十六年六月三十日まで、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

一 第一条第四十三号イに掲げる性質を満たすエクスポージャーである場合（第八条第一項、第十九条第一項、第二十九条第一項又は第四十条第一項に該当する場合を除く。）

二 信託受益権又は投資のために設立された法人その他類似のものに対する持分であって、当該信託に属する財産又は当該法人の保有する資産が前号の条件を満たすものであり、かつ、当該銀行が当該資産のうち継続して保有されるものの銘柄及び額を特定することができる場合

2 前項の場合において、当該エクスポージャーの発行主体による株式分割に起因する保有株式の数の増加が生じたときは、前項のエクスポージャーは継続して保有されているものとして扱うことができる。

3 前項の場合において、銀行は、基準日の翌日以降に当該エクスポージャーと銘柄が同一のエクスポージャーを取得した後に売却したときは、当該取得分を限度として、基準日の翌日以降に取得したものを売却したものとして扱うことができる。

4 銀行は、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、第一項の規定又は標準的手法に基づいて百パーセントのリスク・ウェイトが適用されていたエクスポージャーについて、銀行とその子法人等との間又はその子法人等の間で保有主体が変更された場合には、当該エクスポージャーの額に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、当該行為が自己資本比率の操作を目的にしていると認められる場合は、この限りではない。

5 銀行に親銀行等がある場合であって、当該親銀行等の子法人等（当該銀行及びその子法人等を除く。）から、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、第一項の規定又は標準的手法に基づいて百パーセントのリスク・ウェイトが適用されているエクスポージャーを当該銀行又はその子法人等が取得したときは、当該エクスポージャーの額に百パーセン

トのリスク・ウェイトを乗じた額を信用リスク・アセットの額とすることができる。ただし、当該行為が自己資本比率の操作を目的にしていると認められる場合は、この限りではない。

(別表第一)

掛目	業務区分	備 考
1 2 %	リテール・バンキング	リテール（中小企業等及び個人）向け預貸関連業務等。
1 5 %	コマーシャル・バンキング	リテール向け以外の預貸関連業務。
1 8 %	決済業務	決済に係る業務。
1 2 %	リテール・ブローカレッジ	主として小口の顧客を対象とする証券関連業務。
1 8 %	トレーディング及びセールス	特定取引に係る業務及び主として大口の顧客を対象とする証券、為替、金利関連業務等。
1 8 %	コーポレート・ファイナンス	企業の合併・買収の仲介、有価証券の引受・売却・募集の取扱い等、その他顧客の資金調達関連業務等（リテール・バンキング及びコマーシャル・バンキングに該当するものを除く。）。
1 5 %	代理業務	顧客の代理として行う業務。
1 2 %	資産運用	顧客のために資産の運用を行う業務。

(注) 粗利益配分手法を用いる場合に限る。

1. 銀行のすべての業務から発生する粗利益のすべてが、相互に重複することなくこの表に定める業務区分に配分されなければならない。
2. 粗利益の配分の際には、原則としてこの表に定める業務区分は信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額を算出する際に用いる業務区分の定義と整合的でなくてはならない。この原則に従わない場合には、文書により明確な理由が示されていなければならない。
3. この表に定める業務区分に含まれている業務に付随する業務（以下「付随業務」という。）の粗利益については、当該業務区分に配分されなければならない。付随業務が複数の業務区分に含まれる業務に付随している場合は、銀行が自ら定める客観的な基準を用いて粗利益が配分されなければならない。
4. ある業務の粗利益を特定の業務区分に配分することができない場合には、当該業務と最も関連が深い業務区分に配分されなければならない。また、当該業務の付随業務の粗利益も、当該最も関連が深い業務区分に配分されなければならない。
5. 複数の業務区分に粗利益を配分するに当たって、銀行は財務会計又は管理会計に基づく適切な基準を用いなければならない。ただし、配分した粗利益の額の合計が、基礎的手法を使用する場合に用いられる粗利益の額と等しくなければならない。
6. 粗利益の配分の手順は、取締役会の承認に基づき役員が責任を持つものでなければならない。
7. 粗利益の配分の手順は、内部監査を行う部門による検証を受けなければならない。

(別表第二)

損失事象の種類	オペレーショナル・リスク損失
内部の不正	詐欺若しくは財産の横領又は規制、法令若しくは内規の回避を意図したような行為による損失であって、銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの（差別行為を除く）。
外部からの不正	第三者による、詐欺、財産の横領又は脱法を意図したような行為による損失。
労務慣行及び職場の安全	雇用、健康若しくは安全に関する法令若しくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害又は差別行為による損失。
顧客、商品及び取引慣行	特定の顧客に対する過失による職務上の義務違反（受託者責任、適合性等）又は商品の性質若しくは設計から生じる損失。
有形資産に対する損傷	自然災害その他の事象による有形資産の損傷による損失。
事業活動の中断及びシステム障害	事業活動の中断又はシステム障害による損失。
注文等の執行、送達及びプロセスの管理	取引相手や仕入先との関係から生じる損失又は取引処理若しくはプロセス管理の失敗による損失。